

# 学生生活のしおり

令和8年度入学者用

このしおりは、学生生活に欠かすことのできない冊子です。1度は通読し、卒業まで大切に保管・活用してください。

なお、記載事項は入学年度により異なりますので注意してください。

旭川医科大学

## 関係緊急連絡先一覧

学内で事件、事故、災害等に遭った場合又は発見した場合には、必要に応じて警察や消防署に連絡をすると同時に学務課に連絡してください。(下表参照)

なお、土日祝日等大学職員が不在の場合は、防災センターに連絡してください。

区分	官署等名	電話番号	備考
救急・消防	旭川市消防本部	119	
警察	旭川東警察署	110	
大学 学務課	学務課総務係	0166-68-2284	
	防災センター	0166-69-3145	土日祝日等大学職員が不在の場合

## 学内連絡先一覧

区分	官署等名	電話番号	備考
学年担当教員	令和8年度医学科第1学年	0166-68-2713	
学年担当教員	令和8年度看護学科第1学年	0166-68-2912	
学務課 平日 8:30 ~ 17:15	総務係	0166-68-2208	授業料免除、奨学金、保険及び課外活動、福利厚生施設等に関すること
	看護学科事務係	0166-68-2900	看護学科奨学金、看護学科学生用ロッカー等の看護学科の学生に関すること
	教育企画係	0166-68-2207	共用試験、国家試験等に関すること
	教務係	0166-68-2206	授業及び定期試験等、また、講義室・チューリアル室等の教室に関すること
	大学院・留学生係	0166-68-2209	大学院、外国人留学生に関すること
	入学試験係	0166-68-2214	入学試験、オープンキャンパスに関すること
	保健管理センター	0166-68-2768	体調の急変、処置の必要なケガ、感染症等への罹患等、心身の健康管理に関すること



「Campus-Xs」ログイン画面

# 学生生活のしおり 令和8年度入学者用 目次

旭川医科大学の教育理念、教育目標	3
旭川医科大学医学部医学科（学士課程）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	4
医学科2024カリキュラムにおけるコンピテンシー	5
旭川医科大学医学部医学科（学士課程）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	6
旭川医科大学医学部医学科2024カリキュラム カリキュラムマップ	7
旭川医科大学医学部看護学科（学士課程）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	8
旭川医科大学医学部看護学科（学士課程）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	9
旭川医科大学医学部看護学科2022カリキュラム カリキュラムマップ	10
旭川医科大学アセスメント・ポリシーについて	11
旭川医科大学大学院の基本理念	13
修士課程（看護学専攻）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	14
修士課程（看護学専攻）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	15
博士課程（医学専攻）ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	16
博士課程（医学専攻）カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）	17
旭川医科大学大学院アセスメントポリシー	18
アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）	19
旭川医科大学ソーシャルメディア利用ガイドライン	24
旭川医科大学における生成AIの利用について	27

## 1. 本学の組織

1. 旭川医科大学組織図	28
2. 講座・学科目及び病院診療科	29

## 2. 学年暦

1. 令和8年度学年暦	30
-------------	----

## 3. 教育課程と学習

〔医学科〕

1. 教育課程の特色	31
2. 教育課程	31
3. 卒業の要件	32
4. 進級の要件	32

〔看護学科〕

1. 看護学教育の理念・目的	33
2. 看護学の特色	33
3. 学士課程で求める看護実践能力	33
4. ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）および学年別到達目標	34
5. 教育課程	34
6. 選択課程	35
7. 進級の要件	35
8. 臨地看護学実習に出るための要件	35
9. 卒業の要件	35
数理データサイエンスAI教育プログラム	38

## 4. 授業と学修

1. 授業科目の履修・聴講	39
2. 授業科目の出席及び欠席	39
3. 授業時間	40
4. 学修支援システムについて	40
5. 定期試験	40
6. 授業科目の評語について	40
7. 成績評価異議申立制度について	40
8. 学年担当教員	41
9. グループ担任（看護学科）	41
10. 医学科の学生支援メンター制度	41
11. オフィスアワー	41
12. 講義室の貸出について	41
13. チュートリアル室の貸出について	42
14. 実習室の利用について	43

## 5. 図書館

## 6. 授業料

## 7. 学生生活

1. 大学組織と学務課の主な業務	50
2. 学生関係諸証明・諸手続一覧	51
3. 窓口事務取扱時間	52

4. 表彰制度について	52
5. ハラスメントの防止について	52
6. 事故	53
7. 事故・法律等違反の防止及び処分について	54
8. 「何でも相談窓口」について	55
9. 「かぐらおか」について	55
10. ルール・マナーについて	55
11. 一般的注意事項	56
(1) 学生への連絡	56
(2) 郵便物等	56
(3) 電話	56
(4) 遺失物・盗難	56
(5) 学生証	56
(6) ロッカーの利用	57
(7) マイナンバーカードの健康保険証利用について	57
(8) 自動車通学の規制について	57
(9) 本学敷地内の禁煙	57
(10) 本学敷地内での火気使用	57
12. 簡易郵便局	57
13. 現金自動預金・支払機 (ATM)	58
14. 病院内への立ち入り・通行について	58

## 8. 福利厚生

1. 経済生活	59
(1) 授業料減免	59
(2) 授業料徴収猶予	59
(3) 日本学生支援機構【給付奨学金】	59
(4) 日本学生支援機構【貸与奨学金】	59
(5) 旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金	60
(6) 旭川医科大学医学部看護学科学生に対する奨学資金	60
(7) その他の奨学団体	60
(8) 旭川医科大学学部学生授業料特別貸与	60
(9) アパート・下宿について	61
(10) アルバイトについて	61
(11) スチューデント・アシスタントについて	61
(12) 通学定期乗車券購入申込書等の発行	61
(13) 学生旅客運賃割引証 (学割証) の発行	61
2. 福利厚生施設	61
3. 健康管理	62
4. 各種保険	63
〔医学科〕	
学生教育研究災害傷害保険 (学研災)	63
医学生教育研究賠償責任保険 (医学賠)	63
学研災付帯学生生活総合保険	64
〔看護学科〕	
看護学科学生Will2保険	64
5. 国民年金の学生納付特例制度について	64

## 9. 課外活動

1. 課外活動について	66
(1) 学生団体への加入	66
(2) 学生団体の設立、継続	66
(3) 学外団体への加入又は参加	66
(4) 掲示、印刷物の配布	66
(5) 集会・催し	66
(6) 学外での活動	66
(7) 傷害保険等の加入	66
2. 課外活動の施設	66
(1) 体育館	66
(2) 武道場	67
(3) 弓道場	67
(4) 陸上競技場	67
(5) 野球場	67
(6) テニスコート	67
(7) 多目的室	67
(8) その他	67
3. 課外活動用具の貸出し	67
4. 学生団体一覧	68
5. 行事	69
(1) 医大祭	69

## 10. 旭川医科大学学友会

## 11. 国家試験について

## 12. 学生が関係する学内諸規則

## 13. 学内建物案内図

1. 建物等配置図	74
2. 建物平面図	75
講義実習棟	75
臨床講義棟	76
看護学科棟(1)	77
看護学科棟(2)	78
図書館	79
福利厚生施設	80
体育館	81
武道場	81
弓道場	82
体育管理施設合宿研修所	82

## 14. 役職員等

## 旭川医科大学の理念、使命

### 大学の理念

旭川医科大学は、豊かな自然環境の中で真摯な教育及び研究活動を行い、医学・看護学の発展に尽くすとともに、地域及び国際社会における保健・医療・福祉の向上に貢献する。

### 大学の使命

旭川医科大学は、少子・高齢化及び人口減少が急速に進む北海道の地域医療を支えることに重点を置き、献身的かつ有能な医師及び看護職者を育成することで地域社会の保健・医療・福祉を安定的に向上させる。また、独自性の高い研究活動と先進的な医療活動を通して医学・看護学の発展に貢献する。

医学科	看護学科
<p><b>教育理念</b></p> <p>旭川医科大学医学部医学科は、豊かな人間性と高い倫理観を備え、高度な知識・技能と幅広い学問的視野を持ち、医学の発展及び保健・医療・福祉の向上を通じて社会に貢献する強い意志を有する医療人及び研究者を育成する。</p>	<p><b>教育理念</b></p> <p>旭川医科大学医学部看護学科は、未来を切り開く開拓者精神と生命の尊厳を貴ぶ人間性を備え、責務（Accountability）・権能（Authority）・自律（Autonomy）を基盤に据えながら、先進的な保健・医療・福祉活動を通じて、看護学の発展と共に地域社会に貢献する人材を育成する。</p>
<p><b>教育目標</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 広く深い教養とコミュニケーション能力を身につけ、他者を思いやることのできる豊かな人間性を育む。</li><li>2 生命を尊重するとともに、倫理的配慮の下に人々の多様性及び人権を擁護し、信頼関係を築ける人材を育てる。</li><li>3 進歩した専門的知識・技能を修得するとともに、生涯にわたり学修及び研究を継続する強い意志を育む。</li><li>4 地域住民の医療や福祉の実際を理解し、問題点の解決に実質的に貢献するための能力を養う。</li><li>5 保健・医療・福祉の向上を通じて地域及び国際社会の発展に尽そうとする幅広い視野と意欲を涵養する。</li></ol>	<p><b>教育目標</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 広い視野をもちながら、北海道の地域特性を理解し、より良い未来に向け積極的に行動する態度を養う。</li><li>2 幅広い人間理解に基づく倫理観を培い、共感性をもって人々と信頼関係を育むことができる豊かな人間性を養う。</li><li>3 生命と向き合うことへの自覚と責任感を育み、人々に最善の利益をもたらすための知識を修得し、論理的思考力と研究力を養う。</li><li>4 看護専門職として自己研鑽する力を持ち、チーム活動を通して自律性と看護実践能力を養う。</li><li>5 保健・医療・福祉の活動に参画することで、多様な立場の人々と協働し健康課題を解決し、生涯にわたり看護と地域及び国際社会に貢献する意欲を養う。</li></ol>

## 旭川医科大学医学部医学科（学士課程） ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

医学部医学科では、教育の理念及び目標に沿って編成された年次カリキュラムを履修し、以下の資質と能力を身につけたと認められる学生に対し、学士（医学）の学位を授与します。

### 1. 倫理観とプロフェッショナリズム（態度）

豊かな人間性と高い倫理観を備え、人々の多様性及び人権を擁護するとともに、チーム医療に基づいた医療を献身的に実践できる。

### 2. 医学と関連する領域に関する十分な知識と生涯学習能力（知識・態度）

幅広い豊かな教養と進歩した専門的知識を身につけ、それらに基づいた医療を実践するために、生涯にわたる学習及び研究の継続が必要なことを理解できる。

### 3. 基本的診療能力、全人的な医療の実践（技能）

他者を思いやることができるコミュニケーション能力を身につけ、患者や患者の家族と信頼関係を築くことができる。また、基本的診療能力を有し、幅広い健康問題について診断と治療の原則を理解し、患者・生活者に総合的に貢献できる。

### 4. 問題解決能力、発展的診療能力、研究心（思考・判断）

医学研究の意義を理解し、科学的情報を収集し評価するとともに、客観的思考のもとに診療に応用することができる。また、倫理原則に基づいた研究計画を立案できる。

### 5. 地域社会・国際社会へ貢献するための能力（意欲・関心）

地域社会及び国際社会の発展に関心を持ち、保健・医療・福祉に対する社会的ニーズを把握するとともに、社会のさまざまな問題に対して積極的に取り組むことができる。

## 医学科 2024 におけるコンピテンシー

### I 倫理観とプロフェッショナリズム<態度>

⇒ 豊かな人間性と高い倫理観を備え、人々の多様性及び人権を擁護するとともに、チーム医療に基づいた医療を献身的に実践できる。

1	生命の尊厳	患者のプライバシーや生命の尊厳に配慮した治療を行うための態度を身に付けている
2	患者の人格の尊重、利他主義	患者や患者家族の多様な社会的背景（性、文化、経済、教育、家庭など）に対し共感的、利他的な姿勢で臨むことができる。
3	真摯さと誠実さ	患者や患者家族、同僚、関係する医療者に対して真摯で誠実な姿勢で臨むことができる。
4	チーム医療	多職種にわたる医療・福祉関係者及び自己の役割を理解し、同僚に対して尊敬の念を持ち専門職連携を実践できる。
5	説明責任	自己の義務と責任を理解し、自らの行動を適切に説明することの重要性を自覚している。
6	法令順守、倫理原則	法的責任・規範を遵守し、倫理的問題を把握し、倫理的原則に基づいて行動できる。
7	向上心	自己のキャリアをデザインし、目標の達成へ向けて努力を続けるとともに、常に自らの向上をはかる必要性と方法を理解し実践できる。

### II 医学と関連する領域に関する十分な知識と生涯学習能力<知識・態度>

⇒ 幅広い豊かな教養と進歩した専門的知識を身につけ、それらに基づいた医療を実践するために、生涯にわたる学習及び研究の継続が必要なことを理解できる。

1	正常構造と機能	正常な構造と機能、恒常性の維持に関わる包括的な知識を備えている。
2	発生、発達、加齢、死	生体と主要臓器の発生、発達、成長、加齢、死に伴う構造的・機能的変化について体系的な知識を備えている。
3	病気の発生機序と特徴	様々な疾患における主要臓器の構造的・機能的変化とそれらの全身的影響及び自然経過について体系的に理解している。
4	臨床疫学	臨床疫学や医学統計についての十分な知識を備えている。
5	予防医学	頻度の高い病気について、これらの発生率を減少させるための統合的なアプローチに関する知識を備えている。
6	治療	頻度の高い疾病の治療の種類、それらの効果及び適応に関する知識を備えている。
7	診断	頻度の高い疾病の診断と治療における必要な検査を選択し結果を正しく解釈できる。
8	緩和ケア	緩和ケアを治療と並行して行うための知識を備えている。
9	保健・医療・福祉制度	保健・医療・福祉制度に関わる各種法律について理解し、医師の報告義務などに関して知識を備えている。
10	生涯学習	生涯学習の必要性を理解し、適切な学習方法を選択し実践できる。
11	医療社会学的側面	健康状態に影響を与える経済学的、社会的、心理学的、文化的因子についての知識を備えている。

### III 基本的診療能力、全人的な医療の実践<技能>

⇒ 他者を思いやることができるコミュニケーション能力を身につけ、患者や患者の家族と信頼関係を築くことができる。また、基本的診療能力を有し、幅広い健康問題について診断と治療の原則を理解し、患者・生活者に総合的に貢献できる。

1	病歴作成	正確で必要十分な内容を含む病歴を作成する技能を備えている。
2	医療情報管理	必要な医学的情報を漏れなく収集し、診療録に適切に記載し、管理できる。
3	基本的診療手技	基本的な診療手技の技能を習得している。
4	臨床推論	正しい臨床推論技能を習得しており、実際の症例に応用できる。
5	治療計画	頻度の高い疾患に対して適切な治療計画（リハビリテーションを含む）を構築できる。
6	情報伝達、プレゼンテーション	口頭及び文書により医療従事者との間で、正確で効果的な情報交換ができる。
7	集中治療、救急医療	患者の状態が重篤な状態を識別し、救急医療に参加し、集中治療の初期治療を計画できる
8	意思決定支援	患者の意向を尊重し医学的な判断を加味したバランスのとれた意思決定の支援に参加できる。
9	医療安全	医療安全や副作用などに関する最新の情報に基づく安全な医療を提供できる。

### IV 問題解決能力、発展的診療能力、研究心<思考・判断>

⇒ 医学研究の意義を理解し、科学的情報を収集し評価するとともに、客観的思考のもとに診療に応用することができる。また、倫理原則に基づいた研究計画を立案できる。

1	科学的実証力	医学的発見の基盤となる科学的方法と理論に関する十分な知識を備えている。
2	批判的観察力	医学文献を批判的に読み、エビデンスに基づいた研究や医療を遂行する能力を備えている。
3	科学的問題解決能力	基礎医学・臨床医学・社会医学の領域における未解決の問題を認識し、仮説を立て、科学的に検証する方法を知っている。
4	研究における倫理	基礎研究及び臨床研究における基本的な倫理的規範を理解している。
5	臨床試験・治験の推進	臨床試験・治験に関わる基本原則についての十分な知識を備え、トランスレーショナル研究を理解している。

### V 地域社会・国際社会へ貢献するための能力<意欲・関心>

⇒ 地域社会及び国際社会の発展に関心を持ち、保健・医療・福祉に対する社会的ニーズを把握するとともに、社会のさまざまな問題に対して積極的に取り組むことができる。

1	社会システムの理解	医療・保健・福祉を支える社会システムについて説明できる。
2	医療資源配分	医療資源の配分だけでなく、有効活用について説明できる。
3	地域医療	地域医療に貢献することの意義を理解し地域医療に参加できる。
4	地域診断	地域社会における医療的問題点を抽出・評価し解決する方法を説明できる。
5	国際性	グローバル・コミュニケーションの重要性を理解し、英語により医学医療情報を入手するとともに自ら発信できる。

## 旭川医科大学医学部医学科（学士課程） カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

医学科では、医療分野における多様な価値観等に触れるための基礎教育科目、医師のプロフェッショナリズム涵養に結びつく内容を身につけるためのICM (Introduction to Clinical Medicine) 科目、より専門的な内容を学び、実践的な力を身につけるための基礎医学科目、臨床医学科目による教育課程を整備し、これらの体系的な履修を促します。また、医学の発展に柔軟に対応するために「選択・必修コース」をICM科目の中に配置し、基礎医学・臨床医学の発展に即した教育課程となるよう努めています。

医学科では、医学科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を実現するために、以下のカリキュラムを編成しています。

### 1. 倫理観とプロフェッショナリズム（態度）

- 人間性と倫理性を高めるために、人文科学系、社会科学系に関する科目に加えて、行動科学、心理学、社会学、倫理学を含む科目を学年を縦断して実施する。
- 多様な背景をもつ他者を理解・擁護する態度やチーム医療を実践する力を身につけるために、一般の人たちが参画する科目や社会・地域のなかで活動する科目を初年次から配置する。

### 2. 医学と関連する領域に関する十分な知識と生涯学習能力（知識・態度）

- 基礎教育科目において多くの人文科学系・社会科学系科目を配置し、幅広い教養を身につけるとともに、先端的研究の要素を含む基礎教育科目、基礎医学科目、臨床医学科目の講義・実習を通じて進歩した医学的知識の獲得を促す。
- 能動的学習を実践する演習科目を配置し、自学自習の態度を涵養する。さらに、医学研究特論において、基礎医学研究、臨床医学研究に参加することにより、常に新しい知識を獲得しながら生涯にわたり科学的探究を継続する意欲と素養を育む。

### 3. 基本的診療能力、全人的な医療の実践（技能）

- コミュニケーション能力を身につけるため、基礎教育の段階から演習を組み込み、患者家族と段階的に接することのできるプログラムを作成する。
- 社会における医療の役割、医療安全を理解するための演習を設け、地域中核病院と連携して、総合的に患者・生活者を診るための臨床実習・地域医療実習を編成する。

### 4. 問題解決能力、発展的診療能力、研究心（思考・判断）

- 基礎・臨床・社会医学の十分な知識を習得し、医学に存在するさまざまな課題を見つけ出す能力を養う。
- 課題解決型学習を通じて、課題解決に必要な情報を収集して、客観的に分析し、診療に応用する能力を養う。
- 高い研究倫理観と論理的思考能力を養い、新たな知見を生み出す研究マインドを育む。

### 5. 地域社会・国際社会へ貢献するための能力（意欲・関心）

- 患者と家族を取り巻く社会状況、社会的ニーズを理解するための演習・実習に加え、地域医療施設と連携した臨床実習を展開し、地域医療に貢献できる人材を育成する。
- 地域の医療体制維持のため、最新の情報・科学技術を活用した情報連携や遠隔医療の必要性について理解する。
- 医学研究を通じて国際社会に貢献する方法を学修し、先駆的な研究に自ら積極的に貢献する意欲を養う。

旭川医科大学医学部医学科2024カリキュラム カリキュラムマップ

基礎教育科目
ICM科目
基礎医学科目
臨床医学科目

領域	態度	知識・態度	技能	思考・判断	意欲・関心																																				
キーワード	倫理観とプロフェッショナリズム	医学と関連する領域に関する十分な知識と生涯学習能力	基本的診療能力、全人的な医療の実践	問題解決能力、発展的診療能力、研究心	地域社会・国際社会へ貢献するための能力																																				
ディプロマ・ポリシー	豊かな人間性と高い倫理観を備え、人々の多様性及び人権を擁護するとともに、チーム医療に基づいた医療を献身的に実践できる。	幅広い豊かな教養と進歩した専門的知識を身につけ、それらに基づいた医療を実践するために、生涯にわたる学習及び研究の継続が必要なことを理解できる。	他者を思いやることができるコミュニケーション能力を身につけ、患者や患者の家族と信頼関係を築くことができる。 また、基本的診療能力を有し、幅広い健康問題について診断と治療の原則を理解し、患者・生活者に総合的に貢献できる。	医学研究の意義を理解し、科学的情報を収集し評価するとともに、客観的思考のもとに診療に応用することができる。 また、倫理原則に基づいた研究計画を立案できる。	地域社会及び国際社会の発展に関心を持ち、保健・医療・福祉に対する社会的ニーズを把握するとともに、社会のさまざまな問題に対して積極的に取り組むことができる。																																				
6年	統合演習試験/ 臨床実習後 OSCE	臨床実習 III																																							
5年		臨床実習 II																																							
		臨床実習 I																																							
4年	OSCE/CBT	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">医療概論Ⅳ</td> <td>臨床薬剤・薬理・治療学</td> <td>衛生・公衆衛生</td> <td rowspan="6">チユートリアルⅢ</td> <td>臨床実習序論</td> <td></td> </tr> <tr> <td>形成外科学</td> <td>法医学</td> <td></td> <td>医学研究特論</td> </tr> <tr> <td>リハビリテーション医学</td> <td>臨床ゲノム医学</td> <td>健康弱者のための医学</td> <td>臨床疫学</td> </tr> <tr> <td>麻酔科学</td> <td></td> <td>症候別・課題別講義</td> <td>衛生・公衆衛生学実習</td> </tr> <tr> <td>救急医学</td> <td></td> <td></td> <td>法医学実習・演習</td> </tr> <tr> <td>整形外科学</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療安全</td> <td>腫瘍学</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療情報学</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	医療概論Ⅳ	臨床薬剤・薬理・治療学	衛生・公衆衛生	チユートリアルⅢ	臨床実習序論		形成外科学	法医学		医学研究特論	リハビリテーション医学	臨床ゲノム医学	健康弱者のための医学	臨床疫学	麻酔科学		症候別・課題別講義	衛生・公衆衛生学実習	救急医学			法医学実習・演習	整形外科学				医療安全	腫瘍学				医療情報学							
医療概論Ⅳ	臨床薬剤・薬理・治療学	衛生・公衆衛生		チユートリアルⅢ	臨床実習序論																																				
	形成外科学	法医学					医学研究特論																																		
	リハビリテーション医学	臨床ゲノム医学			健康弱者のための医学		臨床疫学																																		
	麻酔科学				症候別・課題別講義		衛生・公衆衛生学実習																																		
	救急医学						法医学実習・演習																																		
	整形外科学																																								
医療安全	腫瘍学																																								
医療情報学																																									
3年		<table border="1"> <tr> <td rowspan="10">医療概論Ⅲ</td> <td>選択必修コース</td> <td rowspan="10">チユートリアルⅡ</td> <td rowspan="10">医学</td> <td rowspan="10">病理学実習</td> <td rowspan="10">医療社会学実習</td> </tr> <tr> <td>生殖発達医学</td> </tr> <tr> <td>感覚器病態医学</td> </tr> <tr> <td>精神・神経病態医学</td> </tr> <tr> <td>消化器医学</td> </tr> <tr> <td>生体防御医学</td> </tr> <tr> <td>生体調節医学</td> </tr> <tr> <td>心肺病態制御医学</td> </tr> <tr> <td>臨床放射線</td> </tr> <tr> <td>臨床検査学</td> </tr> <tr> <td>病理学</td> </tr> </table>	医療概論Ⅲ	選択必修コース	チユートリアルⅡ	医学	病理学実習	医療社会学実習	生殖発達医学	感覚器病態医学	精神・神経病態医学	消化器医学	生体防御医学	生体調節医学	心肺病態制御医学	臨床放射線	臨床検査学	病理学																							
医療概論Ⅲ	選択必修コース	チユートリアルⅡ		医学					病理学実習	医療社会学実習																															
	生殖発達医学																																								
	感覚器病態医学																																								
	精神・神経病態医学																																								
	消化器医学																																								
	生体防御医学																																								
	生体調節医学																																								
	心肺病態制御医学																																								
	臨床放射線																																								
	臨床検査学																																								
病理学																																									
2年		<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">医療概論Ⅱ</td> <td>機能形態基礎医学Ⅰ・Ⅱ</td> <td rowspan="6">チユートリアルⅠ</td> <td rowspan="6">医学</td> <td rowspan="6">基礎医学特論</td> <td rowspan="6">医療社会学</td> </tr> <tr> <td>寄生虫学</td> </tr> <tr> <td>薬理学</td> </tr> <tr> <td>微生物学</td> </tr> <tr> <td>免疫学</td> </tr> <tr> <td>生化学Ⅰ・Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>生化学Ⅰ・Ⅱ</td> <td>形態学実習Ⅰ・Ⅱ</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生理学実習・演習</td> <td>早期体験実習Ⅱ</td> </tr> </table>	医療概論Ⅱ	機能形態基礎医学Ⅰ・Ⅱ	チユートリアルⅠ	医学	基礎医学特論	医療社会学	寄生虫学	薬理学	微生物学	免疫学	生化学Ⅰ・Ⅱ	生化学Ⅰ・Ⅱ	形態学実習Ⅰ・Ⅱ		生理学実習・演習	早期体験実習Ⅱ																							
医療概論Ⅱ	機能形態基礎医学Ⅰ・Ⅱ	チユートリアルⅠ		医学					基礎医学特論	医療社会学																															
	寄生虫学																																								
	薬理学																																								
	微生物学																																								
	免疫学																																								
	生化学Ⅰ・Ⅱ																																								
生化学Ⅰ・Ⅱ	形態学実習Ⅰ・Ⅱ																																								
	生理学実習・演習	早期体験実習Ⅱ																																							
1年		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">医療概論Ⅰ</td> <td>基礎教育科目 (教養科目)</td> <td rowspan="2">チユートリアルⅠ</td> <td rowspan="2">医学</td> <td rowspan="2">症候学</td> <td rowspan="2">地域医療学</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>早期体験実習Ⅰ</td> </tr> </table>	医療概論Ⅰ	基礎教育科目 (教養科目)	チユートリアルⅠ	医学	症候学	地域医療学							早期体験実習Ⅰ																										
医療概論Ⅰ	基礎教育科目 (教養科目)	チユートリアルⅠ		医学					症候学	地域医療学																															
					早期体験実習Ⅰ																																				

## 旭川医科大学医学部看護学科（学士課程） ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

医学部看護学科では、教育の理念及び目標に沿って編成された年次カリキュラムを履修し、以下の資質と能力を身につけたと認められる学生に対し、学士（看護学）の学位を授与します。

### 1. 倫理観・プロフェッショナリズムを備えた人間力（姿勢・態度）

多様な価値観や文化的背景を理解し、誠実で良識ある姿勢・態度をもって行動する能力を身につけている。また、人々の生命と健康を守るため、さまざまな問題に対し最善を尽くす姿勢・態度を身につけている。

### 2. 地域社会・国際社会へ貢献するための能力（意欲・関心）

地域から国際社会に至る社会的ニーズに応えるために、多様な立場の人々と協働し貢献する意欲がある。

### 3. 看護学と保健・医療・福祉の看護関連領域に関する十分な知識と生涯学習能力（知識・態度）

幅広い教養を身につけ、看護学の専門的知識を習得している。また、看護の専門職として、自己研鑽し学び続ける能力を有する。

### 4. 問題発見から解決を図るための能力（思考・判断）

看護に関する問題を発見し、解決するための論理的思考力、問題解決能力及び研究能力を身につけている。また、医療における情報・科学技術を理解し、適切な看護ケア提供のために情報通信技術（Information and Communication Technology [ICT]）や人工知能（Artificial Intelligence [AI]）を活用できる。

### 5. 根拠に基づいた基礎的看護実践能力（技能・表現）

すべてのライフステージ及び健康レベルに応じた、根拠に基づく基本的な看護実践ができる。

## 旭川医科大学医学部看護学科（学士課程） カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

看護学科では、高齢社会の到来、医療の高度化など、新たな医療・看護に対する社会の要請に応え、広い教養基盤を支えとする看護実践力を備えた看護専門職を養成するための看護基礎教育を行っています。また、保健師・助産師になるための選択履修科目をそれぞれ設けています。

教育課程は、一般基礎科目・専門基礎科目・専門科目の3群で構成し、さらに専門科目は「看護の基礎」「特性と看護」「看護の発展と探求」の3段階に配置し、看護学を体系的に学習できるよう配慮してあります。また、4年間を通して学ぶ「地域包括ケア論Ⅰ」～「地域包括ケア論Ⅳ」、3年時に「地域包括ケア実習」を配置しました。

当学科では講義・演習・実習の授業形態を有機的に組み合わせ、段階的かつ系統的な教育によって、看護実践ができる人材の養成を目指しています。

看護学科の学位授与の方針を実現するために、上記の方針を以下のとおり具体化して、カリキュラムを編成しています。

### 1. 倫理観・プロフェッショナリズムを備えた人間力（姿勢・態度）

- 人間という存在に対する畏敬の念を培うための科目を初年次に配置する。
- 看護職者としてのプロフェッショナリズムを涵養するための科目を、早期から第4学年にわたり進化・深化するように配置する。
- 様々な文化や住民との関わりを通して、多様なコミュニケーションを修得するための科目を配置する。

### 2. 地域社会・国際社会へ貢献するための能力（意欲・関心）

- 地域特性に応じたニーズを自ら探索し、人々が住み慣れた地域で生活できるよう支援するための科目を配置する。
- 国際的な視野を広げるための科目を配置する。

### 3. 看護学と保健・医療・福祉の看護関連領域に関する十分な知識と生涯学習能力（知識・態度）

- 生活体である人間を理解するための専門基礎科目を設定し、その履修を必修とする。
- 文化・社会・自然に関する幅広い知識を身につけ多様な価値観に触れる教養科目と、選択科目として個人の希望に合わせて履修できる様々な科目を配置する。
- 初年次から能動的学習を実践する演習・実習科目を配置し、自学自習の態度を育成する。

### 4. 問題発見から解決を図るための能力（思考・判断）

- 根拠に基づく臨床判断能力を高め、対象者の健康状態に応じた援助を計画できるようになるため、領域別に看護過程を取り入れる。
- 獲得した知識・技術・態度を統合する中で、研究課題を発見し、論理的・創造的に問題を解決する看護研究に関する科目を3年次から配置する。4年次には論文作成と研究発表ができるまでの研究スキルを学修する。
- 保健・医療・福祉における変化に対応するために、情報科学技術を基盤とする情報通信技術（Information and Communication Technology [ICT]）や人工知能（Artificial Intelligence [AI]）を効果的かつ適切に活用できる科目を配置する。
- さまざまな立場の人々と連携・協働しながら地域の現実問題の解決に取り組む基礎を身につけるための科目を1年次より段階的に配置する。

### 5. 根拠に基づいた基礎的看護実践能力（技能・表現）

- 看護学科の教育理念である責務（accountability）、権能（authority）、自律（autonomy）を基盤とした看護実践能力を涵養するため、専門科目では第1学年から第4学年まで演習と実習を組み合わせ、実践的な科目を積み重ねて学習する。第4学年では「総合実習」を展開し、これまでに習得した看護学の学習内容を統合し、卒業後求められる看護職者として必要な自律性と看護実践能力を養う。
- 第3学年では臨地実習前の技術の保証として、客観的臨床能力試験（Objective Structured Clinical Examination [OSCE]）を実施する。

# 旭川医科大学医学部看護学科2022カリキュラム カリキュラムマップ

	一般基礎科目		専門科目：看護の基盤		専門科目：看護の発展と探求
	専門基礎科目		専門科目：コミュニティと看護		専門科目：看護の発展と探求(選択必修)
			専門科目：特性と看護		専門科目：看護の発展と探求(選択)
					専門科目：公衆衛生・助産選択

領域	姿勢・態度	意欲・関心	知識・態度	思考・判断	技能・表現	
キーワード	倫理観・プロフェッソナリズムを備えた人間力	地域社会・国際社会へ貢献するための能力	看護学と保健・医療・福祉の看護関連領域に関する十分な知識と生涯学習能力	問題発見から解決を図るための能力	根拠に基づいた基礎的看護実践能力	
ディプロマ・ポリシー	多様な価値観や文化的背景を理解し、誠実で良質な姿勢・態度をもって行動する能力を身につけている。 また、人々の生命と健康を守るため、さまざまな問題に対し最善を尽くす姿勢・態度を身につけている。	地域から国際社会に至る社会的ニーズに応えるために、多様な立場の人々と協働し貢献する意欲がある。	幅広い教養を身につけ、看護学の専門的知識を習得している。 また、看護の専門職として、自己研鑽し学び続ける能力を有する。	看護に関する問題を発見し、解決するための論理的思考力、問題解決能力及び研究能力を身につけている。 また、医療における情報・科学技術を理解し、適切な看護ケア提供のために情報通信技術(Information and Communication Technology [ICT])や人工知能(Artificial Intelligence[AI])を活用できる。	すべてのライフステージ及び健康レベルに応じた、根拠に基づいた基本的な看護実践ができる。	
4年生	公衆衛生看護学実習					
	助産学実習					
	助産診断・技術学Ⅰ/助産診断・技術学Ⅱ/助産管理学	助産診断・技術学Ⅰ/助産診断・技術学Ⅱ/助産管理学				
	助産活動論Ⅱ		公衆衛生看護技術論			
				公衆衛生看護活動論Ⅳ		
	総合実習					
	看護管理・医療安全論	国際保健・災害看護論	看護管理・医療安全論	地域包括ケア論Ⅳ	卒業研究	
			看護教育論 がん看護学Ⅲ(エンドオブライフケア) がん看護学Ⅱ(がんサバイバーシップ)			看護英語文献購読 クリティカルケア論 認知症ケア論 家族看護論 医療経済・看護経営論
	在宅看護学実習	在宅看護学実習				
	高齢者看護学実習	高齢者看護学実習				
	小児看護学実習	小児看護学実習				
	実践看護技術学Ⅲ(高齢者・在宅)					
3年生	助産学概論 助産活動論Ⅰ	助産学概論 助産活動論Ⅰ	公衆衛生看護活動論Ⅱ 公衆衛生看護活動論Ⅰ	看護研究	疫学	
		チーム医療・リハビリテーション看護論 がん看護学Ⅰ 在宅看護学 高齢者看護学Ⅱ 成人看護学Ⅱ 臨床病態治療学Ⅲ 臨床薬理学	看護英語文献購読 クリティカルケア論 認知症ケア論 家族看護論 医療経済・看護経営論 保健医療福祉行政論 保健医療福祉システム論			
	成人看護学実習Ⅲ(慢性期)	成人看護学実習Ⅲ(慢性期)				
	成人看護学実習Ⅱ(外来)	成人看護学実習Ⅱ(外来)				
	成人看護学実習Ⅰ(急性期)	成人看護学実習Ⅰ(急性期)				
	精神看護学実習	精神看護学実習				
	母性看護学実習	母性看護学実習				
	実践看護技術学Ⅱ(精神・母性・小児)					
	実践看護技術学Ⅰ(成人)					
2年生	地域包括ケア実習					
	地域包括ケア論Ⅱ	公衆衛生看護学概論	精神看護学Ⅱ	小児看護学	看護英語	
		看護英語	精神看護学Ⅰ	高齢者看護学Ⅰ		
			母性看護学	成人看護学Ⅰ		
			臨床病態治療学Ⅱ	保健統計		
			臨床病態治療学Ⅰ	公衆衛生論		
			薬理学	臨床心理学		
			病理学各論	健康教育論		
			感染制御学	看護遺伝学		
			英語ⅡA・ⅡB	統計学		
			基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅱ		
	早期体験実習Ⅱ		早期体験実習Ⅱ	看護理論	看護フィジカルアセスメント	
	看護倫理	看護倫理		基礎看護技術学Ⅲ 基礎看護技術学Ⅳ		
1年生	地域包括ケア論Ⅰ	人間生涯発達論			基礎看護学実習Ⅰ	
		基礎看護学実習Ⅰ	形態機能学			生体観察実習
			病理学総論	一般基礎 選択科目		
			発達心理学			
			地域看護学	生化学		
			コミュニケーション論	栄養学		看護社会論
			早期体験実習Ⅰ	英語ⅠA		英語ⅠB
			基礎看護技術学Ⅱ	基礎看護技術学Ⅱ		
			基礎看護技術学Ⅰ	基礎看護技術学Ⅰ		
			看護学概論			
	情報リテラシー		情報リテラシー			
	初年次セミナー					

# 旭川医科大学医学部アセスメント・ポリシー

令和6年3月13日改正

## 1. 成績の評価について

- (1) 評価方法をシラバスに明示する。
- (2) 到達目標に対する評価の基準を明確にする。そのため、筆記試験では問題と解答の開示を、レポートなどでは評価のためのルーブリックの公開を推進する。
- (3) 成績評価に対する異議申し立て期間を設ける。

## 2. 成績の評語、評点、評価の基準について

成績は以下の基準に基づき、評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、再試験後の評価は、可を上限とする。

評語	評価の基準
秀	シラバスに示す到達目標を達成し、極めて優秀な成果を修めている。
優	シラバスに示す到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。
良	シラバスに示す到達目標を達成し、良好な成績を修めている。
可	シラバスに示す到達目標を達成している。
不可	シラバスに示す到達目標を達成していない。

注1) 各評語に対する評点(100点満点)の目安は以下の通りとする。

秀: 90-100      優: 80-89      良: 70-79      可: 60-69      不可: 59点以下。

注2) 科目履修者における各評語の割合の目安は以下の通りとする。

- ① 「秀」は、医学科、看護学科いずれにおいても履修者数の5%を超えないことが望ましい。
- ② 医学科においては、「秀・優」の合計は、30%程度が望ましい。
- ③ 看護学科においては、「秀・優」の合計は、「良・可」の合計を超えない程度とし、「可」の割合は「良」の割合以下とするのが望ましい。
- ④ なお、各評語の割合については、履修者数や科目の特性に応じ、授業科目担当教員が判断できる余地を残すこととする。

## 3. 「合格・不合格」判定を行う科目について

必修科目において、「秀・優・良・可・不可」の評語がなじまない科目については、「合格・不合格」のみ判定を行い、GPA判定に含めない。「合格・不合格」判定を行う科目については、教育センターカリキュラム部門にて検討し、明示する。

### 「合格・不合格」判定を行う科目

#### 【医学科2015カリキュラム】

早期体験実習Ⅰ(医学科第1学年)	2019年度以降
基礎医学特論(医学科第2学年)	2019年度以降
選択必修コースⅠ～Ⅲ(医学科第3学年)	2019年度以降
医学研究特論(医学科第4学年)	2019年度以降
臨床実習序論(医学科第4学年)	2023年度以降

#### 【医学科2022カリキュラム】

医用物理学実習(医学科第1学年)
初年次セミナー(医学科第1学年)

早期体験実習Ⅰ（医学科第1学年）  
基礎医学特論（医学科第2学年）  
選択必修コースⅠ～Ⅱ（医学科第3学年）  
医学研究特論（医学科第4学年）  
臨床実習序論（医学科第4学年）

2023年度以降

**【医学科2024カリキュラム】**

医用物理学実習（医学科第1学年）  
初年次セミナー（医学科第1学年）  
早期体験実習Ⅰ（医学科第1学年）  
基礎医学特論（医学科第2学年）  
選択必修コース（医学科第3学年）  
医学研究特論（医学科第4学年）  
臨床実習序論（医学科第4学年）

**【看護学科2019カリキュラム、2022カリキュラム】**

早期体験実習Ⅰ（看護学科第1学年）  
初年次セミナー（看護学科第1学年）

**4. 点検と見直しについて**

評価方法の選定と基準の設定にあたっては、その妥当性、客観性ならびに実現可能性を考慮し、教務・厚生委員会にて、①成績評価の分布状況、②成績評価の妥当性の事後チェック（成績評価の分布の偏りの点検）等の調査により定期的に点検・見直しを行う。

## 旭川医科大学大学院基本理念

### 理 念

1. 医療系大学院として、基礎研究と臨床研究の多様な取組を通し、医学・看護学の総合的な発展を図ります。
2. 自主・自律の精神を以て深く真理を探究し、真摯な研究活動を通して知の創造を目指します。
3. 多様で調和のとれた教育体系のもと、豊かな教養と高い人間性、厳しい倫理観を備えた、優れた研究者と高度の専門能力を持つ人材を育成します。
4. 開かれた大学院として、地域に根ざすと同時に世界との連携にも努め、医療福祉の向上と国際社会の調和に貢献します。

### 教育目標

#### 修士課程（看護学専攻）

1. 豊かな人間性、優れた研究能力、高い倫理観を備えた、看護学教育者・研究者の育成
2. 看護専門職者として、優れた問題解決能力を発揮し、指導的役割を担える人材の育成
3. 看護学の取組を通して、地域社会における保健・医療・福祉に貢献できる人材の育成

#### 博士課程（医学専攻）

1. 秀でた独創性、豊かな人間性、厳しい倫理観を備えた、医学教育者・研究者の育成
2. 地域社会の医療福祉の充実のために、指導的な役割を担える高度専門職業人の育成
3. 国際社会で、医学・医療の取組を通し、その普遍的価値を共有できる人材の育成

## 修士課程（看護学専攻） ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

1. 看護学とその学際領域における深い学識、高い倫理観と課題解決への意欲を持ち、専門的知識・技術、科学的根拠に基づく問題解決能力を有している。
2. 豊かな人間性を身につけ、人権を尊重し、ニーズのある当事者の立場に立ち支援することができる専門的な実践能力を身につけている。
3. 論理的思考力を備え、保健・医療・福祉の現場における看護の現象や実践的技術に関する研究能力を有している。
4. 国内・国外を問わず、高度な実践、研究を通じて、保健・医療・福祉の向上に貢献する学際的チームと協働・連携できる。
5. 高い倫理観を背景に、医療チームの一員として看護ケアの質の向上を図る意欲と、根拠に基づく分析的・科学的で高度な専門的看護を実践できる卓越した専門的能力を有している。（高度実践コース）

## 修士課程（看護学専攻） カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

- ・ 看護学を基盤とした高度専門医療人として健康課題の問題解決にとり組むために必要な保健、医療、福祉に関する専門的知識と高い倫理観、学際的な視野に基づく実践能力および研究手法を修得し、科学的根拠に基づいた実践と研究が展開できるよう体系的にカリキュラムを編成します。
- ・ 修士論文コースでは、共通科目で研究に関する基礎的能力を養い、各領域の特論・演習・特別研究をとおして研究遂行能力を育成します。
- ・ 高度実践コースでは、がん看護学及び高齢者看護学の共通科目・専門科目をとおして高度な専門的看護の実践能力を育成します。
- ・ 成績の評価は、学位授与の方針に基づき各科目に掲げられている履修の目的や目標の達成度をめやすとして評価します。評価は、プレゼンテーションやディスカッション、課題レポート、筆記試験、実技など各科目で設定された方法により行います。
- ・ 科学的根拠に基づく研究方法を用いた研究成果に基づく考察を備え、学位に相応しい修士論文を作成できるよう研究指導計画書に沿った適切な助言と研究指導をします。
- ・ 特別研究及び課題研究では、進捗状況が各年次で達成すべき水準に到達しているか、研究計画発表会等によって確認します。
- ・ 論文審査では、研究及び学修成果が学位に相応しい内容であるかを論文審査基準にもとづき審査します。

## 博士課程（医学専攻） ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

旭川医科大学大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）では、教育の目標に沿って成された年次カリキュラムを履修し、基準となる単位数を修得し、次の資質と能力を身につけたと認められ、かつ博士論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し学位（博士（医学））を授与します。

### 【研究者コース】

#### 「倫理観とプロフェッショナリズム」（態度）

生命の尊厳を尊重し、医の倫理、研究者の倫理を理解し、これらを踏まえた基礎研究を遂行できる。

また、解決すべき問題を自ら見出し、それらを探求する意欲を持ち、さらに専門家による批評に堪えうる世界レベルの質の高い研究を志向する態度を持っている。

#### 「医学と関連する領域に関する十分な知識と生涯学習能力」（知識）

基礎研究に関する幅広く深い知識のみならず、自らの基礎研究と医学との関わりについて理解するための基本的医学知識を持っている。

また、最先端の研究を遂行するために生涯にわたる学習が必要であることを理解し、その方法を身につけている。

#### 「全人的な医療人能力、基本的診療能力、実践的臨床能力、研究遂行能力」（技能）

豊かな人間性に基づいた知的好奇心を持ち、医学・医療の発展に寄与しうる専門的かつ独創的な基礎研究を実践できる。

#### 「問題解決能力、発展的診療能力、研究心」（思考・判断）

基礎研究の意義を理解し、科学的情報を収集し客観的に評価するとともに、これらを自らの研究に役立てることができる。

また、未解決の問題を、強い探究心を持って論理的、科学的に追求できる。

#### 「地域社会・国際社会へ貢献するための能力」（意欲・関心）

自らの基礎研究を通じ医学・医療の発展に寄与することで、地域社会や国際社会に貢献できる。

### 【臨床研究者コース】

#### 「倫理観とプロフェッショナリズム」（態度）

生命の尊厳を尊重し、医の倫理、研究者の倫理を理解し、チーム医療に基づいた高度の専門的医療を実践できる。

また、解決すべき問題を自ら見出し、それを探究する意欲を持っている。

#### 「医学と関連する領域に関する十分な知識と生涯学習能力」（知識）

基礎医学の素養に裏打ちされた、臨床医学、社会医学に関する専門的な知識を持っている。

また、これらに基づいた医療および研究を実践するために生涯にわたる学習が必要であることを理解し、その方法を身につけている。

#### 「全人的な医療人能力、基本的診療能力、実践的臨床能力、研究遂行能力」（技能）

豊かな人間性を持って患者、患者家族と接し、患者の意思を尊重した適切な健康増進を図ることができるとともに医療のための実践的臨床能力を身につけ、臨床研究を実践できる。

また、高度の専門性が必要な診断と治療を実践できる。

#### 「問題解決能力、発展的診療能力、研究心」（思考・判断）

基礎医学、臨床医学、社会医学領域における研究の意義を理解し、科学的情報を収集し客観的に評価するとともに、これらを診療に応用することができる。

また、未解決の問題を、論理的、科学的に探究できる。

#### 「地域社会・国際社会へ貢献するための能力」（意欲・関心）

医療に対する社会的ニーズを理解し、臨床研究、専門的医療の実践を通じて地域社会や国際社会に貢献できる。

## 博士課程（医学専攻） カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

旭川医科大学大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）では、学生が専攻する科目において先端的な研究を目指す「研究者コース」と臨床研究や臨床試験を推進する能力を涵養する「臨床研究者コース」の2つのコースを設けています。いずれも所属研究室における直接的な個人指導を基本とし、学生は自由かつ学問的な雰囲気の中で研究活動を行います。専門科目では研究の進行に合わせた段階的な特論、特論演習、特論実験実習などを通して、態度、知識、技能、思考・判断能力を体得していきます。研究成果を獲得し、学位論文を書き上げることで、達成感を得るとともに、継続して地域社会・国際社会に貢献する意欲・関心を育みます。上記に平行し、初年次より2年単位で展開される一連の共通講義（先端医学特論、基盤医学特論、医学論文特論）を受講し、学内の研究者との交流を深めながら、医学研究を遂行する上で必要な基礎的・応用的知識を学び、研究者としての倫理的素養を身につけていきます。このような総合的・体系的な大学院教育を通じ、将来の医学を支え、社会からの要請に応えうる指導的な人材を育成することが本博士課程の目標です。

学生は初めに上記いずれかのコースを選択しますが、研究の進展に応じ、コースの途中変更が可能です。また、研究の遂行に有益と認められる場合には、学内の他の研究室において指導を受けることや、海外を含めた学外の大学院、研究所などで研鑽を積むこともできます。さらに、初期臨床研修の1年目から大学院に在籍し、研究を早期にスタートさせる制度も採用しています。なお、共通講義については、講義室での通常の講義の他、大学院ホームページ上のeラーニングシステムを充実させ、各自の研究・研修スケジュールに合わせてそのシステムから必要な講義を効率的に受講できるよう配慮しています。以上のように、本博士課程では、学生の主体的な学びを促進するため、可能な限りフレキシブルなカリキュラムを提供するよう努めています。

学修成果の評価は、共通科目、専門科目及び学位論文についてあらかじめ定められた基準に従って行われます。なお、提出された学位論文は、大学院委員会が設置する論文審査委員会による審査及び最終試験により評価されます。

# 旭川医科大学大学院アセスメント・ポリシー

令和3年11月12日制定

## 1. 成績の評価について

評価基準または評価方法をシラバスに明示する。

## 2. 成績の評語、評点、評価の基準について

科目の成績は、次に示す評語で評価する。

評語	評価の基準
秀	所期の目標を大きく超えて達成している。
優	所期の目標を達成している。
良	所期の目標をほぼ達成している。
可	所期の目標の最低限度を達成している。
不可	所期の目標を達成していない。

## 3. 成績評価に対する異議申し立て期間を設ける。

## 4. 組織的な点検と見直しについて

評価方法の選定と基準の設定にあたっては、その妥当性、客観性ならびに実現可能性を考慮し、博士課程委員会または修士課程委員会で点検・見直しを行う。

また、成績評価が厳格かつ客観的に行われているかどうか、各委員会で定期的に確認する。

## アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）

[医学部医学科]

医師としての適性とともに関心を持ち、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ人

### 【求める人物像】

#### 1. 医師としての適性

- 豊かな人間性を有し、全ての生命の尊厳を重んじる人
- 社会的規範・道徳に沿って、自らの行動を律することのできる人
- 他者を尊重し、他者を思いやる心を持つ人
- 多様な人々と良好な関係を築くことができる人
- 幅広い教養を身につける努力をしている人
- 最新の知識や技術を身につけるため、学び続ける人

#### 2. 地域社会・国際社会への関心

- 自らの居住地及びその住民に対して関心と愛着を持つ人
- 国際的視野を持ち、社会全体に貢献する意志を有する人

#### 3. 自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力

直面する問題に対し、自らが持つ知識・技能を論理的に応用することで、的確に課題を発見し、解決しようとする行動ができる人

### 【入学者に求める資質等】

#### 1. 関心・意欲・態度

将来医師として社会に貢献する高い志を持ち、他者に配慮し、自らを律して行動できる人

#### 2. 知識・技能

医学を学ぶために必要な基礎学力を有し、課題発見能力・応用力を備えた人

#### 3. 思考力・判断力・表現力

課題を発見し解決するための基礎となる教養と論理的な思考力・判断力を備え、高度なコミュニケーション能力と文章による表現力を持つ人

#### 4. 主体性・多様性・協働性

高等学校等での総合的な探究の時間や課外活動などを通じて周囲の人と良好な関係を築くことができる協調性を備え、多様な人と協働するための自己分析能力を持ち、主体的な活動の経験を有する人

高等学校等までの各教科において、以下の能力を身につけていることを望みます。

#### 国語

物事を的確に捉え、良好な人間関係を形成するために、日本語を正確に理解し、自らの考えを適切に表現するとともに他者の考えを正しく理解できること

#### 地理歴史、公民

一般社会において主体的に生きるために、良識ある公民として行動できること

#### 数学

基礎的知識の理解と習得に加え、身の回りの事象を数学的に考察できるとともに、数学的論拠に基づいて判断できること

#### 理科

身の回りの事象を自らの知識に基づいて科学的に判断するために、広く自然科学全般について深く洞察できること

## 英語

将来国際レベルで学術情報の収集・発信を行うことができるよう、英語の内容を正確に理解し、身近な話題や興味関心のあるテーマについて自らの考えを適切に表現できること

## 情報

情報と情報技術を活用するための技能を習得するとともに、様々な事象に対する問題発見及び解決に向けて、情報技術を適切に活用できること

### 【入学者選抜の基本方針】

各選抜区分における選抜方法及び主要評価項目は以下のとおりです。

選抜区分	選抜方法	評価項目				特記事項
		知識・技能	思考力・判断力・表現力	関心・意欲、態度	主体性・多様性・協働性	
一般選抜 (前期日程)	大学入学共通テスト	○	○			「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を備えた者を重視して選抜する。
	教科・科目に係る個別テスト	○	○			
	面接試験及び調査書等			○	○	
総合型選抜 (北海道特別選抜)	大学入学共通テスト	○	○			学力等とともに、医学の分野で北海道の医療及び社会に貢献する強い意欲を持っている者を選抜する。
	課題論文試験	○	○			
	面接試験及び調査書等			○	○	
学校推薦型選抜 (道北・道東特別選抜)	大学入学共通テスト	○	○			学力等とともに、北海道の上川中部を除く道北、道東並びに北空知及び中空知地域における医療に貢献する強い意欲がある者を選抜する。
	課題論文試験	○	○			
	面接試験及び調査書等			○	○	
私費外国人留学生選抜	教科・科目に係る個別テスト	○	○			出身学校が発行する成績証明書の内容、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の成績を総合的に評価する。
	面接試験			○	○	
第2年次編入学	教科・科目に係る個別テスト	○	○			大学等での学修及び社会経験により身につけた資質等を評価する。学力等とともに、北海道の地域医療を理解し、北海道の医療に貢献する強い意欲のある者を選抜する。
	面接試験			○	○	

看護職者としての適性とともに関心を持ち、自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力を持つ人

**【求める人物像】**

1. 看護職者としての適性

- 将来看護職者として、社会に貢献しようとする高い志をもつ人
- 豊かな人間性を有し、全ての生命の大切さを重んじる人
- 社会的規範・道徳に沿って、自らの行動を律することができる人
- 他者を尊重し、他者を思いやる心をもつ人
- 多様な人々と良好な関係を築くことができる人
- 基礎学力を有し、幅広い教養を身につけている人
- 最新の知識や技術を身につけるため、学び続ける人
- 自分の思考や行動を客観的に捉え、振り返ることができる人

2. 地域社会・国際社会への関心

- 北海道及びそこで暮らす人々への関心と愛着をもつ人
- 国際的視野を持ち、世界や日本の課題に関心が高い人

3. 自らが問題を見つけ解決する意欲と行動力

- 課題を発見し解決するための基礎となる論理的な思考力・判断力を備えた人
- 課題を解決するため自発的に考え、行動する人

**【入学者に求める資質等】**

1. 関心・意欲、態度

- 将来看護職者として社会に貢献する高い志を持ち、他者に配慮し、自らを律して行動できる人
- 地域社会とそこで暮らす人々への関心が高い人

2. 知識・技能

看護学を学ぶために必要な基礎学力を有し、課題発見能力・応用力を備えた人

3. 思考力・判断力・表現力

課題を発見し解決するための基礎となる教養と論理的な思考力・判断力を備え、コミュニケーション能力と文章による表現力を持つ人

4. 主体性・多様性・協働性

高等学校等での総合的な探究の時間や課外活動などを通じて周囲の人と良好な関係を築くことができる協調性を備え、多様な人と協働するための自己分析能力や、主体的な活動の経験を有する人

高等学校等までの各教科において、以下の能力を身につけていることを望みます。

**国語**

物事を的確に捉え、良好な人間関係を形成するために、日本語を正確に理解し、自らの考えを適切に表現するとともに他者の考えを正しく理解できること

**地理歴史、公民**

一般社会において主体的に生きるために、良識ある公民として行動できること

**数学**

基礎的知識の理解と習得に加え、身の回りの事象を数学的に考察できるとともに、数学的論拠に基づいて判断できること

**理科**

身の回りの事象を自らの知識に基づいて科学的に判断するために、広く自然科学全般について深く洞察できること

## 英語

将来国際レベルで学術情報の収集・発信を行うことができるよう、英語の内容を正確に理解し、身近な話題や興味関心のあるテーマについて自らの考えを適切に表現できること

## 情報

情報と情報技術を活用するための技能を習得するとともに、様々な事象に対する問題発見及び解決に向けて、情報技術を適切に活用できること

### 【入学者選抜の基本方針】

各選抜区分における選抜方法及び主要評価項目は以下のとおりです。

選抜区分	選抜方法	評価項目				特記事項
		知識・技能	思考力・判断力・表現力	関心・意欲、態度	主体性・多様性・協働性	
一般選抜 (前期日程)	大学入学共通テスト	○	○			「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を備えた者を重視して選抜する。
	小論文試験	○	○			
	集団討論及び調査書等		○	○	○	
一般選抜 (後期日程)	大学入学共通テスト	○	○			「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を備えた者を重視して選抜する。
	集団討論、面接試験及び調査書等		○	○	○	
学校推薦型選抜	集団討論、面接試験及び調査書等	○	○	○	○	能力及び適性等を総合的に評価するとともに、看護学に関する学修意欲が特に強く、将来は看護の専門分野における実務・指導に携わることを決意している者を選抜する。
私費外国人留学生選抜	教科・科目に係る個別テスト	○	○			出身学校が発行する成績証明書の内容、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の成績を総合的に評価する。
	面接試験			○	○	

## 博士課程アドミッション・ポリシー

### 【求める学生像】

1. 知的好奇心を持ち、生命科学、基礎医学、社会医学、臨床医学の研究を志す人
2. 医学・医療を通して、社会へ貢献することに情熱を持つ人
3. 研究成果を世界に向けて発信し、世界と共有する意欲のある人
4. 自ら課題を見つけ、研究を遂行するために必要な学問的素養と論理的能力を備えた人
5. 自ら必要な情報を収集し、論文を作成し、発表するために必要な言語的能力を備えた人
6. コミュニケーション能力を備え、周囲の人々と相互的な協力関係を築ける人

### 【入学者選抜の基本方針】

「求める学生像」で示す能力等を多面的に評価するため、学力検査の成績、面接の結果及び成績証明書の内容を総合的に審査して選抜します。

学力検査においては基礎学力を、面接においては医療人・研究者としての適性と向上心を評価します。

## 修士課程アドミッション・ポリシー

### 【求める学生像】

1. 高い問題意識と倫理観を備え、論理的思考力と科学的根拠に基づき、問題解決にとり組む意欲と探究心のある人
2. 志望する専門領域の基礎的知識を身につけている人
3. 豊かな人間性を備え、保健・医療・福祉の向上に貢献するため教育・研究・看護実践で指導的役割を担う意志のある人
4. 研究や問題解決に主体的に取り組み、学際的に協働するため必要なコミュニケーション能力を備えている人
5. 専門看護師として、看護実践・研究に指導的役割を担う意志のある人（高度実践コース）

### 【入学者選抜の基本方針】

「求める学生像」で示す能力等を多面的に評価するため、小論文、口述試験（志望する専門領域に関する事項）の結果及び成績証明書の内容を総合的に審査して選抜します。

小論文においては、理解力、論理的思考力、文章表現力を、口述試験においては探求心、研究への意欲等を評価します。

# 旭川医科大学 ソーシャルメディア利用ガイドライン

令和5年5月2日制定

## 1. ガイドライン策定の目的

ソーシャルメディアは情報を迅速に発信することができるため、効果的な情報伝達手段として活用されています。このようなメディアを利用して自由にオープンな議論を行ったり、積極的に社会に参加すること自体は意義深いものと考えられます。しかし、一方で個人が簡単に広く情報を発信できるため、不適切な投稿が発信者の意図しない問題を引き起こし、社会に多大な影響を与える場合があるだけでなく、発信者自身も多大な影響を被る可能性があることを認識しなければいけません。

本ガイドラインは、国立大学法人旭川医科大学（以下「本学」という。）の学生および教職員（名誉教授を含む）（以下、「本学の構成員」という。）が社会の一員であるとの認識のもと、ソーシャルメディアの安全で適正な利用に資するため、必要な事項を定めることを目的として策定したものです。ソーシャルメディアを利用する場合には、健全な社会常識から逸脱した言動をとることがないように留意するとともに、本学の構成員であることの自覚と責任を持っていただかなければなりません。業務に関わる場合はもちろん、プライベートにおいてソーシャルメディアを利用する場合にも本ガイドラインは適用されます。

## 2. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、インターネット上で利用者が情報を発信し、特定または不特定多数のユーザーに届けることができるメディアのことを指します。定義上、Twitter、Facebook、Instagramなどのソーシャル・ネットワーキングサービスだけでなく、ブログ、動画共有サイト、無料通信アプリなどが含まれます。これらに加え、ヤフーニュースやYouTube動画に対するコメント、通販サイトのレビュー、オンラインゲームのメッセージ交換なども該当することに注意してください。

## 3. 行動指針

本学は、豊かな人間性と幅広い学問的視野を有し、生命の尊厳と高い倫理観を持ち、高度な知識・技術を身につけた医療人および研究者を育成することを教育理念としています。その理念の下、幅広い教養とモラルを養うことにより、豊かな人間性を形成することや幅広いコミュニケーション能力を持ち、安全管理・チーム医療を実践する資質を身につけることなどの教育目標を掲げています。

本学としては、本学構成員が自己研鑽や社会への情報発信をするためのさまざまな形のコミュニケーション活動を尊重します。しかし、このような活動は本学構成員としての責任を持って行っていただくようお願いします。ソーシャルメディアを使ったコミュニケーションにおいて、以下に示す行動指針に反した場合、オンライン、オフラインに関わらず、学内外の団体または個人との間で問題を生じ、社会に多大な影響を与えかねません。また、それが民事上、刑事上の係争に発展する可能性が十分にあることにも注意すべきです。

### (1) 法令および本学の諸規則を遵守すること

ソーシャルメディアを利用するにあたり、法令を遵守してください。留学や旅行で国外に滞在する場合も自らの置かれた状況に応じて、諸外国の法令や国際法を守ってください。また、本学構成員として、本学の諸規則を遵守してコミュニケーション活動を実施してください。本学の諸規則に抵触している事実が認められた場合には、懲戒処分等もありうることを認識してください。

### (2) 業務に関する情報の取り扱いに配慮すること

本学の業務で知り得た機密情報や個人情報、本学や本学病院の来訪者に関する情報を発信することは厳に慎んでください。ソーシャルメディアは業務に関する情報と自身のプライベートに関する情報の境界が曖昧になる特徴があるため、特に注意する必要があります。大学の未公開情報（公開前の情報を含む）や職務上知り得た情報を許可なく公

開した場合、守秘義務違反や服務規律違反と判断され、懲戒処分や損害賠償の対象となる可能性がありますので留意してください。

### (3) 本学の社会的信用を損なう情報発信は行わないこと

ソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、本学の構成員としての責任を自覚してください。個人として利用する場合であっても、本学の構成員であることを明らかにする場合、その発信内容によっては本学の信用や名誉の棄損につながる可能性があることを十分認識し、節度を保って利用してください。また、その場合は、自身の意見・見解が本学の意見・見解を代表したり、代弁するものではないことを明記してください。自分以外にも多くの関係者がいることを認識し、軽率な発信はしないように努めてください。なお、本名や大学名を明かさなくても、ソーシャルメディア上では発信内容から個人や所属組織が推測できる場合があることにも留意してください。

### (4) 基本的人権を尊重し、社会規範・公序良俗に反する情報を発信しないこと

基本的人権を尊重してください。誹謗中傷など社会規範・公序良俗に反する言動は、たとえ法律に違反していなくても厳しい批判を受けることがあります。たとえ自ら発言したものでなくても、他者の不適切な発言を肯定したり、擁護した場合も同様です。

### (5) プライバシーの保護には十分留意すること

匿名で発言しているソーシャルメディアでも発言の内容や、他のソーシャルメディアのプロフィール、フォロワーの情報等が分析されて、自身の氏名や住所が特定される可能性があるだけでなく、家族、友人等の情報や行動までが、不特定多数にさらされる可能性があることを常に意識してください。また、許可を得ていても、人の名前や写真等を公開する場合には細心の注意を払ってください。各ソーシャルメディアの利用規約を読み、安全性とプライバシーの保護機能を確認してから利用してください。

### (6) 他者に敬意を払うこと

ソーシャルメディアは手軽な情報伝達手段ですが、それゆえにその影響力を十分に意識しないまま発信されてしまう傾向があります。他者が発信した内容に対して気分を害したり、怒りを覚えた場合に、一時の感情の高ぶりに任せて反応し、発信することは大変危険です。不用意な発信を避けるよう意識するとともに、情報を発信する前に内容を慎重に再確認するなどして冷静に対応しましょう。万が一、発信した情報によって他者を傷つけたり、誤解を招いたりした場合には、真摯な態度で謝罪することも大切です。

### (7) 他者の権利を侵害しないこと

第三者の著作物や商標を使用する場合は、投稿の中で権利所有者を明記し、コンテンツの利用許可を得る必要があります。無断使用は厳に慎んでください。また、著作権、商標権はもとより肖像権、プライバシー権なども第三者の権利ですので侵害しないように留意してください。ソーシャルメディアは効率的な情報伝達手段であるため、第三者の権利を侵害しやすく、時には第三者に莫大な損害を与えうることを認識してください。

本学の学章やブランドマークの使用については、以下のガイドラインを参照してください。

学章・ブランドマークガイドライン：

<https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/local/kouhou/bm/130111AMUBM.pdf>

旭川医科大学学章およびブランドマーク取扱要項：

[https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki\\_honbun/w239RG00000641.html](https://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/kitei/reiki_honbun/w239RG00000641.html)

### (8) 情報の拡散性や恒久性を理解し、正確な情報発信を行うこと

教育研究機関に属する者の責任として、良識ある言動を心がけるとともに正確な情報を伝えるようにしてください。ソーシャルメディア上で一度でも公開された情報は、様々な形で拡散される可能性があり、事後のコントロールは困難で、完全に削除することは事実上不可能です。不正確な情報を送信することは、たとえ意図的でないにしても、自身の信用はもちろんのこと本学の名誉や信用を損ない、社会に対して大きな影響を与えます。発信する内容には責任を持ちましょう。

**(9) 授業時間中・勤務時間中に情報を発信しないこと**

授業で必要な場合または業務として使用する場合を除き、授業時間中または勤務時間中に、ソーシャルメディアを利用した情報発信は厳に慎んでください。

**4. その他の留意事項**

**(1) 本学の免責について**

本学の構成員がソーシャルメディアを利用したことにより、第三者が被った被害および逸失利益について、本学は補償責任を負いません。

**(2) 講座等や部活・サークルなど団体としての利用**

講座やセンター等の部局や学生サークルなどの団体がソーシャルメディアサイトを立ち上げる場合は、管理責任者を任命し、発信内容が本ガイドラインに従っているかを定期的に確認し、トラブルが発生した場合には迅速かつ適切に対処してください。

**(3) 本学における調査および処分等について**

ソーシャルメディアを利用した結果、法令違反、人権侵害および守秘義務違反の疑いが生じた場合または本学の信用若しくは名誉を著しく損なうものと本学が判断した場合には、関係機関と協議調整し、当該者の情報発信に関する履歴を調査する場合があります。また、その内容によっては、本学が修正および削除等を求める場合や懲戒等の処分に発展する場合があります。

## 旭川医科大学における生成 AI の利用について

近年、人工知能（AI）が様々な分野や業種に導入され、業務の効率化や質向上に効果を上げてきましたが、昨年末に公開されたChatGPTは、誰でも手軽に利用できるため、一般社会に急激に普及し始めています。このような生成AIは今後も劇的な進歩を遂げていくことは間違いなく、その社会的な影響力は計り知れません。現在、全世界的に生成AIの利便性ととも、その危険性について盛んに議論されているのはご承知の通りかと思えます。

本学の学生および教職員の皆さんには、以下の点に留意していただき、生成AIのメリット・デメリットを十分に理解した上で適切に利用するようお願いいたします。

### 1. 生成AIに個人情報や機密情報を入力しない。

個人情報、未公開の情報（未発表の論文、研究成果等）や機密情報を入力すると、入力された情報は生成AIに蓄積され、情報漏洩につながる可能性があります。

### 2. 生成AIが出力した結果を無批判に受け入れない。

生成AIによって作成された文章には、間違いや矛盾等が含まれている可能性が十分にあります。また、生成AIは出典等を示さないこともありますので、注意が必要です。必ず批判的な目で情報の正誤、内容の正確さを見きわめてください。

### 3. 生成AIが出力した文章や画像等をそのままの形で成果物にしない。

生成AIはインターネット上のコンテンツを学習して蓄積していますので、出力されたものをそのまま使用すると、著作権の侵害や剽窃などの不正行為とみなされる可能性があります。

### 4. 自ら考える能力を涵養するために、生成AIに依存する習慣を身に付けない【特に学生（学部学生、大学院生）の皆さんへ】。

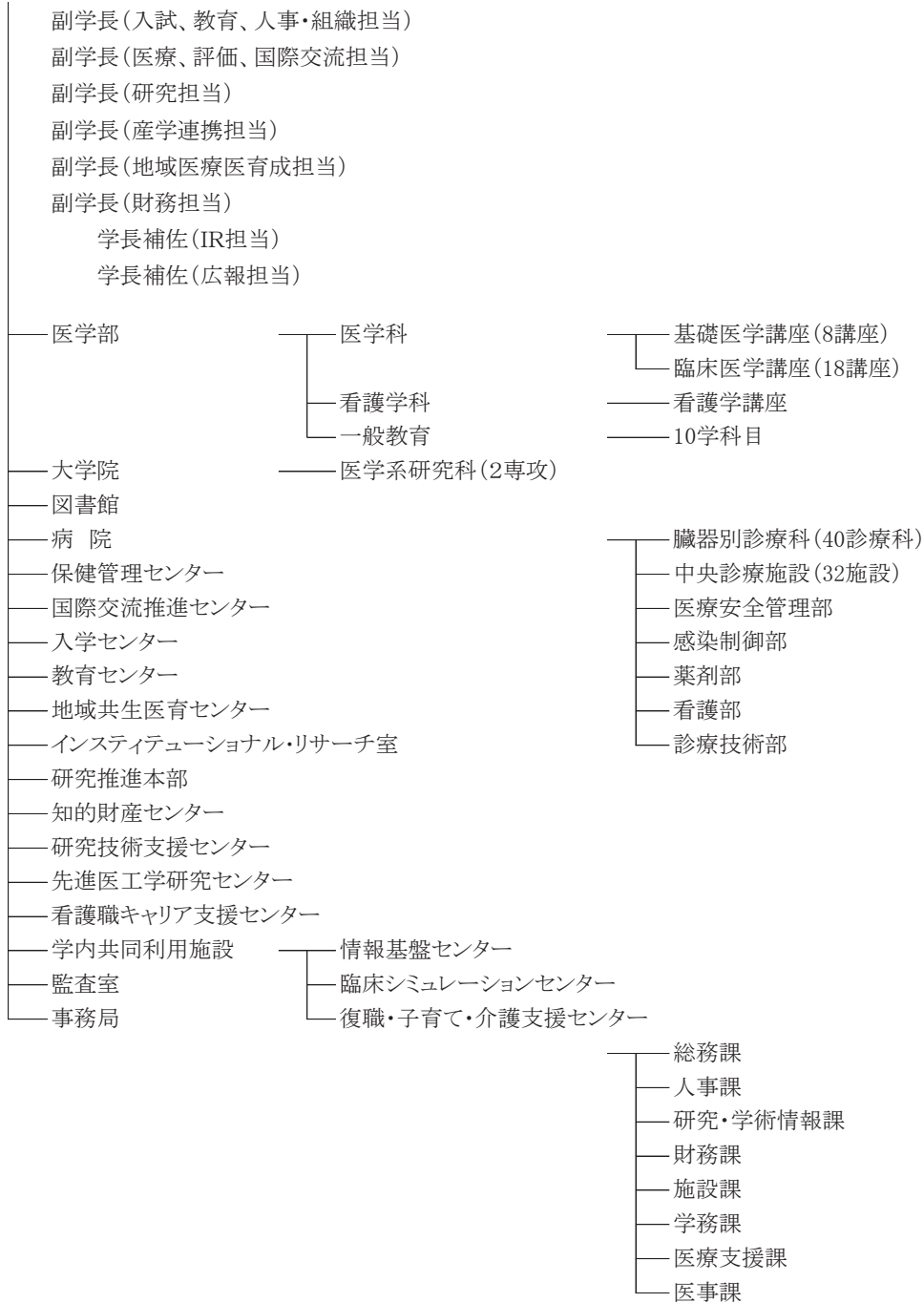
生成AIはきわめて便利なツールであり、ある意味で私たち人間より有能であることは確かです。しかしながら、生成AIに成果物の作成を任せると、何の学修効果も得られません。そして、生成AIに依存する習慣がついてしまうと、自ら考える能力や創造性が失われてしまう危険性があります。

今後も状況に応じ、注意の見直しや追加の通知等を行ってまいります。

# 1. 本学の組織

## 1. 旭川医科大学組織図

学 長



※最新の情報は、下記 URL の本学ホームページからご確認ください。  
 URL <https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/about/organization/>

## 2. 講座・学科目

医学部	講座及び学科目			
医学科 (基礎医学)	解剖学講座 病理学講座	生理学講座 感染症学講座	生化学講座 社会医学講座	薬理学講座 法医科学講座 — 8講座 —
(臨床医学)	内科学講座 整形外科学講座 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座 麻酔・蘇生学講座 地域医療教育学講座	精神医学講座 皮膚科学講座 脳神経外科学講座 地域がん診療連携講座	小児医学講座 腎泌尿器外科学講座 産婦人科学講座 歯科口腔外科学講座 形成・再建外科学講座	外科学講座 眼科学講座 放射線医学講座 救急医学講座 — 18講座 —
看護学科	看護学講座			— 1講座 —
学科目 (一般教育)	歴史・哲学 数理情報科学 英語	心理学 物理学 ドイツ語	社会学 化学	数学 生物学 — 10学科目 —

病院診療科（臓器別）						
循環器内科	腎臓内科	呼吸器内科	脳神経内科	糖尿病・内分泌内科	リウマチ・膠原病内科	
消化管内科	肝胆膵内科	血液・腫瘍内科	精神科神経科	小児科・思春期科	新生児科	
心臓外科	血管外科	呼吸器外科	小児外科	乳腺外科	肝胆膵・移植外科	消化管外科
整形外科	皮膚科	腎泌尿器外科	眼科	耳鼻咽喉科	頭頸部外科	周産母子科(産科)
女性医学科(婦人科・生殖医学科)		放射線科(放射線診断・IVR)		放射線科(放射線治療)		
放射線科(核医学)		麻酔科蘇生科	心臓血管麻酔科	ペインクリニック	緩和ケア科	
脳神経外科	歯科口腔外科	救急科	リハビリテーション科	病理診断科	形成外科	
						— 40診療科 —



### 3. 教育課程と学習

#### (医学科)

#### 1. 教育課程の特色

医学科の教育課程の特色は、基礎教育、基礎医学及び臨床医学を有機的に結ぶ教育システムをとっていることです。そのために、「基礎教育科目」「基礎医学科目」「臨床医学科目」に加えて、医師のプロフェッショナルリズム涵養に結びつく横断的な内容を身につけるための「ICM科目(Introduction to Clinical Medicine)」が展開されています。ICM科目の中では、医療人として生涯を通じて新たな知識を学び続ける自学自習の学習態度を養うチュートリアル教育が導入されています。

#### 2. 教育課程

医学科の教育課程は、学則の別表1に定められております。この別表の年次を追った展開はP32の図に示されています。

基礎教育科目では「医学英語」「自然科学入門」「基礎生物学」「医用物理学」「統計学」「情報リテラシー」「数学」「データサイエンス」「基礎化学」「心理学」「発生遺伝学」「基礎生物学実習」「医用物理学実習」「統計学実習」「基礎化学実習」「心理コミュニケーション実習」を必修科目として展開しています。内容は基礎教育系、基礎医学系とともに臨床医学系も含んでおり、幅広い内容となっています。与えられた知識のみを記憶するのではなく、関連した専門教育の内容を自ら学習することが要求されます。また、現代社会人としての幅広く深い教養を養うために、第1年次には、選択科目が展開され、自らの学習状況に応じて、自由に選択できるように展開されています。

国際化時代に対応できる医療人となるために「医学英語」が3年間にわたって展開されています。読む、書くといった英語のみならず、聞く、話すといったコミュニケーションツールとしての英語を身につけ、更に最新の学術情報を得るために必須な語学力を身につけることが要求されます。

次に、ICM科目として、「早期体験実習」「地域医療学」「症候学」「医学チュートリアル」「医療社会学」「医療概論」「医学研究特論」「選択必修コース」等が展開されています。

入学後第1年次からの「症候学」では、基本症候を通して医療面接における鑑別ポイントとスキルを実践学習し、基礎医学と臨床医学のつながりを学習することを目的としています。

第2年次からの「医学チュートリアルⅠ」では、課題解決能力の向上を目的としています。双方とも単なる知識の記憶といった受験勉強とは全く異なり、今後6年間にわたって展開される医学を学ぶ上で、最も大切な自学自習の学習態度を身につけることが要求されます。少人数によるグループ学習を通じて、将来医療人として必要なコミュニケーションの能力を養う場ともなります。

第1年次前期と第2年次前期には、「早期体験実習」が展開されています。これは、医療・保健・福祉施設の現場に直接ふれることにより、今後医学科において、医療人として学習に関心を深める目的で展開されています。実際に患者又は施設の入所者の方と会話し、将来自分がどのような医療人であるべきか考える機会となります。第1年次の「早期体験実習Ⅰ」は、看護学科と合同で実施されます。将来医療人として同じ職場で働くことになる看護学科学生との合同実習は、他職種で構成されている医療機関でのコミュニケーションの重要性を認識させてくれるでしょう。また、第2年次の「早期体験実習Ⅱ」では、北海道内の医療機関へ訪問することで、現在の医療の問題点を抽出する体験実習です。

医の倫理、患者と医師との関係等の内容は「医療概論Ⅰ、Ⅱ」「心理コミュニケーション実習」として第1年次から第2年次にわたって展開され、医療における安全性の配慮、ワークライフバランス、漢方、緩和医療、高齢者への対応等の内容は「医療安全」「医療概論Ⅲ、Ⅳ」として第3年次から第4年次に展開されます。

また、第2年次前期から(学士)編入学生が加わります。

第2年次から基礎医学科目として、「機能形態基礎医学」「生化学」「免疫学」「病理学」「微生物学」「寄生虫学」「薬理学」等が展開されます。

第3年次から臨床医学科目が展開されます。「心肺病態制御医学」「生体調節医学」「生体防御医学」「消化器医学」「精神・神経病態医学」「感覚器病態医学」「生殖発達医学」が展開されます。

第4年次には、臨床医学をある程度学んでから履修することが望ましい科目である「社会医学系科目」が実習と

共に展開されています。第4年次では、臨床系統講義を再編成した「症候別・課題別講義」が展開されます。

第4年次後期には、研究者マインドの涵養を目的に研究室に6週間配属される「医学研究特論」が展開されます。

また、臨床実習への準備として、第4年次には、医療系大学間共用試験実施評価機構が提供するCBT(コンピューターを用いた客観試験)が行われ医学生が臨床実習を始める前に備えるべき必要最小限の総合的知識の確認が求められます。これに引き続く「臨床実習序論」では臨床実習に臨む態度や技術を集中的に学習することが可能です。この中では、臨床実習前OSCE(客観的臨床能力試験)が行われ、臨床実習を始める前に備えるべき必要最低限の基本的診療技能と態度が評価されます。このCBT、OSCEに合格しなければ、1月からの臨床実習への参加はできません。

この第4年次1月から始まる臨床実習は、ベッドサイドラーニングで全科をローテイトし、その後クリニカルクラークシップ(診療参加型実習)において3～4週間を1ユニットとして基本診療科を中心に第5年次～6年次に必修で展開されます。

第6年次には、希望診療科を選択できるアドバンス臨床実習が展開されます。終了後に医療系大学間共用試験実施評価機構が提供する臨床実習後OSCE(客観的臨床能力試験)が行われます。この試験は、技能・態度を評価する総括試験であり卒業要件となっています。

臨床実習後OSCE後は、医学的知識の総括試験としての統合演習試験が行われます。

### 3. 卒業の要件

卒業の要件は次のとおりです。

必修科目201単位（基礎教育科目26単位、ICM科目21単位、基礎医学科目37.5単位、臨床医学科目116.5単位）及び選択科目（基礎教育科目）5単位以上、合計206単位以上となっています。また、臨床実習後OSCE、統合演習試験の合格も必要です。

なお、授業料の未納があると卒業予定者となることができません。

### 4. 進級の要件

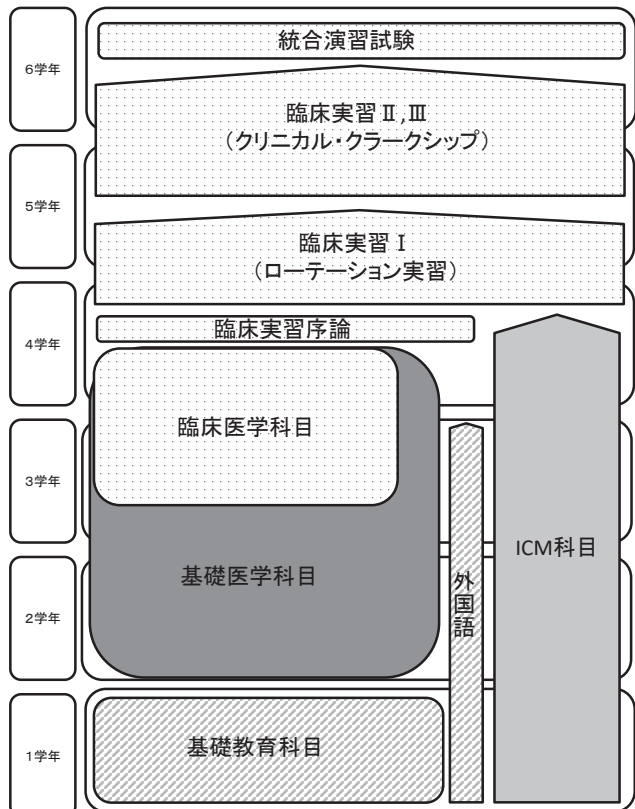
毎学年末に所定の授業科目の単位の認定がなされた場合は進級できます。

次の場合は原級に留め置かれます。

- (1) 必修の授業科目が、不合格となった者
- (2) 第1学年末までに基礎教育科目における選択科目を、5単位以上認定されなかった者
- (3) CBT、OSCEに合格しなかった者

なお、原級に留め置かれた場合、既に認定された授業科目については、再び履修することを要しません。ただし、第4学年で進級できなかった者は、臨床実習序論を再度履修し、OSCEとCBTを受けなければいけません。

医学科2024カリキュラム概念図



## 〔看護学科〕

### 1. 看護学教育の理念・目的

看護学教育は、専門職としての倫理観に基づき、看護に求められる社会的使命を遂行するために、生涯に亘り自己の資質の向上に努めることができる人材の育成を目的としています。

### 2. 看護学の特徴

看護学は、人々の生活を健康面から支援し国民の健康と福祉に貢献する実践領域の学際的学問(interdisciplinary)であり、人間科学としての特徴を持つ実践科学です。学際的学問とは、いくつかの異なる学問分野がかかわることを意味します。

看護は様々な健康レベルにあるすべての「人間」を対象とする援助活動です。看護のメタパラダイムは「人間」・「健康」・「環境」・「看護」の概念により構成されています。

4年間で基本的な看護実践能力を修得するとともに看護学研究に必要な思考力・創造性を培い、将来高度な看護専門職業人として看護実践者あるいは看護学研究者になるために必要な基礎的能力を涵養します。

### 3. 学士課程で求める看護実践能力

以下の能力は、看護学士課程で求められる能力であり、卒業するまでに修得することが期待されています。

- (1) 対象となる人を全人的に捉える基本能力
  - ① 看護の対象となる人と健康を包括的に理解する基本能力
  - ② 人間を生物学的に理解しアセスメントに活かす基本能力
  - ③ 人間を生活者として理解しアセスメントに活かす基本能力
  - ④ 人間を取り巻く環境について理解しアセスメントに活かす基本能力
- (2) ヒューマンケアの基本に関する実践能力
  - ⑤ 看護の対象となる人々の尊厳と権利を擁護する能力
  - ⑥ 実施する看護を説明し意思決定を支援する能力
  - ⑦ 援助的関係を形成する能力
- (3) 根拠に基づき看護を計画的に実践する能力
  - ⑧ 根拠に基づいた看護を提供する能力
  - ⑨ 計画的に看護を実践する能力
  - ⑩ 健康レベルを成長発達に応じてアセスメントする能力
  - ⑪ 個人と家族の生活をアセスメントする能力
  - ⑫ 地域の特性と健康課題をアセスメントする能力
  - ⑬ 看護援助技術を適切に実施する能力
- (4) 特定の健康課題に対応する実践能力
  - ⑭ 健康の保持増進と疾病を予防する能力
  - ⑮ 急激な健康破綻と回復過程にある人を援助する能力
  - ⑯ 慢性・不可逆的健康課題を有する人を援助する能力
  - ⑰ エンドオブライフにある人と家族を援助する能力
- (5) 多様なケア環境とチーム体制に関する実践能力
  - ⑱ 地域で生活しながら療養する人と家族を支援する能力
  - ⑲ 保健医療福祉における看護の質を改善する能力
  - ⑳ 地域ケア体制の構築と看護機能の充実を図る能力
  - ㉑ 安全なケア環境を提供する能力
  - ㉒ 保健医療福祉チームの一員として協働し連携する能力
  - ㉓ 社会の動向と科学技術の発展を踏まえて看護を創造するための基礎となる能力
- (6) 専門職として研鑽し続ける基本能力
  - ㉔ 生涯にわたり継続して専門的能力を向上させる能力
  - ㉕ 看護専門職としての価値と専門性を発展させる能力

#### 4. ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）および学年別到達目標

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）および、学年別到達目標は以下のとおりです(表1)。

表1 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）・学年別到達目標

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）	1年次到達目標/学修成果	2年次到達目標/学修成果	3年次到達目標/学修成果	4年次到達目標/学修成果
	基礎	展開	実践	統合
<b>&lt;姿勢・態度&gt; 倫理観・プロフェッショナリズムを備えた人間力</b>				
多様な価値観や文化的背景を理解し、誠実に良識ある姿勢・態度をもって行動する能力を身につけている。	人間の尊厳と生命の価値を理解し、倫理原則に基づく誠実な態度を説明できる。	協働に必要な配慮を行い、自己の役割を自覚して参加できる。	対象の社会的背景と個性性を踏まえ、援助的関係を形成・維持できる。	看護の社会的使命を踏まえ、患者・家族および医療チーム内の関係を統合的に捉え、倫理的に行動できる。
人々の生命と健康を守るため、さまざまな問題に対し最善を尽くす姿勢・態度を身につけている。	自身が目指す医療従事者像を説明できる。	具体的な健康状況を踏まえ、最善を尽くす姿勢を明確化できる。	対象が直面する問題に向き合い、最善を尽くす姿勢で問われる。	状況に応じて医療者・対象者と協働し、最善を尽くす姿勢・態度を選択し、ふり返りまで行える。
<b>&lt;意欲・関心&gt; 地域社会・国際社会へ貢献するための能力</b>				
地域から国際社会に至る社会的ニーズに応えるために、多様な立場の人々と協働し貢献する意欲がある。	基礎的知識を理解し、対象のニーズを把握し、看護の必要性を認識し必要な看護を検討できる。	身近な地域のニーズを把握し、多世代の人々と協働し、役割を自覚して行動できる。	地域の多様な立場の人々と課題を共有し、協働を継続できる。 地域・国際社会への関心をもち、社会的ニーズに応える意欲を高められる。	地域・国際社会のニーズに応じ、多様な立場の人々および関係機関と協働し、ニーズの充足を確認し、改善につなげられる。
<b>&lt;知識・態度&gt; 看護学と保健・医療・福祉の看護関連領域に関する十分な知識と生涯学習能力</b>				
幅広い教養を身につけ、看護学の専門的知識を習得している。	看護の対象である個人・家族・集団の健康・生活の理解に必要な知識を習得できる。	特定の健康レベルにある個人・家族・集団の健康・生活を理解し、看護実践に必要な知識を関連づけて整理できる。	対象との関わりの中で、個人・家族・集団の健康・生活を多面的に捉え、看護実践に必要な知識を選択し、活用できる。	さまざまな生活の場にある個人・家族・集団を理解し、看護実践に必要な知識を統合的に活用し、判断の根拠を説明し、改善につなげられる。
看護の専門職として、自己研鑽し学び続ける能力を有する。	自己の課題を明確化でき、解決に向けた自己研鑽への意欲を示せる。	学びの見通しを立て、ふり返りで自身の学習の進捗と課題を確認できる。	実践からの学びを通じ、看護の価値を継続的に追求する意欲を高められる。	自己研鑽の成果を統合し、自身の看護実践の強み・課題を明確化し、看護の発展に寄与しようとする意欲を示す。
<b>&lt;思考・判断&gt; 問題発見から解決を図るための能力</b>				
看護に関する問題を発見し、解決するための論理的思考力、問題解決能力及び研究能力を身につけている。	論理的な判断の基本的思考方法(①クリティカルシンキング ②問題解決思考 ③リフレクション)の基礎を身につけ、学内演習やレポートで活用できる。	基本的思考技術を活用し、看護場面で課題の整理→判断→評価を行える。	対象の個性性を踏まえ、知識を応用して論理的に看護を実践できる。 研究的視点から課題を捉えられる。	地域における統合的視点で思考・判断し、結果を評価し、改善につなげられる。 看護現象から研究の問いを見出し、研究手法に基づき、解決の方向性を示せる。
医療における情報・科学技術を理解し、適切な看護ケア提供のために情報通信技術(ICT)や人工知能(AI)を活用できる。	情報リテラシーとデータ倫理を理解し、ICT/AIの基本用語と意義を説明できる。	ICT/AIを用いた情報の収集・整理方法を選択し、看護実践の検討に活用できる。	対象の個性性を踏まえ、総合的に判断する過程でICT/AIを活用し、判断の根拠を示して論理的思考を深められる。	地域や看護に関する課題に対し、ICT/AIを活用して信頼性の高いデータを選択・整理し、根拠に基づき課題理解を深め、改善の方向性を考察できる。
<b>&lt;技能・表現&gt; 根拠に基づいた基礎的看護実践能力</b>				
すべてのライフステージ及び健康レベルに応じた、根拠に基づく基本的な看護実践ができる。	基本的看護技術の目的・禁忌・手順・観察点を説明できる。	問題解決思考を用い、根拠を明示して、個人に必要な基本的看護技術を選択できる。	対象の個性性を踏まえ、根拠に基づく看護を提供し、効果を評価し、記録・報告できる。 家族への看護を含め、継続して関わられる。	対象・家族・関係職種との視点を統合して状況を捉え、根拠に基づき最善のケアを評価し、必要な改善を提案できる。

#### 5. 教育課程

看護学科の教育課程は学則（別表2）に定められ、一般基礎科目・専門基礎科目・専門科目から構成されています。これらの科目を4年間で展開し、教授します。これらの科目展開はP36図1、実習予定表はP37図2に示されています。必要な単位をすべて修得したもには、看護師国家試験受験資格が与えられます。

##### (1) 一般基礎科目

一般基礎科目は、看護学を学ぶための基盤として位置づけられています。一般基礎科目の教育内容には、科学的思考力・感性・自由で主体的な判断と行動を育て、人間を幅広く理解し、国際化・情報化に対応できる能力を育てる内容が盛り込まれています。

##### (2) 専門基礎科目

専門基礎科目の教育内容は、人体を系統立てて理解し、健康・疾病に関する観察力、判断力を育てるとともに、人々のセルフケア能力を高めるために、社会資源の活用、教育的役割、関係機関と調整する能力等も育てる内容を盛り込んでいます。

##### (3) 専門科目

専門科目は、看護の基盤、コミュニティと看護、特性と看護、看護の発展と探求から構成されています。教育内容として、看護の基盤では、基礎的理論や基礎的技術、人間生涯発達論等を学び、特性と看護として各看護学領域における看護の対象となる人の特性と看護の方法を学び、看護実践能力を養う実践看護技術学や実習を行います。コミュニティと看護では、地域包括ケアの理論と実践を通して地域の人々の生活やニーズと看護の役割を学びます。看護の探求と発展では、社会が今後必要とするがん看護学や国際保健・災害看護などを学びます。また、チーム医療における看護の機能と、マネージメント、リーダーシップ能力を育てます。実習は、病院だけにとどまらず、看護が行われているすべての場をフィールドとして捉え実施します。

※看護学科2022カリキュラムは、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」及び「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」を指針として編成しました。

「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」

大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会 2017（平成29）年10月

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/10/31/1217788\\_3.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/10/31/1217788_3.pdf)

「看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標」

一般社団法人日本看護系大学協議会 2018（平成30）年6月

<https://doi.org/10.32283/rep.5618b431>

## 6. 選択課程

本学では助産師課程と保健師課程の2課程が選択できます（ただし、どちらか一つしか選択できません）。募集人数は、助産師課程が定員(60名)の1割で6名程度、保健師課程は定員の2割で12名程度です。選択を希望する者は、助産師課程あるいは保健師課程履修選考試験（第3学年3月下旬予定）を受ける必要があります。その結果により、履修者を決定します。両課程とも必要単位(保健師課程29単位、助産師課程31単位)修得者には、各々国家試験受験資格が与えられます。

## 7. 進級の要件

次学年に進級するには、当該学年の必修科目の単位を全て修得することが必要です。進級の要件に満たない場合は、原級に留め置きとなります。なお、同一学年に在学できる期間は2年間です。成績評価が「不可」となった必修科目は、再度履修しなければなりません。

## 8. 臨地看護学実習に出るための要件

第3学年後期からの臨地看護学実習は、実習前までに履修することが必要な必修科目（技術テスト含む）の全てを修得し、OSCE(客観的臨床能力試験)に合格していなければ、履修することはできません。

## 9. 卒業の要件

本学学則第33条第2項に定められた看護学科の卒業の要件は、124単位以上〔必修科目106単位、選択科目18単位以上(一般基礎科目6単位以上、専門基礎科目及び専門科目から10単位以上)〕です。卒業の要件を満たすことで、看護師国家試験受験資格を取得することができます。

助産師国家試験受験資格又は保健師国家試験受験資格を取得しようとする者は、卒業要件(124単位)の他に、助産師選択課程や保健師選択課程の科目全ての単位を修得しなければなりません。ただし、各選択課程とも受入人数に制限があり、表2のような方針で選考します。助産師・保健師の国家試験受験資格の取得を考えている者は、入学後早い時期に学年担当教員や各課程の担当教員に確認・相談してください。

なお、授業料の未納があると卒業予定者となることができません。

表2 助産師課程・保健師課程選択者選考方針

	助産師課程	保健師課程
履修可能人数	6名程度	12名程度
選択者の要件	①卒業後すぐに助産師として就業すること。 ②助産師課程必修科目を選択し、単位を修得している者。 ③卒業要件に必要な選択科目の単位を第3学年後期までに修得していること。 ④第3学年までに履修した必修科目の成績がGPA 2.3以上であること。但し、合・否で判定される科目(初年次セミナー、早期体験実習Ⅰ)は含まない。	①卒業後すぐに保健師として就業すること。 ②保健師課程必修科目を選択し、単位を修得している者。 ③卒業要件に必要な選択科目の単位を第3学年後期までに修得していること。 ④第3学年までに履修した必修科目の成績がGPA 2.1以上であること。但し、合・否で判定される科目(初年次セミナー、早期体験実習Ⅰ)は含まない。
選考方針	選考にあたっては、助産師課程履修志望者にふさわしい能力、適性、学習意欲を総合的に判定する。 また、次の①～③を満たしているかを考慮して判定する。 ①第3学年後期までの出席状況、学習態度が良好である。 ②これまでの学習や実習で、健康上の自己管理ができています。 ③これまでの学習や実習で、課題の提出期限や提出方法など、ルールが守られている。	選考にあたっては、保健師課程履修志望者にふさわしい能力、適性、学習意欲を総合的に判定する。 また、次の①～③を満たしているかを考慮して判定する。 ①第3学年後期までの出席状況、学習態度が良好である。 ②これまでの学習や実習で、健康上の自己管理ができています。 ③これまでの学習や実習で、課題の提出期限や提出方法など、ルールが守られている。
選考方法	面接試験・口述試験または筆記試験を組み合わせ実施する。試験の方法は、1月末に示す。試験結果、志望理由書、学業成績（第3学年まで）を考慮し選考する。	
選考時期	第3学年の3月下旬（結果発表：3月末）	

図1 科目展開図(2022カリキュラム)

学年	1年	2年	3年	4年	コマ数(単位数)
必修科目	前期	後期	前期	後期	後期
	初年次セミナー 15(1)	英語II A・II B 30(1)	薬理学 15(1)	臨床薬理学 15(1)	卒業研究 30×2(2)
	英語IA 30(1)	統計学 15(1)	臨床心理学 15×2(2)	臨床病態治療学III 15×2(2)	
	看護社会学 15(1)	病理学各論 15(1)	臨床病態治療学II 15×2(2)	成人看護学実習I(急性期) 45×3(3)	国際保健・災害看護論 15(1)
	情報リテラシー 15(1)	臨床病態治療学I 15×2(2)	公衆衛生論 15(1)	看護管理・医療安全論 15(1)	看護学実習III(高齢者・在宅) 30(1)
	栄養学 15(1)	健康教育学 15(1)	看護倫理 15(1)	実践看護技術学I(成人) 30(1)	
	形態機能学 15×4(4)	感染制御学 15×2(2)	基礎看護学実習II 45×2(2)	成人看護学実習II(外来) 45×1(1)	高齢者看護学実習 45×3(3)
	発達心理学 15×2(2)	基礎看護技術学III 30(1)	精神看護学II 15(1)	成人看護学実習III(慢性期) 45×2(2)	
	看護学概論 15×2(2)	基礎看護技術学IV 15(1)	チーム医療・ハイブリッド看護論 15(1)	実践看護技術学II(精神・母性・小児) 30×2(2)	小児看護学実習 45×2(2)
	人間生理発達論 15(1)	看護理論 15(1)	高齢者看護学I 15(1)	看護研究 30(1)	
	コミュニケーション論 15(1)	看護フロンティアセミナール 15(1)	小児看護学 15×2(2)	在宅看護学実習 45×2(2)	
	早期体験実習I 45(1)	看護実践実習II 45(1)	母性看護学 15×2(2)	精神看護学実習 45×2(2)	
	基礎看護技術学I 30(1)	保健統計 15×2(2)	在宅看護学 15×2(2)	母性看護学実習 45×2(2)	
	基礎看護学実習I 45(1)	早期体験実習II 45(1)	地域包括ケア実習 45(1)		
		精神看護学I 15(1)			
	成人看護学I 15×2(2)				
選択科目	地域包括ケア論I 15(1)	地域包括ケア論II 15(1)	地域包括ケア論III 15(1)	地域包括ケア論IV 15(1)	
	生命科学入門 15(1)	看護英語 30(1)	看護英語文献講読 15(1)	看護英語文献講読 15(1)	
	看護化学 15(1)	看護遺伝学 15(1)※	医療経済学 15(1)※	医療経済・看護経営論 15(1)	
		一般基礎科目	家族看護論 15(1)	家族看護論 15(1)	
			認知症ケア論 15(1)	認知症ケア論 15(1)	
			クリティカルケア論 15(1)	クリティカルケア論 15(1)	
			助産学概論 15(1)※	看護教育論 15(1)	
			助産学実習I 15(1)※	がんサバイバルシップ 15(1)	
			公衆衛生看護学概論 15×2(2)	がんエントプライブケア 15(1)	
			公衆衛生看護学実習I 15(1)※	公衆衛生看護学実習II 15(1)※	
			公衆衛生看護学実習II 15(1)※	公衆衛生看護学実習III 15(1)※	
			公衆衛生看護学実習III 15(1)※	公衆衛生看護学実習IV 15(1)※	
			公衆衛生看護学実習IV 15(1)※	公衆衛生看護学実習V 15(1)※	
			公衆衛生看護学実習V 15(1)※	公衆衛生看護学実習VI 15(1)※	
	助産師・保健師課程必修科目				

図2 令和8年度入学生実習予定表

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
週																
行事							夏休み					冬休み			春休み	
4年生	<p>総合実習</p> <p>※実習時期は変更の可能性があります。</p> <p>助産学実習(選択)(分統介助実習) 助産学実習(補完実習)</p> <p>助産学実習(選択)(継続事例実習) 公衆衛生看護学実習 実習I・II(選択)</p> <p>高齢者 在宅 小児 小児 在宅 高齢者 在宅 高齢者</p>															
3年生	<p>OSCE</p> <p>地域包括ケア実習</p> <p>成人I 母性 成人II・III 精神 成人II・III 母性 成人I 母性 成人II・III 精神 成人I 母性 成人II・III 精神 成人I</p>															
2年生	<p>早期体験実習II</p> <p>基礎看護学実習II</p>															
1年生	<p>早期体験実習I</p> <p>基礎看護学実習I ※5日間</p>															

\*この図は令和8年度入学生の第1学年から第4学年の全実習計画を示している

## 数理データサイエンス AI 教育プログラム

### 1. プログラムの目的

情報科学技術を基盤とする高度なデータ社会をより発展させ新しい価値を創造し、かつ最適な問題解決を探索し創造する人材を育成することがこのプログラムの目的である。

### 2. 本プログラムで身につけられる能力

- ・一般的な情報に関する倫理や知識の習得
- ・情報セキュリティに関する安全確保と保護の方法論と実践
- ・情報技術の沿革から将来の展望
- ・医療・看護・介護・日常生活に活用されるICTや高度に発展するICT技術の習得

### 3. 対象科目

- 【医学科】 データサイエンス、情報リテラシー
- 【看護学科】 統計学、情報リテラシー、保健統計

### 4. 修了要件

医学科学生は、上記2科目全ての単位を取得すること。  
看護学科学生は、上記3科目全ての単位を取得すること。

### 5. 単位修得方法

各科目のシラバスに単位修得方法が記載されているので確認すること。

## 4. 授業と学修

### 1. 授業科目の履修・聴講

必修科目とは必ず履修しなければならない科目です。

選択科目とは自ら選んで履修する科目です。選択科目を履修する際には必ず履修登録を所定の期日までに行わなければならないなりません。

履修登録を行わなかった授業科目については、単位認定の対象にはなりません。

履修登録を行ったあとで履修する授業科目を変更したり、取消したりする場合には所定の期日までに申し出なければならないなりません。

もし、履修登録を行ったままで、受講しなかったり、定期試験を受験しなかったりすると、その授業科目の評価は「不可」となりますので、履修科目の変更又は取消しの場合には、必ず届出の手続きをしてください。

詳細については別途通知いたしますので、通知に従い手続きをとってください。

また、授業科目の聴講を希望する場合は、履修届の提出期間内に「聴講願」を当該授業科目担当教員等に提出し、許可を得てください。ただし、授業科目の評価（単位認定）の対象とはなりません。聴講できる授業科目のうち、必修科目については、聴講する学生の該当する学年以下の学年において開講されている授業科目となっています。

### 2. 授業科目の出席及び欠席

履修する授業の全てに出席することが原則です。

授業を欠席する場合には、以下に留意してください。

「やむを得ない」特別な理由により授業を欠席せざるを得ないと思われる場合は、原則として事前に授業担当教員に連絡してください。

(1) 授業を欠席しようとするときは、事前に教務システム「Campus-Xs」（以下、「Campus-Xs」という）の「学生支援」>「新規申請」から欠席届を提出してください。なお、疾病により7日以上欠席する場合は、医師の診断書を添付することが必要となります。

なお、やむを得ない事由により事前に届け出ることができなかつた際は、その事由を付して欠席した日から原則として2週間以内に提出してください。

(2) 次の事由により授業を欠席した場合のみ、公欠扱いとなります。公欠扱いとなった場合は、当該授業科目の担当教員から代替措置が講じられますが、代替措置の形態は各授業科目担当教員の判断にしたがってください。

公欠となる事由	欠席届に添付する必要書類 ※いずれも、自身宛、かつ、公欠となる事由及び日時が明示されていること等の事実を証明するものであること。	適用される期間
・親族（配偶者及び2親等以内の親族）が死亡した場合	会葬礼状など、親族が亡くなったことが証明できる書類	「学生規程に関する申合せ」を確認してください。
・保健管理センターから出席停止の指示を受けた場合	保健管理センターの指示に従ってください。（保健管理センターのホームページ参照）	
・裁判員候補者として選任手続期日に裁判所へ出頭する場合及び裁判員として職務に従事する場合	裁判所からの呼出状や通知書など	
・骨髄移植のために、親族以外の者に、骨髄液又は末梢血幹細胞の提供を行おうとする場合であつて、骨髄液提供等に必要な検査・入院その他手続きを行う場合	財団法人骨髄移植推進財団の発行する証明書など	
注意事項		
・課外活動等の私的理由での欠席は、公欠にはなりません。		
・ひとつの授業科目で、授業コマ数の3分の1以上が公欠となる場合、別途審査が必要になることがあります。		
・これまで示した事由以外で授業への出席が困難となる真にやむを得ない理由がある場合、教務・厚生委員会の審議で認められれば公欠となる場合もあります。そういった事由の場合には、その事実を証明する客観的な資料を、欠席する科目宛てとは別に、学務課教務係へ提出してください。		

授業中に悪質な行為があつた場合には、担当教員の判断により退室を命じられ、当該授業が欠席扱いとなる場合があります。

※ 心身の健康について心配なことがあれば、まずは保健管理センターに相談するようにしてください。

### 3. 授業時間

1 講目	8:40	～	9:40
2 講目	9:50	～	10:50
3 講目	11:00	～	12:00
4 講目	13:00	～	14:00
5 講目	14:10	～	15:10
6 講目	15:20	～	16:20

※試験週における時間帯は別途通知します。

### 4. 学修支援システムについて

本学の学修支援システムは、Campus-Xsの学習支援を使用し、講義資料の配布やレポートの提出等に利用します。ポートフォリオは、学修過程の成果物を長期間収集し格納していく入れ物としても機能し、自己の学びや学習活動のプロセスの自己評価などに活用できます。専用アプリを自身のスマートフォンにインストールし使用してください。パソコンでは下記URLからログインすることができ、IDとパスワードは学内E-Mailにログインする際のもと同じです。使用にあたっては、マニュアルを参照してください。Campus-Xsについて不明な点がありましたら、学務課教務係までお問い合わせください。

URL <https://camxs.asahikawa-med.ac.jp/campusweb/>

(大学ホームページ→在学生・卒業生の方→Campus-Xsからもログインできます。)

### 5. 定期試験

定期試験は、前・後期試験週のいずれかに実施されますが、科目によっては頻回に試験を課す場合もあります。その場合は、担当教員の指示に従ってください。

なお、定期試験週の時間割は、別途編成し、試験週が近くなりましたらCampus-Xsなどで通知します。

定期試験とは別に、中間試験を実施する科目があります。こちらも、試験日が近くなりましたら通知します。

### 6. 授業科目の評語について

- (1) 「優」、「良」、「可」、「不可」に加えて、特に秀でたものに対し「秀」を設けています。
- (2) 「秀」は、履修者数の5%を超えないことが望ましいとされています。
- (3) 医学科においては、「秀」「優」の合計は、30%程度が望ましいとされています。看護学科においては、「秀」「優」の合計は、「良」「可」の合計を超えない程度とし、「可」の割合は「良」の割合以下となるのが望ましいとされています。
- (4) 必修科目において、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」の評語がなじまない科目については、「合格」「不合格」のみで判定を行い、GPA判定には含まれません。「合格」「不合格」判定を行う科目は、P18-19アセスメント・ポリシーに記載しています。

### 7. 成績評価異議申立制度について

この制度は、学生が成績評価について「明らかに教員側の誤りである」という場合や「学習到達目標及び成績評価の基準等から明らかに逸脱した成績評価である」という場合に、異議申立てができるようにするものです。(詳細は「旭川医科大学における成績評価に対する異議申立てに関する規程」を参照)

異議申立てをするときは、スケジュールに従い「成績評価に関する異議申立書」(以下、異議申立書)を学務課に提出してください。異議申立書は、学務課を経由して教務・厚生委員会に提出されます。

教務・厚生委員会は、「成績異議申立審査委員会」を設置し、申立て内容の審査を行います。

審査後、審査結果は教務・厚生委員会へ報告され、その後、当該学生、学年担当、授業科目担当教員に通知されます。

異議申立てが認められれば、成績は訂正され、進級判定・卒業判定が行われます。

なお、異議申立て内容の全てが認められるとは限りません。単位不足とならないように、特に、後期の選択科目(医1、看1)の選択と履修登録は注意深く行ってください。

## 8. 学年担当教員

各学年にそれぞれ1名の教員が学年担当教員として置かれています。

医学科学年担当教員は、第1・2学年には基礎教育の、第3・4学年には基礎医学の、第5・6学年に臨床医学の教授があたりそれぞれ2年ずつ担当します。

看護学科学年担当教員は、第1学年から第4学年までの4年間を原則1名の教員が持ちあがりで担当します。

学年担当教員は担当学年の学生に対して、授業や、大学生活に関する連絡や指導助言を行い、相互理解を深める役目を果たすようになっております。

### 令和8年度 学年担当教員

学科	学年	教員所属	教員氏名
医学科	第1学年	心理学	池上 将 永
	第2学年	生物学	日下部 博 一
	第3学年	感染症学講座（微生物学分野）	原 英 樹
	第4学年	病理学講座（免疫病理分野）	小 林 博 也
	第5学年	内科学講座（循環器・腎臓内科学分野）	中 川 直 樹
	第6学年	小児科学講座	高 橋 悟
看護学科	第1学年	看護学講座	平 義 樹
	第2学年		菅 原 峰 子
	第3学年		濱 田 珠 美
	第4学年		藤 井 智 子

## 9. グループ担任（看護学科）

入学時から大学生活に適應するまでのサポートと将来の医療人としての成長を促すためにグループ担任を設けています。

対象は第1・2学年です。学年毎に約10人のグループに分け、2グループに対して教員1名が担当します。原則として地域包括ケア論の地域担当教員の中からグループ担任を決めます。看護職を志す学生さんに、グループ担任が看護職の先輩として相談にのります。生活面に関すること、大学での学び方、人間関係など何でも気軽に相談してください。

## 10. 医学科の学生支援メンター制度

学生が早期に大学に適應するために、学生生活における相談に幅広くのってくれる制度です。

医学科第1学年から第4学年の全学生が対象で、学年ごとを10名程度のグループに分け、各グループに1名のメンター（教員）が配置されます。

普段の勉強方法、学生生活のコツ、進路など、相談したいことがあったら気軽に相談してください。なお、基本的にメンターは2年おきに変わることになります。

## 11. オフィスアワー

オフィスアワーとは、教員が学生からの、授業や履修に関することの質問や相談等に応じるための時間帯をいいます。気軽に研究室を訪問してオフィスアワーを積極的に活用することで、履修上の問題解決に役立てることを目的としています。オフィスアワーについては、Campus-Xsの「シラバス」、「オフィスアワー」で参照できます。

## 12. 講義室の貸出について

講義室を自主学習等で利用する場合は、事前に利用申請が必要です。

次頁表の取扱いにより貸出をしています。

区分	基本申請		当日利用 (利用制限あり)
申請期限	利用日の <b>1週間前まで</b>		当日 17時15分まで
申請窓口 窓口時間	学務課教務係 平日 8時30分～17時15分		
利用可能講義室	講義実習棟・看護学科棟・臨床講義棟の各講義室		講義実習棟2階 第1講義室～第3講義室のみ
利用可能時間	平日 16時30分～21時30分	土日・祝日 8時30分～21時30分	平日 16時30分～ <b>19時00分まで</b>
	※春季・夏季・冬季休業中は8時30分～21時30分		※春季・夏季・冬季休業中の 施錠期間は利用できません。
	ただし以下の場合を除きます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義等で使用している時間</li> <li>・年末年始</li> <li>・大学行事のために必要な期間</li> <li>・その他大学が必要と認めた期間</li> </ul>		
利用条件	利用目的：自主学習（グループ学習を含む。）、学生団体のミーティング ※グループ学習の場合はチュートリアル室、学生団体の場合はセミナー室を優先的に利用してください。 ※楽器演奏及び合唱の練習等は禁止します。 ※16時30分以降の放課後を除き、次の授業まで時間が空く場合は、空いている講義室を自主学習等で利用いただ いて構いません。その場合の利用申請は不要ですが、他の授業の迷惑とならないよう静かに利用してください。		
申請方法	学務課窓口にて「施設設備使用願」を提出し、施設借用の許可を得てください。		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日 19時00分以降、土日・祝日に利用する場合は、「施錠・開錠願 い」も必要です。</li> <li>・教室への冷房または暖房の通気は平日時間内のみのため、通気も希望 する場合は「時間外暖房・冷房依頼書」も必要です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19時00分以降は利用できません。</li> <li>・冷暖房は入りません。</li> </ul>	
利用上の注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用に際しては、<u>良識ある行動を心がけ、秩序・風紀及び設備の保全（汚さない・失くさない・壊さない）に 努めてください。</u></li> <li>・利用者が、機器その他の設備を損傷したときは、直ちに学務課へ報告してください。場合によっては、<u>損害を 弁償してもらうこともありますので、十分注意してください。</u></li> <li>・講義室内のAV機器（プロジェクター、スクリーンなど）を利用する場合は、別途「物品借用願」の提出が必要 です。</li> <li>・上記に反する行為・状況が確認された場合、申請学生（及び団体）は当分の間、講義室の貸出を停止又は制限 することがあります。</li> </ul>		

### 13. チュートリアル室の貸出について

チュートリアル室を自主学習で利用する場合は、利用申請が必要です。

以下の取扱いにより貸出をしています。

#### 全室共通の項目

(1) 申請の受付は平日 8時30分から学務課窓口にて行い、先着順となります。

授業等で利用している場合は、授業終了後から順次貸出します。

なお、授業後継続して利用する場合でも、貸出手続きが必要になります。その際、部屋の貸出を待っている学生がいる場合は、その学生が優先されます。

利用者が多い場合、1～2月は最終学年の学生を優先する場合があります。

・利用人数：原則3人以上

(2) 利用可能時間：平日 8時30分～21時30分

：土日祝日の前日 8時30分～17時00分

ただし以下の場合を除きます。

- ・講義等で使用している期間
- ・大学行事のために必要な期間
- ・年末年始
- ・その他大学が必要と認めた期間

(3) 利用上の注意点

・利用に際しては、良識ある行動を心がけ、秩序・風紀及び設備の保全（汚さない・失くさない・壊さない）に努めてください。

・無人になる場合や退室時には、その都度利用した物品等を元の位置に戻し、必ず窓・出入口を施錠してください。

また、節電のため室内の照明・空調の電源も消してから退室してください。

- ・ 鍵の返却の際、窓口対応時間外等で職員がいない場合は、学務課入口に設置してある鍵箱（木製・壁掛け）へ入れてください。
- ・ 次の行為を禁止します。（授業の支障となる場合があります）
  - ①室内での飲食      ②他学生への鍵の又貸し
  - ③設置されているパソコンの設定変更      ④合鍵の作成
- ・ 利用者がチュートリアル室の鍵・物品等を汚損若しくは紛失したとき、又は機器その他の設備を損傷したときは、直ちに学務課へ報告してください。  
場合によっては、損害を弁償してもらうこともありますので、十分注意してください。
- ・ 鍵の未返却や上記違反又は悪質利用が判明した場合は、利用者に対し貸出を停止又は制限することがあります。なお、利用責任は貸出簿に記入した学生にあります。

#### 14. 実習室の使用について

看護学科棟の各看護学実習室を自主学習等で使用する場合、以下の取り扱いにより貸出をしています。

※感染症対策として制限する場合があります。

(1) 使用可能実習室：基礎看護学実習室（3F）、実践看護学実習室（5F）、地域保健看護学実習室（6F）

(2) 使用可能時間：原則として 平日 8時30分～20時

ただし以下の場合を除きます。

- ・ 演習・実習等で使用している期間      ・ 大学行事のために必要な期間

(3) 使用を希望する場合には、以下の手順で使用してください。

- ・ 各看護学実習室前に掲示された「使用予定表」を確認し、使用したい日時が空いているか確認し、実習室使用ノートの使用希望日時欄に、使用代表者の氏名と使用人数を記入してください。
  - ・ 使用方法及び使用後の片づけは各看護学実習室の使用手順を確認して行ってください。
  - ・ シミュレーターなどの使用希望機器がある場合は、事前に各実習室管理責任者にメールで連絡してください。
- (4) 使用者が看護学実習室の設備、備品等を破損または紛失したときは、直ちに実習室管理責任者に報告してください。場合によっては、損害を弁償してもらうこともありますので、十分注意してください。

## 5. 図書館

### I. 図書館について (利用マナーやルール)

図書館は、学習・教育・研究・診療をサポートする施設です。施設・設備(機器類)・資料(図書・雑誌等)は、学生のみなさんと教職員の共有の財産であり、永く使用する大切な物です。また、地域の医療従事者の方や一般市民の方等にも広く利用されていますので、図書館の適切な環境維持にご協力ください。

#### \*\*\*図書館利用上の注意\*\*\*

図書館を利用する際には、次の項目を必ず守ってください。

- (1) 利用の際は、必ず学生証を携帯、提示してください。
- (2) 館内で使用した資料は、必ず元のところに戻してください。
- (3) 館内での飲食ルールは以下の通りです。
  - ・食べ物、飴やガム等の一口サイズのものも含め一切禁止です。
  - ・飲み物は、ペットボトル等、蓋付きで倒しても中身がこぼれない容器に入った飲み物に限り、試行的に許可しています(パソコンコーナーとパソコン室および、視聴覚コーナーを除きます)。
- (4) 館内で会話可能なエリアは南棟1階のディスカッションスペースとセミナー室です。  
それ以外の場所ではお静かに願います。
- (5) 館内での携帯電話の通話は、1階携帯電話ボックス内をお願いします。
- (6) 一人で複数の座席を利用しないでください。
- (7) 座席に荷物を放置することや、席取りをしないでください。
- (8) 個人機の個別照明は利用していない時には消灯し、節電に努めてください。
- (9) 机の汚れ、消しゴムのカス等は、自分で片づけてください。

### II. 図書館の利用について (開館時間、貸出、その他サービス)

#### 1. 開館時間と休館日

図書館の開館時間は、次の通りです。授業のある時期とない時期によって異なります。

通常授業期間 月～金曜日 9:00～21:00

春季・夏季・冬季休業期間 月～金曜日 9:00～17:00

※連休明けは開館時間が9:30～に変更となる日があります。

休館日は、土曜日、日曜日、祝日、本学記念日(11月5日)、年末年始(12月27日から翌年1月5日)です。停電等により開館時間の変更がある場合は、その都度掲示と図書館ホームページでお知らせします。

#### 2. 特別利用

特別利用とは、閉館後も図書館を利用することができることです。

利用できるサービスは、館内での資料の閲覧、複写、貸出、および閲覧席や、パソコン・プリンターの使用です。学生のみなさんが特別利用を行うには、説明会参加と申請が必要です。説明会の日時については教育用メールでお知らせします。

なお、休学中や、停学等の処分中は特別利用ができません。

#### 3. 利用制限時間

以下のとおり、館内整備のため、利用制限時間があります。

この時間は、館内に留まることはできません。全ての荷物を持って必ず退館してください。

通常授業期間 月～金曜日 8:45～9:00, 20:55～21:00

春季・夏季・冬季休業期間 月～金曜日 8:45～9:00, 16:55～17:00

※9:30開館の日は8:45～9:30

※館内の状況によっては上記の利用制限時間が長くなる場合があります。

#### 4. 入館

開館中、入館の際は学生証をカウンター職員によく見えるように提示してください。

#### 5. 閲覧

図書館の資料は、自由に利用することができます。

館内で利用した貸出手続きをしていない資料は、必ず元の場所に戻してください。

視聴覚資料のうちDVDは、開館中のみ利用できます。カウンターで館内貸出をしていますので、利用する場合は、「DVD利用届」に必要事項を記入し、学生証を添えてカウンター職員に提出してください。

#### 6. 図書・雑誌の並び方・探し方等

##### (1) 医学・看護学専門図書の並び方

疾患内容別に分類しています。図書の背に貼ってあるラベルの冒頭「Q」と「W」で始まるアルファベットが分類体系の概略を表し、書名のアルファベット順に並べています。

##### (2) 一般教養図書の並び方

分野別に分類しています。図書の背に貼ってあるラベルの3桁を基本とした数字がその内容を表し、数字順に並べています。

##### (3) 雑誌の並び方

年代順、和・洋別に分けて、雑誌名のアルファベット順に並べています。

##### (4) 図書・雑誌の探し方

- ・OPAC (Online Public Access Catalog : 学内蔵書検索) を利用してください。図書館ホームページから利用することができます。
- ・OPACで配架場所が学内の研究室などになっている資料は、所蔵部局の許可があれば利用できます。直接お問い合わせください。
- ・詳しい探し方は、図書館ホームページ、または館内設置のパンフレットをご参照ください。

※雑誌は移動作業中のため、書架に表示している年代とずれている場合があります。

#### 7. 貸出及び返却

##### (1) 図書の貸出

貸出冊数と期間     5冊   14日間

図書の貸出を受ける場合は、図書に学生証を添えてカウンター職員に提出してください。自動貸出機でも貸出が可能です。

##### (2) 雑誌の貸出

貸出冊数と期間     5冊   7日間

製本されていない雑誌の貸出を受ける場合は、「雑誌貸出票」に必要事項を記入し、雑誌に学生証を添えてカウンター職員に提出してください。開館中のみ貸出可能です。

バーコードラベルが付いている製本雑誌は、自動貸出機での貸出も可能です。

##### (3) 貸出できない資料

- ① 新着雑誌 (表紙に貼ってあるラベルの日付まで)
- ② 視聴覚資料 (ビデオ、DVD、CD等)
- ③ 参考図書 (辞書、事典等)
- ④ 禁帯出の資料 (貴重書、シール貼付の資料、その他)

##### (4) 図書・雑誌の予約

利用したい資料を他の人が借用中の場合は、予約することができます。OPAC画面または図書館ホームページから、MyOPACにログインして予約するか、「予約申込書」に必要事項を記入し、学生証を添えてカウンター職員に提出してください。資料の利用が可能になり次第、メールでお知らせします。なお、オンラインサービスについて

は、「14.MyOPAC」をご覧ください。

#### (5) 貸出期間の延長

現在借用中の図書・雑誌を引き続き利用したい場合は、1回に限り貸出延長を受けることができます。借用中の図書・雑誌に学生証を添えてカウンター職員に延長希望とお伝え下さい。図書とバーコードラベルが付いた製本雑誌は自動貸出機による延長手続きも可能です。また、来館せずにMyOPACからも手続きできます。

但し、既に他の利用者から予約が入っている資料、長期貸出の資料、延滞している場合は、貸出延長はできません。

#### (6) 貸出資料の返却

返却期限内に、カウンターまたは大学中央玄関の図書返却ポスト（白）に返却してください。閉館中は、図書返却用ポスト（白）に返却してください。

#### (7) 注意事項

- ① 延滞資料がある場合は、新たな貸出はできません。
- ② 返却資料を一定日数以上延滞した場合は、返却後も延滞日数に応じた期間、貸出を受けることができません。
- ③ 借用中の資料を損傷・紛失した場合は、同じ資料を弁償してください。  
その際はカウンターにご相談ください。

### 8. 無線LAN (Wi-Fi) 利用

個人所有のノートパソコン、タブレット端末、スマートフォン等を本学のネットワークに接続して学術情報を検索することができます。学内統合認証を利用します。学内統合認証については、「14.MyOPAC」の「学内統合認証 (GakuNinを含む) について」をご覧ください。

### 9. プロジェクター貸出

ディスカッションスペースまたはセミナー室でプレゼンテーション等を行う際に貸出します。平日9時から17時に、学生証を持ってカウンター職員にお申し出ください。

### 10. ヘッドホン貸出

館内設置のパソコンで音声を知りたい時に貸出します。学生証を持ってカウンター職員にお申し出ください。

### 11. 資料の複写

館内の複写コーナーで、図書館に所蔵する資料を著作権法上で認められている範囲内で複写することができます。複写機近くに掲示している説明事項に従って利用してください。

なお、必ず以下の①～⑤の事項を遵守して、複写を行ってください。

- ① 著作物は全部ではなく一部分（半分を超えない程度）であること。
- ② 定期刊行物（雑誌）に掲載された各論文、その他の記事はその全部が複写可能であるが、発行後相当の期間を経たもの（次号が既刊となったもの、または発行後3か月を経たもの等）に限ること。
- ③ 複写する部数は一人につき一部のみであること。
- ④ 利用者の調査研究のためであること。
- ⑤ 有償無償を問わず、再複写や頒布をしないこと。

### 12. 学外からの取り寄せサービス

#### (1) 文献複写、現物貸借

本学で所蔵していない雑誌の論文コピーを他大学等から入手したり、図書を借りることができます。カウンター前の記載台にある「学外文献複写申込書」に必要事項を記入し、カウンター職員に提出するか、カウンター前の記載台にある文献複写受付用の箱の中に入れてください。複写料金や送料等の費用がかかります。依頼物が到着しましたら、メールでお知らせします。

また、図書館ホームページからMyOPACにログインして申し込むこともできます。事前に一度カウンターへご相

談ください。

## (2) 旭川市図書館資料の貸出

旭川市図書館の資料を本学図書館で借りることができます。一人3冊まで、期間は14日間です。「旭川市図書館所蔵資料貸出申込書」に必要事項を記入し、カウンター職員に提出するか、メールで申し込んでください。費用は、大学で負担します。

なお、旭川市図書館で直接借りた資料を本学図書館で返却することはできません。

## 13. 他大学図書館の利用

全国の国立大学、旭川地区の大学図書館は、学生証を提示し必要な手続きをすることで、資料の閲覧、複写などのサービスを受けることができます。

道外の私立大学等の図書館の利用は、紹介状（他大学図書館利用願）が必要です。紹介状（他大学図書館利用願）の作成を希望する際は、「他大学図書館利用発行願」に必要事項を記入し、カウンター職員に提出してください。翌日（平日）の13:00以降に受け取ることができます。

## 14. MyOPAC

借りている資料の返却期限の確認や延長手続き、資料の予約、セミナー室の予約、文献複写取り寄せ依頼などが、Webで可能です。学外からも利用できます。図書館ホームページにある「MyOPAC」の学内統合認証（学認/GakuNin）からログインしてご利用ください。学部学生は手続き不要で利用できます。

### ・学内統合認証（学認/GakuNinを含む）について

Shibboleth認証方式を使ったシングルサインオンの仕組みです。大学のアカウントで様々なサービスが利用できます。

学内統合認証は学内のサービス、学認は電子ジャーナル等の契約ベンダー提供のサービスに利用しますが、便宜上学内統合認証のことを学認と呼称している場合があります。

ログイン時に必要なID・PWは、情報基盤センターのパソコン（情報処理実習室等に設置）にログインするID・PW（大学のアカウント）と共通です。

## III. 館内について（施設の場所・使い方）

図書館の建物は、出入り口のある「図書館棟」と、平成26年に増築した「図書館南棟」の2つの建物から構成されています。建物のレイアウトはP79の平面図をご覧ください。

### 1. 図書館棟 1階

医学・看護学系の専門雑誌を年代別に分けて配架しています。資料については前項の「6. 図書・雑誌の並び方・探し方等」を参照してください。奥には一般雑誌・文芸誌等を並べたブラウジングコーナーがあります。

その他に、複写コーナー、携帯電話ボックス(3室)があります。

### 2. 図書館棟 2階

医学・看護学系の専門図書と、その他の一般書を配架しています。他に、本学の建学の理念である「地域医療への貢献」に関する図書を集めた地域医療書コーナーや、将来医療に携わる皆さんが、患者の心情を理解する助けとなるよう闘病記コーナーも設けています。

パソコン室、閲覧・鮫島文庫等を取めた貴重書室、学習室（旧サイレント学習室）、ビデオ・DVDを見るための視聴覚資料コーナーがあります。

### 3. 図書館南棟 地下

1975年～1988年の和洋雑誌を配架しています。また、新聞原紙を1年間保存しています。利用できる時間は平日の午前9時～午後5時です。

#### 4. 図書館南棟 1階

可動式の机とイス、ホワイトボードがあり、グループで話し合いながら学習できるディスカッションスペースと、セミナー室（2室）があります。ただし、過度な大声や騒音は控えてください。

##### セミナー室（図書館南棟1階）

3名以上～8名程度のグループで、演習・勉強を行う場合に利用できます。利用時間は最長3時間までです。予約制で、利用日の1週間前から予約可能です。

予約方法は、MyOPACの「施設予約」にログインして行います。または、「セミナー室使用届」に必要事項を記入し、カウンター職員に提出して予約することもできます。

#### 5. 図書館南棟 2階

静かに集中して勉強できる学習室があります。（個席100席）

パソコン室（図書館棟2階）、パソコンコーナー（図書館南棟1階）

図書館棟2階のパソコン室と図書館南棟1階のパソコンコーナーには、情報基盤センターと同じシステムのパソコンをそれぞれ20台設置しています。

プリンター（カラー2台）も利用できます（有料）。課金プリンターのチャージ機は2階パソコン室にあります。

### IV. 貴重書

本学は、「関場・鮫島文庫」と「黒島記念クロード・ベルナル ライブラリー」などの貴重書を所蔵しています。「関場・鮫島文庫」は、日本最初の解剖書『蔵志』や『解体新書』などから成る貴重な医学古文書コレクションです。また、「黒島記念クロード・ベルナル ライブラリー」は、フランスの医師・生理学者で現代医学の先駆者であるクロード・ベルナルの全集全19巻から成るコレクションです。これらの貴重書は、オープンキャンパスなどの折々の機会に公開しています。

### V. その他

図書館についての質問、資料の探し方など、お気軽にカウンター職員にお尋ねください。

図書館ホームページやX（旧twitter）で、図書館の最新情報をご案内しています。また、館内には、利用案内のパンフレットを備えていますので、ぜひ活用してください。

なお、E-mailによる質問・ご意見も受け付けています。

図書館ホームページ：<https://lib.asahikawa-med.ac.jp/>

図書館の公式X（旧twitter）：[https://x.com/AMU\\_Library](https://x.com/AMU_Library)

ブックログ：<https://booklog.jp/users/amulibrary>

図書館のE-mail：[toshokan@asahikawa-med.ac.jp](mailto:toshokan@asahikawa-med.ac.jp)

## 6. 授業料

令和8年度の授業料(年額)は、535,800円です。前期と後期の2回に分けて半年分毎に納めることになっています。期限を守って納入してください。

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合には、掲示等でお知らせします。

### 納付方法

授業料は、代行納付による預金口座引落としとなります。代行納付とは、電話料金等の自動振替と同じように、大学が指定する収納代行会社が学生本人の口座から自動的に授業料を引落して大学へ納付する方法です。

授業料の引落は、卒業まで毎年4月(前期分)、10月(後期分)の年2回に分けて行います。ただし、入学した日の属する期は、前期は5月、後期は11月に引き落とします。授業料の半期分の金額を預金口座に忘れずに入金してください。

入学手続き時に他の書類と一緒に関係書類を送付していますので、手続済みの方も多いと思いますが、関係書類を紛失した場合は、財務課出納係(☎68-2154 内線2154)の窓口にありますので取りにきてください。

なお、授業料は、前期分を納付する際に後期分も併せて年額として一括納付することができます。希望する方は、手続きが必要となりますので、財務課出納係へ申し出てください。(毎年4月上旬申込み期限)

### 授業料の支払計画

授業料を滞納した場合は、督促状を学生本人、連帯保証人の双方に送付します。授業料を2期滞納し所定の期日までに納付されない場合は、「学則」及び「授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する規程」により除籍となります。

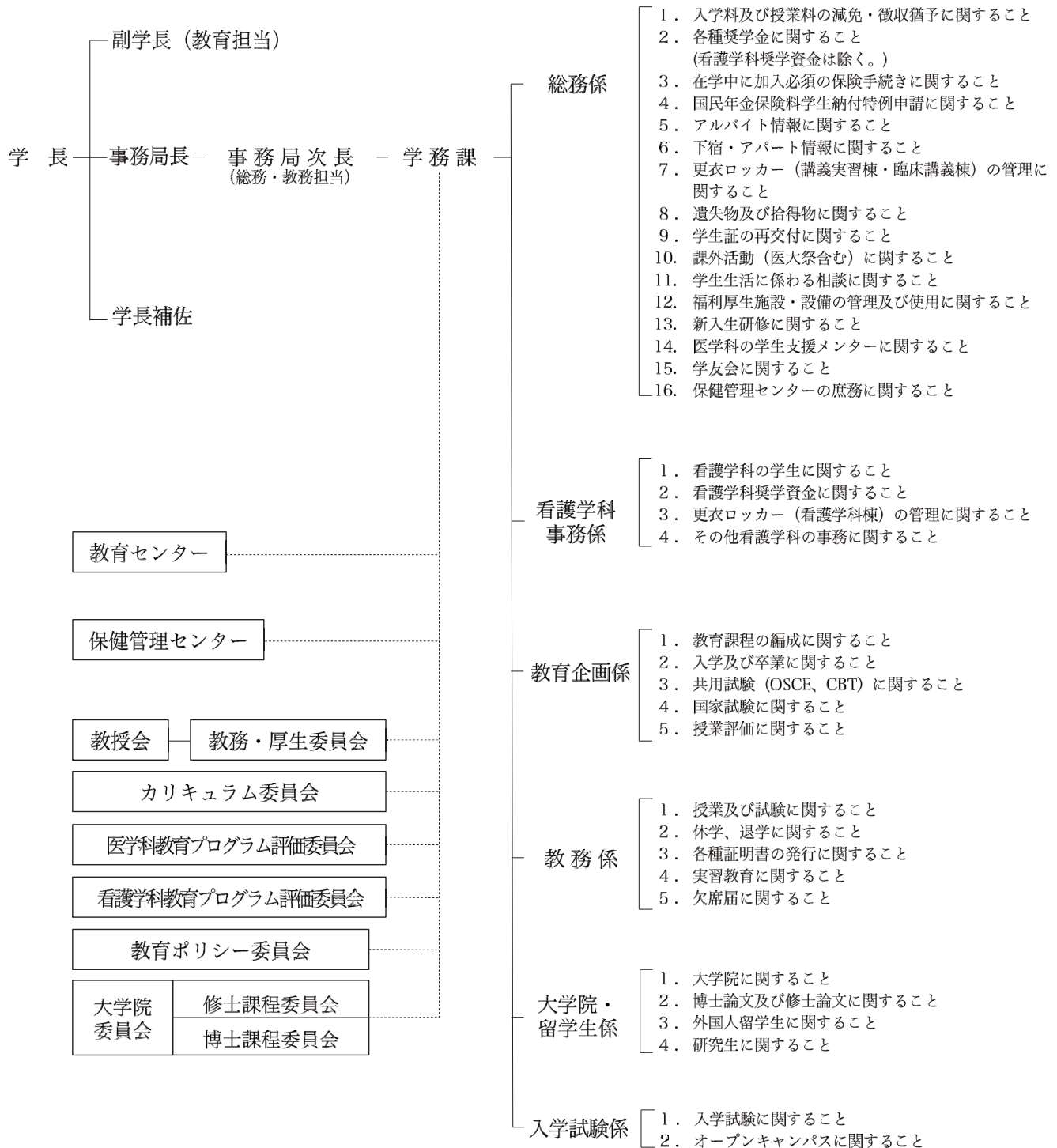
また、授業料滞納者の授業料免除申請は、受理しないことになっております。そのほか、休学、退学及び卒業も認められませんので、授業料の支払計画はきちんと立ててください。

## 7. 学生生活

### 1. 大学組織と学務課の主な業務

学務課は、みなさんが入学してから卒業するまで学びやすい環境の中で勉学に励むことができるよう、大学での学生生活全般にわたって相談できる窓口です。

長い学生生活の間には、いろいろな悩みや問題が起きることもあります。困った時は気軽に相談してください。学務課では以下に記載の事務業務を担当しています。



## 2. 学生関係諸証明・諸手続一覧

- (注) 1. 証明書等の交付申請の際は窓口にて学生証の提示が必要です。  
2. 大学院生、外国人留学生は大学院・留学生係にお問い合わせ下さい。

区分		担 当	備 考
身 上 の 異 動 ( 願 届 )	入学誓約書	教 務 係	} 入学時提出
	実習に伴う誓約書	”	
	連帯保証書	”	
	学生調査書	”	} 入学時の住所決定の際及び変更の都度必ず提出
	住所変更届	”	
	連帯保証書 (変更の場合)	”	} 変更又は異動の都度必ず提出
	転 籍 届	”	
	改姓名 届	”	
	休学願	”	} 病気による場合 医師の診断書添付
	復学願	”	
転学願	”		
退学願	”		
海外渡航届	総 務 係	海外渡航時の1週間以上前までに提出	
諸 証 明	学生証再交付願	総 務 係	} 学生証再交付申請理由が、紛失・破損または盗難、写真の変更の場合は、再交付手数料 (1,000 円) が必要
	通学定期券購入申込書	”	
	学生旅客運賃割引証交付願	”	} マッチング、就職試験にかかわるものは入試区分によって発行するのに時間がかかる場合があるので早めの申請が必要です。
	推薦書	”	
	健康診断書	保健管理センター	} マッチング、就職試験にかかわるものは入試区分によって発行するのに時間がかかる場合があるので早めの申請が必要です。
	在学証明書	教 務 係	
	学業成績証明書	”	
	卒業見込証明書	”	
卒業証明書	”		
授 業 関 係	欠席届	教 務 係	原則、事前に提出。疾病により7日以上の際は医師の診断書添付
	定期試験欠席届	”	原則、事前に提出。疾病による場合は医師の診断書添付
	聴講願	”	
	施設設備使用願	”	各教室(講義室・実習室)用 原則として1週間前までに提出
課 外 活 動	学生団体設立届	総 務 係	団体規約、名簿、活動計画書を添付
	学生団体変更届	”	変更しようとする規約、計画書添付
	学生団体継続届	”	
	施設設備使用願	”	福利厚生施設・設備用 原則として3日前までに提出 (通気(冷暖房)依頼がある場合は1週間前まで)
	体育施設使用願	”	”
	課外活動用具借用書	”	原則として、貸出を受けたい日の3日前までに提出
	掲示	”	
	学生団体学外活動行動計画書 集会・行事届	”	当該日の1週間前までに提出
学 生 生 活	遺失物、紛失物、拾得物	総 務 係	病院施設における担当は医療支援課医療支援係
	アルバイト情報	”	
	下宿・アパート情報	”	
授 業 料	納付	(財務課出納係)	代行納付により銀行口座引き落とし
	住所等変更届	財 務 課 出 納 係	入金依頼書送付先変更の都度
	授業料免除申請書	総 務 係	前・後2期に分け掲示により申請受付
	授業料徴収猶予申請書	”	”

区分		担 当	備 考
奨学金・その他	日本学生支援機構奨学生願書等	総 務 係	募集の都度掲示により申し込み受付
	看護学科学生奨学資金申請	看護学科事務係	”
	国民年金保険料学生納付特例申請	総 務 係	申請書、学生証及び年金手帳(写)が必要
	病院見学依頼書	教 務 係	受け取りが必要な日(土日祝は除く)の1週間前までに提出
	その他各所定申請書等(交通事故・違反報告など)	総 務 係	

### 3. 窓口事務取扱時間

学務課の窓口事務取扱時間は、次のように定めています。

なお、大学の行事等のため、この時間を変更し又は全面休止することもあります。その際は予め大学メール等で知らせます。

平日 8：30～17：15 （※ただし、12月29日から1月3日までは休業。）

### 4. 表彰制度について

本学では、年2回（10月、3月）、学業成績の優秀な学生や課外活動等において顕著な成果を挙げた学生及び学生団体を表彰する制度があります。

これは学生の修学意欲を向上させるとともに、課外活動等社会活動にも活発に参加して充実した学生生活をおくる契機となることを期待してのものです。

○ 学業成績優秀者の具体的な例として

- 1) 医学科学生で、6年間（第2年次編入学生は5年間）で卒業予定となった者のうち、学業成績の最優秀者及び第2位の者
- 2) 看護学科学生で、4年間で卒業予定となった者のうち、学業成績の最優秀者及び第2位の者

○ 課外活動で特に顕著な成果を挙げた者の例として

- 1) オリンピック、ユニバーシアード大会等国际規模の競技会、展覧会に出場又は出展した場合
- 2) 国民体育大会、全日本大学選手権等の全日本規模の競技会、展覧会に出場又は出展して3位以内に入賞等した場合
- 3) 東日本医科学生総合体育大会等の地区大会規模の競技会、展覧会に出場又は出展して優勝等した場合

○ 社会活動等で特に顕著な成果を挙げた者の例として

- 1) 公共団体等から表彰を受け、社会的に特に高い評価を得たもの
- 2) 新聞、雑誌等に掲載され、社会的に特に高い評価を得たもの
- 3) 人命救助、災害救助等に貢献したもの

○ 学術研究活動で特に顕著な功績があった者の例として

- 1) 国際的又は全国的規模の学会等から賞を受ける等、高い評価を得たもの

等となっていますが、これらの実施は本学の教授又は学生団体顧問教員からの推薦に基づき、教務・厚生委員会が審査し、表彰に該当することとなれば学長から表彰状が授与されます。また併せて記念品が贈呈されることもあります。

### 5. ハラスメントの防止について

本学では、ハラスメントは人権に関わる重要な問題と位置づけ、被害者の相談を受ける窓口(相談員)を設置するとともに、防止等に関する規程及びその関連する要項が制定されております。

ハラスメントをなくすためには、何よりも相互の理解と信頼・人権の尊重が重要であり、学び易い環境づくりのために、全学が丸となって考えていかなければならない重要な問題であることを是非理解してください。

どのような行為がハラスメントとなるか等については、本学ではハラスメント防止規程に記載しています。

ハラスメントを受けたり、見たりしたら一人で我慢しないで、以下の相談員に気軽に相談してください。

#### ハラスメント等相談員

○一般教育	加藤 勲 (数学准教授)	☎68-2718
○基礎医学	小林 博也 (病理学講座教授)	☎68-2380
○臨床医学	谷野美智枝 (病理部教授)	☎69-3390
○看護学科	原口真紀子 (看護学講座准教授)	☎68-2952
○保健管理センター	北野 陽平 (保健管理センター長)	☎68-2767
	橋本 明奈 (保健管理センター保健師)	☎68-2768
	石崎 美和 (保健管理センター保健師)	☎68-2768
○学務課	課長	☎68-2201
○学務課	課長補佐	☎68-2202

セクシュアル・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントなどは、皆さんが学生生活を送る中で遭遇することがあるかもしれません。そのような時は一人で悩まずに、上記相談員や学務課に相談してください。

## 6. 事 故

### (1) 正課活動中における事故

本学学生として責任ある行動をするとともに、事故防止について十分注意し、周りの人たちに迷惑をかけぬよう万全を期してください。

もし、事故が起きてしまった場合には、大学(担当教員、学務課)、また先方への連絡を怠らぬよう注意し、事後処理に誠意を持って当たる必要があります。

#### ○一般的留意事項

期間中に得た情報を関係者以外に漏洩してはいけません。勝手に資料をコピーしたり、許可無く資料を持ち出ししたりしてはいけません。

#### ○事故等の防止

##### ・通学途上での事故等の防止

通学途上における事故防止に努めてください。本学は、通学による移動は、原則として公共の交通機関の利用としています。なお、特別な事由により別途許可を得て自家用車を使用する場合は、道路交通法等の法規を遵守し、安全運転に心がけてください。

##### ・実習期間中の事故等の防止

受入病院の安全規則等を十分理解し、実習指導者等の指示に従い、細心の注意を払って実習等に努めてください。

#### ○事故等が起きた時の対応

事故等が発生した場合は、まず安全を確保することを第一に考え、しかるべき措置を取るとともに、指導教員・実習先の指導者及び本学に事故の状況を報告してください。

### (2) 課外活動中における事故

課外活動は、学生団体等の自主的な運営と構成する学生の自覚と責任において行われるものです。

各学生団体等が各種の行事を企画する場合には、日頃の練習活動を踏まえたうえで、次の留意事項を遵守し、事故防止について十分検討を加え、万全を期してください。

#### ○一般的留意事項

- ・学生団体等が集会及び行事を実施する場合は、必ず事前に「集会・行事届」を学務課に提出してください。
- ・体力の消耗の激しいスポーツ等の大会に参加する場合、学生団体等のリーダーは、参加者の健康状態をしっかりと確認するとともに、少しでも身体に異常のある者は大会等には参加させないでください。また、日頃から部員の体調や試験前の活動に配慮し、部員に対して活動の参加を強制しないでください。
- ・学生団体等が主管して大会等を行う場合は、救急指定病院を事前に確認してください。
  - ・学外にて学生団体活動を行う場合は、事前に「学生団体学外活動計画書」を学務課に提出してください。

#### ○登山を行う際の留意事項

- ・登山を行う場合は、事前に顧問教員の了承を受けて、最寄りの警察署に登山計画書（入山届）を提出し、その写しを「学生団体学外活動計画書」と併せて学務課に提出してください。
- ・入山前、入山中は気象状況を常時把握し、行動中に気象状況が急変した場合は、臨機に対応し、危険の回避に最善を尽くしてください。
- ・山岳保険に加入してください。

#### ○事故が発生した場合の対応

- ・緊急を要する場合は、119番通報してください。
- ・救急車には、被害者の事情をよく知っている部員等が同乗し、経過を学務課に報告してください。
- ・人命の安全を最優先に対応してください。
- ・事故等の状況や状態を確認し、学務課（職員が不在の場合は防災センター）、顧問教員等に連絡してください。
- ・事後には、事故報告書を学務課へ提出してください

本学では、P63～64にあるとおり、万が一に備え、大学が指定する保険に在学生全員が加入することとし、加入手続きは入学時に大学が代理で行っています。ついては、事故に遭った又は事故を起こした場合は、速やかに学務課に報告してください。

### 7. 事故・法律等違反の防止及び処分について

本学学生が、交通事故をはじめとする様々な事故を起こした場合、また、法律違反、法令違反や修学上の不正行為・医学生としてアンプロフェッショナルな行為を行った場合には、懲戒対象となることがあり、「旭川医科大学学生の懲戒等に関する規程（以下、懲戒規程）及び「旭川医科大学学生の懲戒に関するガイドライン（以下、ガイドライン）」を定めています。この冊子後半に掲載していますので、かならず良く読んでください。

#### 【事件・事故の届出】

在学中に事件・事故を起こした場合は、速やかに学年担当教員と学務課に連絡してください。また、事件・事故の発生から14日以内に「交通事故・違反に関する届出」を学務課に提出してください。

その事故・違反により罰金以上の行政処分を受けた場合は、処分の確定後14日以内に「事故等の報告書」に事故・違反等の詳細及び弁明事項を記載し、起訴状・判決文・罰金にかかる領収書等の写しを添付して提出してください。これらの証拠書類は、国家試験合格後の免許申請時にも提出が必要ですので、自身でも保管してください。

※「罰金刑以上の刑に処せられた場合」とは、刑事事件はもとより交通事故により相手に傷害を負わせた場合の「過失傷害」、「道路交通法違反」の罰金も該当します。速度違反、酒気帯び運転、飲酒運転、長時間の駐車違反でも罰金処分がなされますので、注意してください。

#### ※免許申請時の留意事項

国家試験合格後の免許申請手続きにおいて、罰金刑以上の刑に処せられた場合には、その事実を記載するとともに提出する書類が定められています。免許申請後、記載事項の審査が行われるため、処分を受けていない学生よりも免許の到着が遅くなる場合があります。また、虚偽の記載をした場合には、虚偽記載の発覚後さかのぼって免許取り消し処分をうける場合があります。充分留意してください。

#### 【処分・懲戒処分】

事故・法律等違反などの非違行為を起こした場合、懲戒規程に基づき処分を受けることとなります。

- (1) 嚴重注意
- (2) 訓告
- (3) 停学（有期または無期）
- (4) 退学

訓告・停学・退学は、本学の懲戒処分に該当し、学長から懲戒通知書が交付されるとともに連帯保証人への文書通知、学内の学生用掲示板への掲示が行われます。

懲戒処分を受けた学生の学籍簿にはその事実（懲戒月日・懲戒内容）が記載され、「6. 表彰制度について」の学生表彰の対象から除外されます。

また、将来の就職時等に作成する履歴書に「賞罰」の記載欄がある場合には、懲戒処分の記載をしなければなりません。

#### 【防止について】

上記をよく理解し、事故・法律などの違反行為を行わないように注意してください。

また、学生同士で会食・飲酒する場合には、20歳未満の者が飲酒しないことはもちろん、過度の飲酒や強制的飲酒は絶対に行わないでください。

特に学生団体等のリーダーは、団体内で飲酒の機会がある際には下級年次学生の状況を十分把握し、事故防止に努めて下さい。

会食・飲酒の場合のみならず、生活時においても地域住民の方など周りの方々への配慮を怠らず、迷惑行為を行わないでください。

「これぐらいは大丈夫」という行為が大きな事件や事故につながる場合があります。日頃から細心の注意を払い、事故・違反の防止に努めて下さい。

### 8. 「何でも相談窓口」について

この窓口は、大学生活全般において、相談しようとしても、どこに相談すればよいのかわからない時に、気軽に相談できるよう学務課に設置しています。

また、相談等の内容が周りの者に聞かれたくないなど、個人のプライバシーに関わる場合は、相談窓口と併せて学務課内に設置している「学生相談コーナー」で対応することにしておりますので、何か相談事・悩み事があった場合は、いつでも利用してください。

持病・障がいによる支援依頼等はこちらの窓口にご相談してください。

### 9. 「かぐらおか」について

「かぐらおか」は、学生の教育活動や成果、学生の活動等を本学公式ウェブサイト「かぐらおか」で紹介する記事のことをいいます。みなさんからの資料提供も歓迎しております。

旭川医科大学ホームページバナー「かぐらおか」かぐらおか

### 10. ルール・マナーについて

医学生・看護学生は、卒業後は医療職に就くことが多いことから、周りからの期待が非常に高く、周りの人達や環境へも配慮した行動が求められます。

しかし、近年、残念なことですが、患者さんやそのご家族・地域住民の方々・ひいては本学教職員からも、本学学生に対して寄せられる苦情は増加傾向です。

ついては、以下に記載の内容を基本とするルール・マナー等をしっかり守って快適な環境で充実した学生生活を送ってください。

#### 1. 学内でのルール・マナー

- ・私物は持ち帰り、ゴミは放置せずにゴミ箱に捨て、構内環境の美化に努める
- ・教室等から退室する際は、短時間であっても照明を消すなど、省エネルギーに取り組む
- ・所定の駐輪場に駐輪する
- ・自動車での通学を許可された者は、許可証を車外から見やすい位置に提示したうえで、構内の交通に配慮して所定の駐車場を利用する

## 2. 病院でのルール・マナー（令和2年度以降は、感染症対策として、実習時以外は病院への立ち入りは一部制限されています。）

- ・患者さん及びそのご家族に配慮して行動する
- ・院内では静粛を保ち、病院利用者に不快感を与えることのないよう、整然と行動する
- ・個人情報の取扱いには十分に注意する

## 3. 学外のルール・マナー

- ・公共・近隣への迷惑にならないよう、他者への配慮を怠らず、節度のある行動をとる
  - ・自転車及び自動車は、安全な走行・運転をするとともに、他の迷惑にならないよう定められた場所に駐輪または駐車する  
※速度超過、駐車違反等の道路交通法違反により罰金以上の刑となった場合、医師・看護師免許申請の際、書類の提出が必要です
  - ・ゴミはしっかり分別し、居住地域のルールに則って廃棄する
  - ・インターネット掲示板等への書き込み、SNS等を利用する際は、その特性や自らが負うべき責任を正しく理解する
- ※冒頭のガイドラインをよく読んでください

## 11. 一般的注意事項

### (1) 学生への連絡

- ① 学生への大学からの各種通知は、基本的には、教育用メールアドレスを利用した電子メール、Campus-Xs等で行います。

メールは携帯電話やスマートフォン等へ転送設定するなど、教育用メールを常に確認できる体制を整えてください。

- ② 重要事項等の通知は、掲示によることもあるので、公用掲示板も常に確認してください。

※学生本人、連帯保証人の住所・電話番号等を変更した場合は、所定の用紙により届出が必要ですので、速やかに学務課総務係まで申し出てください。

### (2) 郵便物等

各学生団体宛の郵便物（封書・ハガキ）は学務課横のメールBOXに入れますので適宜取りにきてください。

また、団体活動等で使用する荷物や、私的郵便物は、必ず自宅に送付してください。また、家族、友人等にも周知しておいてください。

なお、宅配便の荷物を学内で受け取ることができる24時間対応の宅配便ロッカー「PUDOステーション」が大学の中央玄関内に設置されています。現在、ヤマト運輸株式会社、佐川急便株式会社の荷物が受け取れます。

### (3) 電話

学生個人の電話呼び出しは、原則、大学では取次ぎません。

なお、学内間の連絡には、福利厚生施設1階・2階及び講義実習棟、臨床講義棟、看護学科棟に学内電話が設置されています。学務課各係の内線番号は、表紙裏の学内連絡先一覧の電話番号下4桁です。

### (4) 遺失物・盗難

学内で金銭その他物品を忘れてたり、落としたり、また、盗まれたことが判明した場合には、速やかに学務課に申し出てください。なお、貴重品や個人情報に関する物品の場合は、警察及び金融機関等の関係機関にも本人が届け出てください。

なお、原則として、紛失・盗難については、大学では責任は負いませんので、必ず各自でしっかりと管理してください。

また、学内で金品等を拾得した場合には、学務課に届けてください。届出のあった物品については、メールで学生全員にお知らせし、一定期間保管します。

なお、財布等現金に関する届出物品は本人確認のため聞き取り調査後に返還します。

### (5) 学生証

学生証は、本学学生の身分を証明するものであり、次の場合提示が必要です。学内では常時携帯してください。学生証の貸し借り、譲渡は禁止されており、不正に利用した学生は懲戒の対象になることがあります。

- ・本学職員の請求があったとき
- ・図書館、その他本学の施設を利用するとき
- ・学割証又は諸証明の交付を受けようとするとき

なお、紛失・破損等により再発行を希望する場合は、再交付手数料として1,000円が必要です。

また、学生証はICチップ付きで、磁気処理がされていますので、折り曲げたり携帯電話や電磁波が強いものに近づけたりしないよう保管には十分注意してください。

#### (6) ロッカーの利用

暗証番号で鍵を開け閉めするタイプのロッカーでは、他人が容易に思い当てられる番号は避けるなど自己防衛を図ってください。

##### ① 学生ロッカー

大学では、学生一人につき一個の個人用更衣ロッカーを貸与しています。実習など授業で必要な場合の更衣に利用してください。

医学科は講義実習棟1階（1～3年生用）及び臨床講義棟1階（4～6年生用）にロッカー室があります。看護学科は女子学生が看護学科棟地下及び1階に、男子学生は講義実習棟1階にロッカー室があります。なお、盗難防止のためロッカー室への入室管理は学生証を用いていますので、扉は必ず閉めてください。

使用の際は、必ず自分の学生証番号のロッカーを利用してください。

ロッカーは大学が貸与するものですので、付属品も含めて、破損したり、汚したりすることのないよう大事に使用してください。大学は、紛失・盗難の際の責任はいつさい負いませんので、使用する際は必ず鍵をかけ、ロッカー室自体も施錠状態を保ってください。

##### ② 貴重品ロッカー

看護学科棟2階、体育館入り口前及び体育館女子更衣室内に設置してあります。

貴重品ロッカーは財布等の貴重品を短時間収納するためのものですので、それ以外の使用や個人での占有はしないでください。大学は、紛失・盗難の際の責任はいつさい負いませんので、使用する際は必ず鍵をかけてください。

#### (7) マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）について

思わぬ体調不良や事故で医療機関を受診する際に困らないよう、健康保険証として利用登録したマイナンバーカード（マイナ保険証）を携帯するようにしてください。

#### (8) 自動車通学の規制について

**原則、自動車通学は禁止です。**

一定の要件を具備し、学生駐車場委員会において許可された学生だけが本学駐車場を利用することができます。

#### (9) 本学敷地内の禁煙

本学の敷地内では建物内・屋外を問わず、全面禁煙です。本学のどの場所であっても喫煙はできません。

#### (10) 本学敷地内での火気使用

本学敷地内では、勝手に火気を使用することは認められていません。

焼肉、バーベキュー、ジンギスカン等は絶対にはいけません。

## 12.簡易郵便局

患者さん、教職員及び学生の便宜をはかるため、病院玄関ホールに簡易郵便局が開設されております。取扱業務及び時間は下表のとおりです。

取 扱 業 務	郵 貯 為 振 生 命 保 険 年 金	便 金 替 替	(国内・外国郵便の普通、速達、書留、ゆうパック、レターパックの引受け) (通常貯金、定額貯金、定期貯金、福祉定期貯金) (普通為替、定額小為替) (振替に関する事務、公金、国民年金、国税、交通反則金の取扱いに関する事務) (生命保険契約の申込受理に関する事務、窓口払込み事務) (年金契約の申込受理に関する事務)
及 休 び 取 扱 止 時 間 日	取 扱 時 間 休 止 日	平 日 土 曜 日 日 曜 日 休 日 年 末 年 始 (12/29～1/3)	

### 13. 現金自動預金・支払機（ATM）

患者さん、教職員及び学生の便宜をはかるため、病院玄関ホールに現金自動預金・支払機（ATM）が設置されています。

利用できる範囲及び時間は次のとおりですが、詳しくは取引銀行等又は現金自動預金・支払機に設置されている電話で照会してください。

(1) 利用の範囲

現金の払出し、現金の預入れ、残高照会、振込、振替等

(2) 利用時間

ゆうちょ銀行 平日 9:00 ～ 17:00

北洋銀行 平日 9:00 ～ 18:00

旭川信用金庫 平日 9:00 ～ 18:00

土曜、日曜、休日は利用できません。

### 14. 病院内への立ち入り・通行について

病院実習以外での病院内への立ち入りは極力控えるようにし、必要があり立ち入る場合は、必ずマスクを着用してください。

通行時には、患者さんの通行等に配慮してください。

なお、「病院」ですので、通学時などに通り抜けることは、やめてください。

## 8. 福利厚生

### 1. 経済生活（担当 総務係）

#### (1) 授業料減免

特に優れた学生であって経済的理由により極めて修学に困難があると認められる者などに対して、半期（前期・後期）ごとの申請により授業料の全額または一部を免除する制度です。

学部生の授業料減免は、国の修学支援新制度により、日本学生支援機構が行う「給付奨学金」と併せて実施します。希望者は、年2回（4月・9月）募集する日本学生支援機構「給付奨学金」に申し込んでください。募集開始はメールにてお知らせします。

#### (2) 授業料徴収猶予

学業優秀であり、経済的理由により納付期限までに授業料納付が困難な学生に対し、一定期限支払いを猶予する制度です。申請は前期3月下旬、後期は9月にお知らせします。

#### (3) 日本学生支援機構【給付奨学金】 「高等教育の修学支援新制度」

意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、一定の要件を満たす世帯を対象として①入学金減免、②授業料減免、③給付奨学金（支援区分によって支給なし）の3つを柱とした支援を行うものです。

また、令和7年度からは対象者が拡大し、「多子世帯（扶養する子どもが3人以上いる世帯）」の学生も高等教育の修学支援新制度による支援が受けられます。

この高等教育修学支援新制度による支援を受けるためには、まず、日本学生支援機構（JASSO）の給付奨学金に申請し、採用されることが必要です。給付奨学金の支援区分に応じて、給付奨学金の額や授業料等の減免額が決定します。

※本制度は、大学院生・私費外国人留学生は対象外であり、ほかに申請資格要件がありますのでホームページ等より詳細ご確認ください。

高等教育の修学支援新制度 特設ページ（文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

日本学生支援機構（Jasso）（奨学金制度の種類と概要）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/index.html> （奨学金制度の種類と概要）

区分	奨学金（月額）		授業料（半期分）	入学金*新入生
	自宅通学	自宅外通学		
第Ⅰ区分	29,200円 (33,000円)	66,700円	全額免除 免除額：267,900円	全額免除 免除額：282,000円
第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	2/3免除 免除額：178,600円	2/3免除 免除額：188,000円
第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	1/3免除 免除額：89,300円	1/3免除 免除額：94,000円
第Ⅰ区分 (多子世帯)	29,200円 (33,000円)	66,700円	全額免除 免除額：267,900円	全額免除 免除額：282,000円
第Ⅱ区分 (多子世帯)	19,500円 (22,200円)	44,500円		
第Ⅲ区分 (多子世帯)	9,800円 (11,100円)	22,300円		
第Ⅳ区分 (多子世帯)	7,300円 (8,400円)	16,700円		
多子世帯	Ⅰ～Ⅳ区分に該当しない場合は対象外			

※生活保護（扶助の種類は問わない）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表カッコ内の金額になります。

#### (4) 日本学生支援機構【貸与奨学金】

意欲と能力のある学生に「教育を受ける機会」を保障し、自立した学生生活を送れるよう日本学生支援機構から貸与される奨学金です。

募集は大学を通して行い、学内選考を経て、候補者を日本学生支援機構に推薦し奨学生が決定されます。

第一種奨学金 (無利子の奨学金)		第二種奨学金 (有利子の奨学金)
自宅通学者	自宅外通学者	
20,000 円、30,000 円 45,000 円 から選択	20,000 円、30,000 円 45,000 円、51,000 円 から選択	20,000 円から 120,000 円の間で 10,000 円単位で額を選択

○ 貸与期間 (第一種奨学金・第二種奨学金)

採用の月から卒業するまでの最短修業期間です。

成績不振により留年した場合はその期間停止また、休学した場合も同様に休止となり奨学金は貸与されません。

○ 奨学金の返還

貸与が終了したら月賦等で返還しなければなりません。

○ 奨学金返還猶予及び免除

進学、奨学金辞退等により貸与終了後も大学・大学院に在学中の場合は、在学届を提出することによって返還が猶予されます。

災害、病気、留学等で返還が困難になった場合は、願出により返還が猶予されます。

また、死亡、心身障害のため返還ができなくなったときは、願出により全部又は一部が免除されることがあります。

大学院第一種奨学金の貸与を受けた者のうち在学中に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、その奨学金の全部又は一部の返還を免除される制度があります。

(5) 旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金

本学では、医学科に在籍している学生で、他の奨学金 (日本学生支援機構の貸与 (第二種) の最大額) を受けてもなお、特別な理由により、経済困窮度の高い学生に対して経済的支援を行うことにより、学習に専念できる環境の整備を図るための奨学資金貸与制度があります。奨学資金貸与者の決定は、学長が行います。申請を希望する学生は、まずは、学務課総務係に相談してください。

(6) 旭川医科大学医学部看護学科学生に対する奨学資金

本学では、看護学科に在籍する学生に対して経済的支援を行うことにより、学習に専念できる環境の整備を図るための奨学資金貸与制度があります。

奨学資金貸与者の決定は、学長が行います。申請期間等については、公用掲示板に掲示しますから貸与を希望する学生は、申請書を指定された期間内に毎年提出してください。なお、奨学金被貸与者が、卒業後直ちに、本学病院に常勤の看護職員として勤務した場合には、その勤務した月数に相当する月数分の返還が免除されます。ただし、貸与を受けたことにより、本学病院看護職員に採用されることが確約されるものではありません。

(7) その他の奨学団体

日本学生支援機構及び旭川医科大学独自の奨学資金(②、③)のほかに、地方自治体、民間団体などでも、経済的理由のため修学困難な者に奨学金の給貸与が行われています。

また、医師、看護師確保などの目的で国、地方自治体等で医学生、看護学生に修学資金を貸与する制度もあります。ただし貸与の条件として、卒業後に定められた病院、保健所等に勤務しなければなりません。一定期間勤務した場合は修学資金の返還が免除されることもあり、万一勤務しない場合は直ちに全額の返還を要する場合があります。

これらの奨学金等については、募集要項が届き次第、一覧表にして掲示(学生ロビー掲示)していますので希望者は内容を確認のうえ問い合わせてください。

(8) 旭川医科大学学部学生授業料特別貸与

本学の医学部医学科及び看護学科に在籍する学生で、経済的な理由により2期分の授業料の支払いが困難となって、除籍となるおそれのある学生に対して、学業の継続を支援するために、未納の授業料相当額を貸与する制度があります。

授業料特別貸与者の決定は、学長が行います。申請を希望する学生は、学年担当教員に相談してください。

(9) アパート・下宿について

物件の所有者や賃貸業者により提供を受けた大学周辺のアパート・下宿の情報があり、希望者は閲覧できますので、総務係に申し出てください。

なお、家主等との契約は個人で行ってください。

また、住所を変更したときは速やかに住所変更届を提出してください。

(10) アルバイトについて

学生を対象とするアルバイトの求人があった場合、その職種内容等を検討した上で、募集案内を掲示します。

(11) スチューデント・アシスタントについて

学生が本学の学生支援や教育の補助業務に従事することにより、学生相互の成長を図るとともに、教育効果の向上と学生への経済的支援を目的とするスチューデント・アシスタントという制度があります。(「旭川医科大学スチューデント・アシスタントの受け入れに関する要項」参照)

業務ごとにメール等にて公募しますので、業務内容等の詳細についてはそちらで確認してください。

(12) 通学定期乗車券購入申込書等の発行

鉄道又はバスを利用して通学するために定期券を購入する学生は、通学定期乗車券購入申込書又は通学証明書の発行を総務係に申し出てください。

(13) 学生旅客運賃割引証(学割証)の発行

学生が帰省、見学及び課外活動などのために、JRを利用する際、学生旅客運賃割引の制度を設けております。学割証の交付を受けようとする学生は、学務課備付けの用紙に所要事項を記入し、学生証を添えて申し込んでください。学割証の発行は原則として申込み日の翌日以降です。

なお、次のような場合は、不正使用として普通運賃のほかに、その2倍の割増し運賃を科せられたり、学割証の発行が停止されることがあるので、学割証の使用については十分注意してください。

- ① 他人名義の学割証を使用して乗車券を購入したとき。
- ② 名義人が乗車券を購入し、これを他人が使用したとき。
- ③ 無効の学割証で乗車券を購入し使用したとき。

## 2. 福利厚生施設(担当 総務係)

学生、教職員のための福利施設として福利厚生施設1階において食堂、売店、書籍を市内の業者等に委託して営業しています。市価より低廉な価格となっていますので、利用してください。

※ 感染症の影響で営業時間等変更があります。掲示や連絡に留意してください。

営業の内容は次のとおりです。

施設名	営 業 内 容
食 堂	平日 11:00~14:00 (ラストオーダー 13:30) カフェテリアコーナー、カレーライスなどのオーダーコーナー及びめんコーナーがあります。 また、弁当・宴会のオードブルも提供できます。 セルフサービスになっているので、各自で必ず後片付けをしてください。
売 店	平日 8:30~17:00 概ね定価の1割~2割引となっております。文房具、日用品雑貨、弁当・パン・菓子・牛乳・軽飲料、レトルト食品など。
書籍部	平日 10:00~17:00 医・看護学書を中心に一般書・雑誌も陳列し、8%割引で販売しております。商品の取り寄せは店頭で相談してください。

※ なお、休業期間中(夏季休業等)については、営業時間は変更されますのでメール等で確認してください。

### 3. 健康管理 (担当 保健管理センター)

大学病院との緊密な連携のもとに、学生及び職員の健康の保持増進に努めております。心と身体について心配なことがあれば1人で悩まず気軽に保健管理センターに相談してください。場所は福利厚生施設2階です。

利用時間 8:30~17:00

主な業務

#### ○ 定期健康診断

定期健康診断は学校保健安全法に基づいて、毎年4月~5月にかけて全学生を対象に実施しています。健康状態を的確に把握し、疾患のある学生を早期に発見して適切な治療方法の指導を行うもので、全員必ず受ける必要があります。特別な理由がなく受検しない者は、自費で近隣の医療機関で健康診断を受け、結果を提出してもらいます。併せて、学年担当教員の注意を受けることがあるので、留意してください。

#### ○ 健康相談等

健康相談及び一般相談について医師がその相談に応じるようになっております。自分の健康については日頃からよく注意し、異常を感じたら遠慮なく申し出てください。前日までに予約を必要とする科もありますので注意してください。

#### ○ 応急処置

病気や外傷に対しては応急の処置が受けられます。体の具合が悪いとき、気分が悪くなったときは休養することもできますので遠慮なく申し出てください。

#### ○ 公欠手続

感染症予防対策として「公欠制度」があります。感染拡大を防ぐため、出席停止となる措置です。

#### ○ メンタル相談

カウンセラーによるメンタル相談を行っています。気軽に相談に来てください。

詳細は、下記QRコードから保健管理センターホームページを参照してください。



「保健管理センター」ホームページ

#### 4. 各種保険（担当 総務係）

〔医学科〕

学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）Aタイプ（在学中は必ず加入）

この保険は、大学で学ぶ学生の教育研究活動中及び通学中の災害事故に対する補償救済の制度で、本学は入学時に全員加入を義務付けており、加入手続きは大学が代理で行います。

##### ・保険の内容と保険金

担保範囲	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金 医師の治療を受けた場合	入院加算金 180日限度
正課中・学校行事中	2,000万円	程度に応じ 120万円～3,000万円	治療日数1日以上が対象 3千円～30万円	1日につき 4,000円
上記以外で学校 施設内にいる間	1,000万円	程度に応じ 160万円～1,500万円	治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円
通学中、学校施設等 相互間の移動中				
課外活動（クラブ活動） を行っている間			治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	1日につき 4,000円

##### ・接触感染予防保険金

補償範囲	支払保険金
臨床実習中	1事故につき15,000円（定額払い）

※該当する災害事故にあった場合は、速やかに総務係に申し出、手続きをしてください。事故の日から30日以内に通知のない場合には、保険金が支払われないことがありますので注意してください。

※掛金 6年間 4,800円 5年間（編入学生）4,130円

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>

##### ・保険金が支払われる場合（詳しくは約款によります）

###### ① 正課中

講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間 指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間

###### ② 学校行事中

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての学校行事に参加している間

###### ③ ①②以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設内にいる間。ただし、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

###### ④ 大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間

（注）課外活動は次のものを除きます。

山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故、

医学生教育研究賠償責任保険（略称「付帯賠償」Cコース（医学賠））（在学中は必ず加入）

この保険は、大学で学ぶ学生の教育研究活動中に負った賠償責任に対する補償救済の制度で、本学は入学時に全員加入を義務付けており、加入手続きは大学が代理で行います。正課中、学校行事及びその往復中に、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

補償金額 対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円程度

※6年間 3,000円 5年間（編入学生）2,500円

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-baisho.htm>

### 学研災付帯学生生活総合保険（略称「付帯学総」）（任意保険）

この保険は「学生教育研究災害傷害保険」及び「医学生教育研究賠償責任保険」に加入していることを条件に加入することができる保険であり、学内外を問わず24時間補償する任意加入の保険です。補償内容は、ケガ、病気、賠償責任、救援者費用等、育英・学資費用、感染予防費用、生活用動産・借家人賠償など学生生活全般を補償するものです。

詳細は入学時に配付している「学研災付帯学生生活総合保険（略称：付帯学総）」のパンフレットを参照してください。なお、臨床実習が始まる第4学年後期までには加入しておくことを大学として推奨しています。

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso.htm>

〔看護学科〕

### 総合補償制度「Will2」（一般社団法人日本看護学校協議会共済会）

正課中、学校行事中、課外活動中及び通学中における事故により、学生本人が身体に傷害を被ったとき、また、他人を負傷させたり、他人の物を壊したことによる法律上の損害賠償を補償し、実習中における感染予防措置費用等を補償する保険です。また、共済制度として、感染症補償ならびに損害保険では補償が難しい事故に対する見舞金を給付する制度も含まれています。この保険は、加入を義務付けており、加入手続きは大学が代理で行います。

※掛金 4,500円（1年間）

<https://www.medic-office.co.jp/will/2026/>

看護学科学生 Will2 保険				
内 容	傷害・損害賠償を24時間補償及び実習感染予防費用			
補償金額	死亡補償金（大学管理下）	230万円	対人賠償1事故	1億円限度
	死亡補償金（上記以外）	30万円	対物賠償1事故	1億円限度
	入院保険金	3,500円	感染予防費用	50万円限度
	通院保険金	3,000円		
掛 金	4,500円（1年間）			
加 入	本保険は、大学として <b>加入を義務づけて</b> おります。なお、契約期間が1年間のため、本学では入学時に4年間分の保険料を徴収し、大学として契約手続きを行います。また、契約更新時も大学で手続きを行います。			

## 5. 国民年金の学生納付特例制度について（担当 総務係）

### (1) 年金制度の趣旨

基礎年金制度は、原則として、20歳から60歳までの40年間加入することを前提に満額の老齢基礎年金を支給することとされており、学生であっても20歳以上の者は全て国民年金に加入しなければなりません。

### (2) 加入の手続き

旭川市に住民登録をしている方は、20歳の誕生日の前月に旭川年金事務所から往復はがきで資格確認の通知が来ますので、そのはがきを返送することにより加入手続きができます。

通知のこない方は、住民票を登録している市町村を管轄する年金事務所で加入手続きを行ってください。

### (3) 国民年金保険料の納付方法

国民年金の保険料は、年金事務所長が被保険者本人あてに発行する納付案内書などによって納めることとなります。（保険料は社会保険事務所に確認してください）

なお、金融機関の自分の口座から自動的に保険料を納付することができる口座振替制度も利用できます。

### (4) 学生納付特例制度

学生本人の所得が一定以下であって、日本年金機構の承認を受けた場合、在学期間中の国民年金保険料は猶予（後払い）されます。

なお、本学は、学生納付特例事務法人として指定を受けていますので、学務課総務係窓口にて、本制度の申請が可能です。申請には、必要事項を記入した国民年金保険料学生納付特例申請書、基礎年金番号通知書または年金手帳（氏名の記載ページ）の写しが必要です。

(5) 国民年金保険料の免除

経済的な理由等から保険料を納められないときは、保険料免除制度を利用できます。保険料免除基準は、学生等が親元から学費、生活費等の全部又は一部を負担してもらっているのが通例となっていることから、親元の所得状況等をふまえた基準となっています。

なお、保険料の免除期間中は、老齢基礎年金の年金額を計算するとき、年金額が3分の1に減額されます。

(6) 種別変更届の手続き

大学等を卒業後会社等に就職し、厚生年金保険等の被用者年金制度に加入したときは、年金事務所長への届出が必要となります。

(7) その他

20歳以上の学生等であった間は、国民年金被保険者資格取得届をしていなかった者及び当該届はしているが、保険料免除の承認を受けることなく保険料を納めなかった期間がある者については、卒業後会社等に就職し、厚生年金保険等の被用者年金制度に加入しても、加入後しばらくの間に生じた障害(死亡)には、年金が支給されない場合があります。

なお、国民年金への加入の手続き、保険料の納付方法及び保険料の免除等の詳細については、住民票を登録している市町村を管轄する、年金事務所(旭川年金事務所TEL(0166)27-1611)の国民年金担当窓口へ直接問い合わせてください。

## 9. 課外活動

### 1. 課外活動について (担当 総務係)

課外活動は、学生の人間形成を目的として行われる正課外の活動であり、正課教育を通して行われる人間形成とともに学生生活において欠くことのできないものです。

課外活動は、学生の条件、趣味等に応じ自律的に行われますが、共同社会としての大学の機能を高め維持するためにルールが設けられています。

#### (1) 学生団体への加入

課外活動はみなさんにとって、人間関係等の環境的条件の調整、多面的な教養の修得、集団体験の経験、教員との個別的接触の機会増加等を通して人格形成に資するところです。積極的に学生団体に加入しましょう。

#### (2) 学生団体の設立、継続

毎年度初めに学生団体設立の申請を受け付けますので、設立しようとするときは、学務課からお知らせする所定の用紙に必要事項を記入し、団体規約、役員及び会員名簿、活動計画書を添付して申請してください。

なお、届出団体が活動を継続するときには、学務課からお知らせする所定の用紙に必要事項を記入し、当該年度役員及び会員名簿、活動計画及び前年度活動状況報告書を添付のうえ、学務課へ提出してください。

この学生団体継続届の期日までの提出がない場合には、当該団体は、前年度で解散したものとみなします。

#### (3) 学外団体への加入又は参加

届出団体が学外の団体に加入又は学外の行事に参加しようとする場合は、所定の用紙によって届け出てください。

#### (4) 掲示、印刷物の配布

個人又は届出団体が印刷物等を配布しようとするときは、予め印刷物等を提出してください。

また、ビラ・ポスターの掲示は、その都度写しを添えて届け出て検印及び掲示期間の指定を受けてください。掲示板は福利厚生施設1階、臨床講義棟及び看護学科棟2階のものを使用してください。

なお、掲示スペースは限られていますので、用紙の大きさはA4サイズ1頁以内とし、多くの学生、届出学生団体が利用できるようにしましょう。検印のない物の掲示はできません。

#### (5) 集会・催し

学内で集会・催しを行う場合には、1週間前までに所定の用紙により届け出てください。

学外で、集会・催しを行う場合には社会的な手続上の問題(消防署、警察署への届出等)が生じますので、予め学務課とよく打合せをしてください。

なお、大学名を明示して公的な施設、物品を借用しようとする場合も、学務課と予め打合せをしてください。

#### (6) 学外での活動

学外に出て活動(海外旅行、競技、練習、登山、合宿等)する場合には、事故時の救援、その他連絡の必要が生じることがありますから、事前に学生団体学外活動計画書を提出してください。

海外渡航する場合は、渡航の1週間以上前に海外渡航届を学務課に提出してください。

#### (7) 傷害保険等の加入

課外活動中の事故等、特に体育系団体の事故については増加傾向にありますので、事故発生の場合に備えて補償対策を確立しておく必要があります。

課外活動中の事故等を補償する保険制度として、スポーツ安全保険(詳しくは、<http://www.sportsanzen.org/hoken/>)、または、学務課事務室横のラックに並べてありますパンフレットを参照)等がありますので、制度の趣旨等を理解のうえ、できるだけ加入してください。

### 2. 課外活動の施設 (担当 総務係)

#### (1) 体育館

体育館はバスケットボールコート1面、バレーボールコート2面、バドミントンコート6面、テニスコート1面として使用できます。

なお、男女の更衣室・シャワー室などがあり、シャワー室には洗濯機、乾燥機を備えています。また、体育館2階にトレーニングコーナーとして各種トレーニング器具を設置してあります。

- (2) 武道場  
武道場では柔道、剣道、空手道、合気道等の競技ができます。
- (3) 弓道場  
射場は6人立です。
- (4) 陸上競技場  
400メートルトラックを備え、各種競技を行うことができます。また、中央部はサッカー場又はラグビー場1面として使用できます。  
なお、砂場とサークルも設けられており、跳躍、投てき等のフィールド競技を行うこともできます。
- (5) 野球場  
両翼は90メートルあります。
- (6) テニスコート  
6面のコートがあります。  
体育館、武道場、弓道場、陸上競技場、野球場及びテニスコートは、「旭川医科大学体育施設使用要項」により、課外活動に使用できます。
- (7) 多目的室  
福利施設の1階と2階には多目的室が和室（1室）を含めて全部で8室あります。  
多目的室（和室を含む）は課外活動等で使用することができます。
- (8) その他  
下記の国立の研修施設の利用については各施設に直接問い合わせてください。

—連絡先等—

○国立大雪青少年交流の家

所在地 上川郡美瑛町白金温泉 Tel 0166-94-3121

ホームページ <https://taisetsu.niye.go.jp/>

○国立日高青少年自然の家

所在地 沙流郡日高町字富岡 Tel:01457-6-2311

ホームページ <https://hidaka.niye.go.jp/>

### 3. 課外活動用具の貸出し (担当 総務係)

本学では課外活動のための物品を貸出しています。

貸出物品	ブルーシート、クーラーボックス、電源ドラム・暗幕
貸出（返却）対応日	月・水・金（祝日除く）
貸出期間	最長1週間
<p>貸出を希望する場合は、学務課総務係 (<a href="mailto:gaku-stu@asahikawa-med.ac.jp">gaku-stu@asahikawa-med.ac.jp</a>) にメールにて貸出を受けたい日の3日前までに次のとおり申出ください。</p> <p>件名：【課外活動用具貸出希望】 本文：学生証番号、氏名、学生団体として使用する場合は、学生団体名も併せて明記してください。 貸出希望日：月・水・金（祝日除く）、貸出希望物品、個数</p>	

#### 4. 学生団体一覧

学生団体は次のとおりです。

(令和7年度データ)

体 育 系 団 体		文 化 系 団 体	
団体名	活動日	団体名	活動日
ラグビー部	火木土(日)	写真部	不定期
準硬式野球部	火木土日	医療研究会	不定期
卓球部	水土日	茶道部	水木
陸上競技部	夏：火、木 冬：金、日(隔週)	JAZZ 研究会	水
競技スキー部	【クロカン部門】 ・夏季：月木土 ・冬季：火水木土日 【アルペン部門】 ・夏季：月水木土 ・冬季：火木土日	ギター部	不定期
		ロック研究会	不定期
		ブラスアンサンブル	月木金土
ゴルフ部	月火木	室内合奏団	火金
硬式庭球部	月木	合唱部	月、火(昼練)、水、金(昼練)
バドミントン部	火木土日	旅と鉄道研究会	不定期
男子バスケットボール部	月木土	ボランティア部	未定
空手道部	月火水木	漢方研究会	月2回
サッカー部	夏季：火水金土 冬季：水金土	旭川医科大学 IFMSA (イフムサ)	不定期
男子バレーボール部	火木土(日)	美術部	週2～3回
剣道部	月水金	育児院学習サポート	水
山岳部	無雪期(5月～10月) の土日祝日	Med - Edu Students to Students	不定期
弓道部	火木金	北海道 PCLG	未定
大東流合気柔術部	火木	ピアノ部	不定期
ソフトテニス部	夏季：月木土 冬季：月2回土曜日	将棋部	火金
水泳部	火木	AYA ship (アヤシップ)	毎月第2・4水曜日
SNOW INJECTION (基礎スキー部)	不定期(12月～4月)	PLAYER ONE (旧医eスポーツ大会部)	月1回(金曜日)
女子バスケットボール部	月木日	Xeno & Communica	月1回(第3木曜日)
女子バレーボール部	火木土		
アイスホッケー部	月木土		
男子ハンドボール部	月金日		
ボーリング同好会	不定期		
柔道部	月水金		
パークゴルフ研究会	不定期		
雪艇倶楽部	水土日(4月～11月)		
S Drive	冬期間		
AMU DANCE CRANK	不定期		
クラブフットサル	金、土(隔週)		
ビリヤード部	不定期		
バーベルクラブ	トレーニング(不定期) アームレスリング(水日)		
釣り部	不定期		

## 5. 行事

### (1) 医大祭

医大祭は、学生が主体となり、大学が学問の府として活動している現況を自らも省み、社会へ顕示する一つの機会であるとともに、教職員との親睦を図り、相互理解を図る場でもあります。

全学生がクラス、サークルを基礎に参加し、コンサート、講演会、医学展、展示、模擬店など熱のこもった内容で、その目的を果たし、また多くの市民の観覧を得て成功をおさめています。広く活動の場を求め友と交わる医大祭は、学生生活を実り豊かなものにします。

## 10. 旭川医科大学学友会

本学には、会員(学部学生全員及び教員並びに特別会員)の正課活動の援助並びに会員相互の親睦と心身の向上を図ることを目的とする「旭川医科大学学友会」があります。

本会は、クラブ活動・スポーツ大会等に対する援助、各種経費の代行納付、その他学生の各種活動を側面から援助することを主たる事業としております。

### 1. 主な事業内容

- (1) 社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構が行う共用試験受験料の管理・出納
- (2) 学生の実習中の感染予防等健康管理に要する経費の管理・出納
- (3) 次に掲げる保険の加入に必要な経費の管理・出納
  - 学生教育研究災害傷害保険
  - 医学生教育研究賠償責任保険
  - 看護学科学生Will2 保険
- (4) スポーツ大会、レクリエーション大会及び講演会の開催
- (5) 大学祭又は学生団体活動に対する援助
- (6) 東日本医科学生体育大会等の関連事業に対する援助
- (7) 正課及び学生団体活動等において顕著な成果をあげた者又は団体の顕彰に対する援助
- (8) その他前条の目的を達成するのに必要な事業

### 2. 構成

正会員(教員・学部学生)及び特別会員

### 3. 経費

#### (1) 会費 学生

#### 令和8年度新入学生 学友会会費等内訳表

(単位：円)

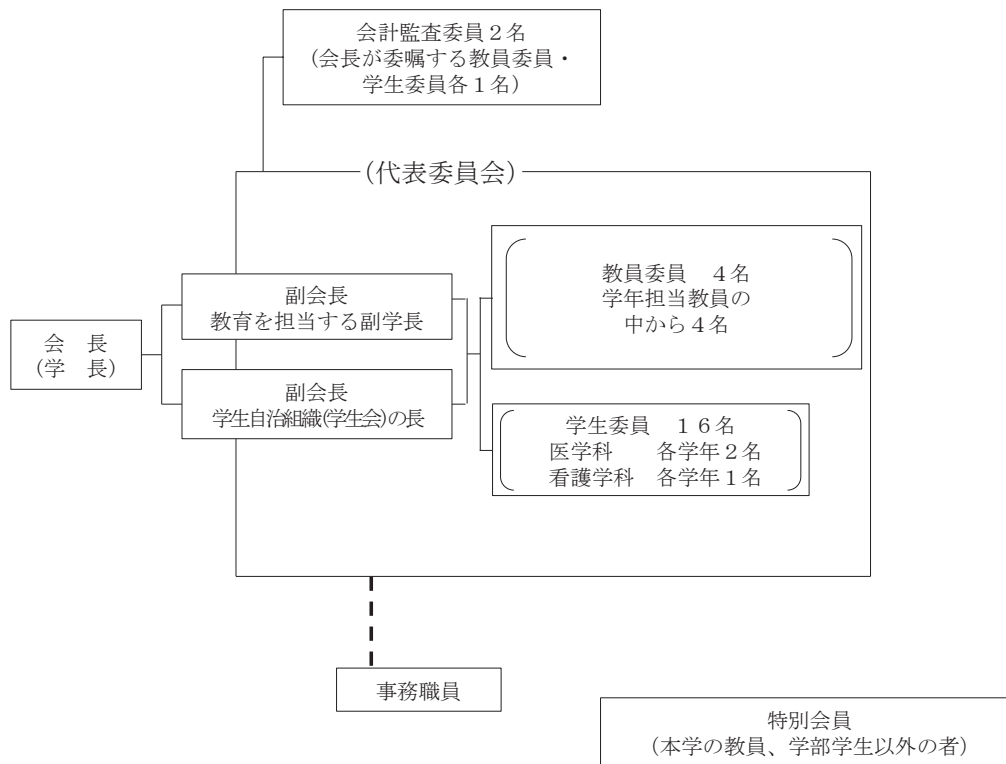
項目	医学科 学生	医学科 第2年次 編入学生	看護学科 学生
学友会会費 (会則第12条第2項第1号)	30,000 (6年間分一括)	25,000 (5年間分一括)	20,000 (4年間分一括)
共用試験受験料 (会則第12条第3項第1号)	33,000	33,000	
<b>感染予防等健康管理に要する経費</b> (会則第12条第3項第2号)			
① B型肝炎ワクチン接種費用	11,500	11,500	11,500
② インフルエンザワクチン接種費用	5,000	5,000	2,500
③ 放射線従事者血液検査料	700	700	
<b>保険の加入に必要な経費</b> (会則12条第3項第3号)			
① 学生教育研究災害傷害保険	4,800 (6年間分一括)	4,130 (5年間分一括)	
② 学研災付帯賠償責任保険 (Cコース医学生教育研究賠償責任保険)	3,000 (6年間分一括)	2,500 (5年間分一括)	
③ 総合補償制度Will (タイプ2)			18,000 (4年間分一括)
<b>会費納入額合計</b>	<b>88,000</b>	<b>81,830</b>	<b>52,000</b>

※インフルエンザワクチン接種対象学年：医学科4・5年次、看護学科3年次

注) 会費納入の際には、上表の「会費納入額合計」の金額から振込手数料を差し引いた金額をお振込み願います。

教員(講師以上)	1年間	2,000円
教員(助教)	1年間	1,000円
特別会員	1年間	1,000円

#### 4. 組織



## 11. 国家試験について

医師、看護師、保健師及び助産師になるには、札幌市をはじめ全国で年1回実施される国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けることが必要です。

国家試験の施行に関する詳細については、厚生労働大臣から告示された時点で、公用掲示板に掲示しますが、国家試験の概略と手続き方法を簡単にお知らせします。

### 医師国家試験

- (1) 試験の時期： 2月上旬
- (2) 試験内容： 臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能
- (3) 提出書類： 受験願書（受験手数料に相当する収入印紙を貼付）・受験写真用台紙・写真（出願前6か月以内、脱帽正面で撮影した縦6cm×横4cm）・卒業証明書又は卒業見込証明書
- (4) その他： 交通事故・違反を起こした場合には、速やかに学年担当教員に申し出るとともに、学務課に「交通事故・違反に関する届出書」を提出してください。  
また、その事故・違反により、「罰金以上の刑」に処せられたものは、国家試験合格後の免許申請書にその旨を記載するとともに、関係書類(起訴状・判決文・罰金の領収証書)の添付が必要となりますので、大切に保管しておいてください。  
詳細については、P54の「7.事故・法律等違反時の対応及び防止について」を参照してください。

### 看護師・保健師及び助産師国家試験

- (1) 試験の時期： 2月上旬
- (2) 試験内容： **看護師** 人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論及び看護の統合と実践  
**保健師** 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論  
**助産師** 基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理
- (3) 提出書類： 受験願書（受験手数料に相当する収入印紙）を貼付）・受験写真用台紙・写真(出願前6か月以内、脱帽正面で撮影した縦6cm×横4cm)・卒業証明書又は卒業見込証明書
- (4) その他： 交通事故・違反を起こした場合には、速やかに学年担当教員に申し出るとともに、学務課に「交通事故・違反に関する届出書」を提出してください。  
また、その事故・違反により、「罰金以上の刑」に処せられたものは、国家試験合格後の免許申請書にその旨を記載するとともに、関係書類(起訴状・判決文・罰金の領収証書)の添付が必要となりますので、大切に保管しておいてください。  
詳細については、P54の「7.事故・法律等違反時の対応及び防止について」を参照してください。

受験願書等の配付及び出願に関する事務は、学務課で行います。

## 12. 学生が関係する学内諸規則

旭川医科大学学則  
旭川医科大学大学院学則  
旭川医科大学学位規程  
旭川医科大学博士論文審査実施細則  
旭川医科大学大学院医学系研究科医学専攻（博士課程）学位論文の審査に係る評価基準  
旭川医科大学修士論文審査実施細則  
旭川医科大学大学院医学系研究科看護学専攻（修士課程）学位論文等の審査に係る評価基準  
旭川医科大学学生規程  
旭川医科大学医学部医学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程  
旭川医科大学医学部看護学科の授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程  
旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程  
旭川医科大学授業料未納者に係る除籍の取扱いに関する規程  
学生から取得した個人情報の取扱い方針  
旭川医科大学学生の懲戒等に関する規程  
旭川医科大学学生の懲戒に関するガイドライン  
旭川医科大学ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程  
旭川医科大学における学生等のハラスメントの相談への対応に関する細則  
旭川医科大学における成績評価に対する異議申立てに関する規程  
旭川医科大学大学院における成績評価に対する異議申立てに関する規程  
旭川医科大学における障害のある学生等への支援に関する要項  
旭川医科大学学外実習経費支給要項  
旭川医科大学授業料の免除及び徴収の猶予に関する規程  
授業料免除の選考細則  
旭川医科大学医学部医学科学生に対する奨学資金貸与要項  
旭川医科大学医学部看護学科学生に対する奨学資金貸与要項  
旭川医科大学大学院学生に対する奨学金支給に関する要項  
旭川医科大学学部学生授業料特別貸与要項  
旭川医科大学学生表彰規程  
旭川医科大学学生表彰実施細則  
旭川医科大学学生リーダーシップ賞授与要項  
旭川医科大学スチューデント・アシスタントの受入れに関する要項  
旭川医科大学体育施設使用要項  
旭川医科大学体育管理施設合宿研修所使用要項  
旭川医科大学体育管理施設合宿研修所使用に関する申合せ  
旭川医科大学福利厚生施設セミナー室使用要項  
掲示等の取扱要項  
旭川医科大学課外活動用具貸出要項  
旭川医科大学科目等履修生規程  
旭川医科大学研究生規程  
再入学に関する申合せ  
旭川医科大学図書館利用規程  
旭川医科大学図書館特別利用に関する細則  
旭川医科大学図書館無線LAN利用要項  
旭川医科大学図書館文献複写規程  
旭川医科大学医学部学年担当教員に関する細則  
医学部医学科の学生支援メンター制度実施要項  
旭川医科大学看護学科グループ担任に関する要項

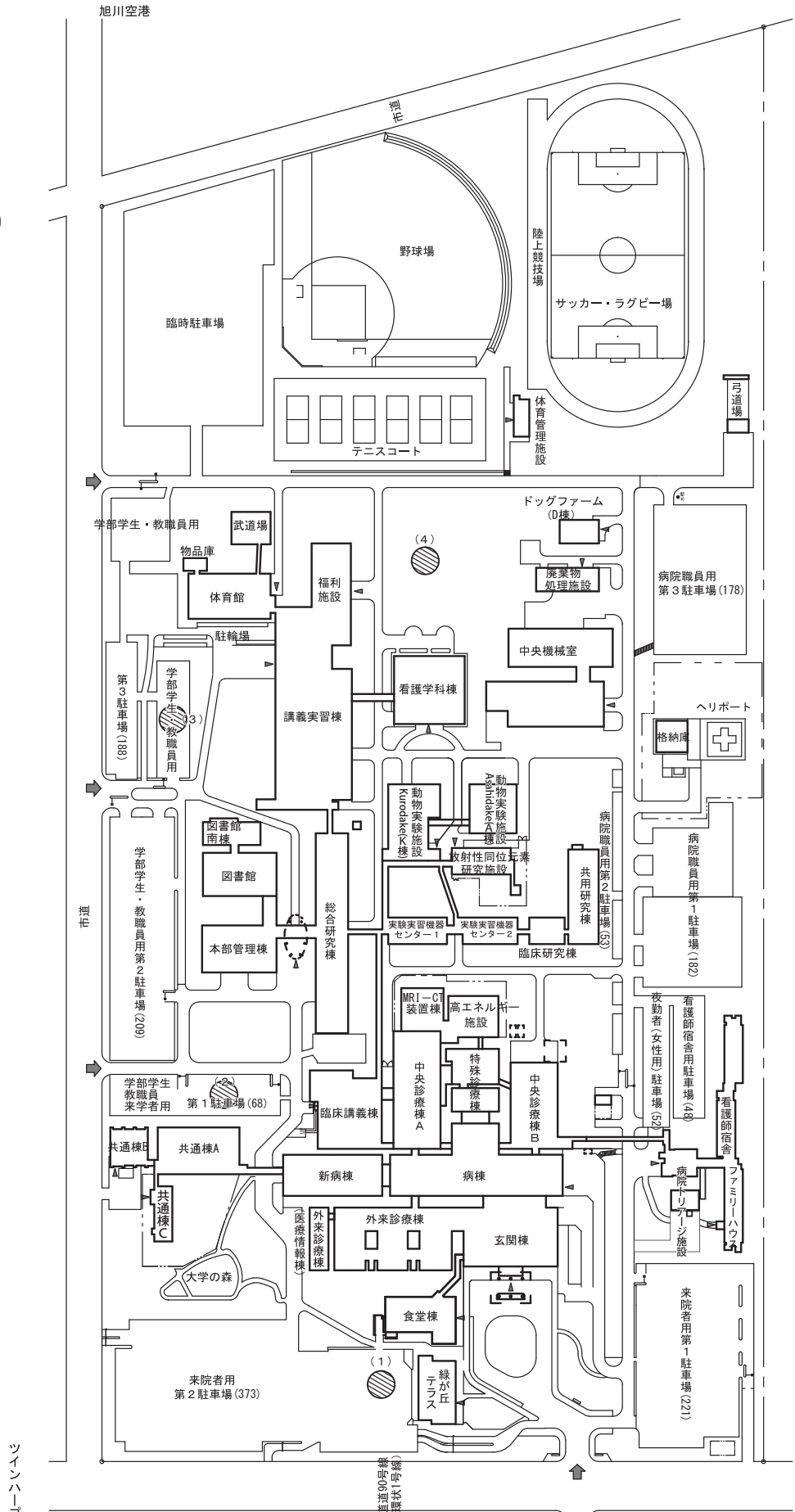
上記以外にも、皆さんの大学生活に関係する規程が数多くあります。  
必要に応じ改正されることがありますので、最新の内容や関係する様式は、  
右記 QR コードから本学ホームページの規程集を確認してください。

「旭川医科大学規程集」



# 13. 学内案内図

## 1. 建物等配置図



●一印 (1~4) は大規模災害時の避難場所です。 職員 宿舎

ツインハープ橋

国237号線

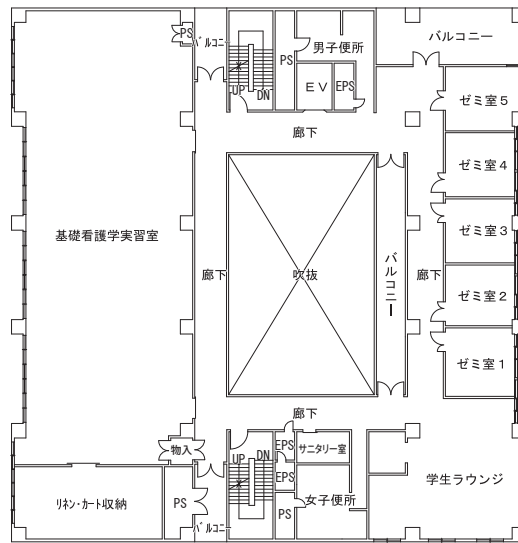




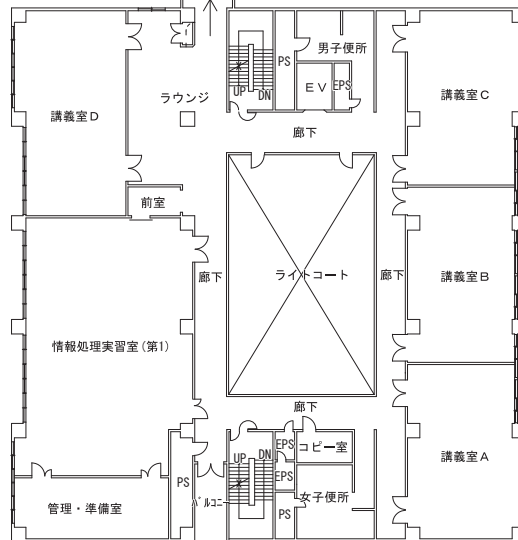
看護学科棟 (1)



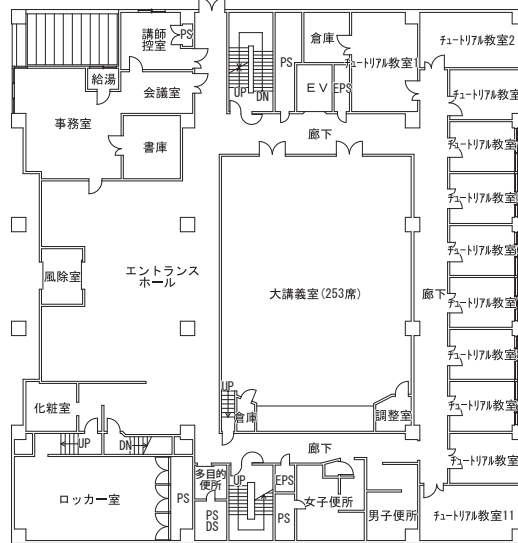
● 3階



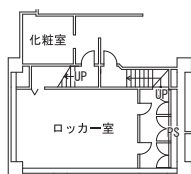
● 2階



● 1階



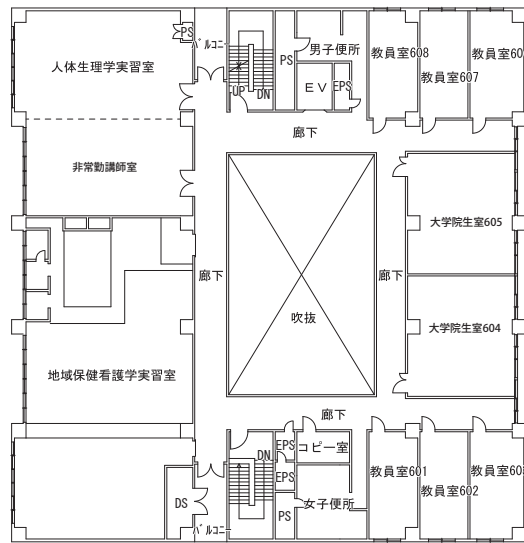
● 地階



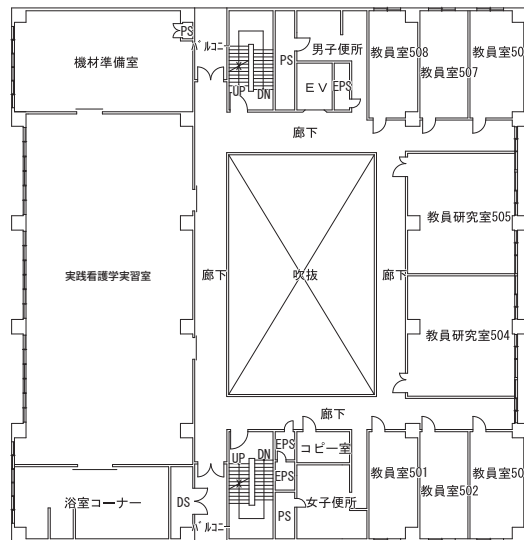
看護学科棟 (2)



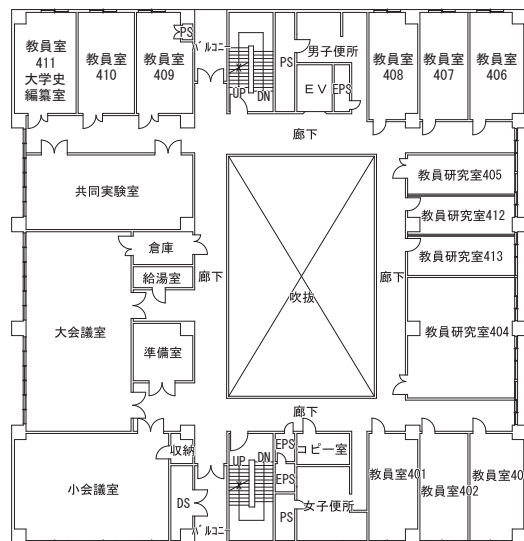
● 6階



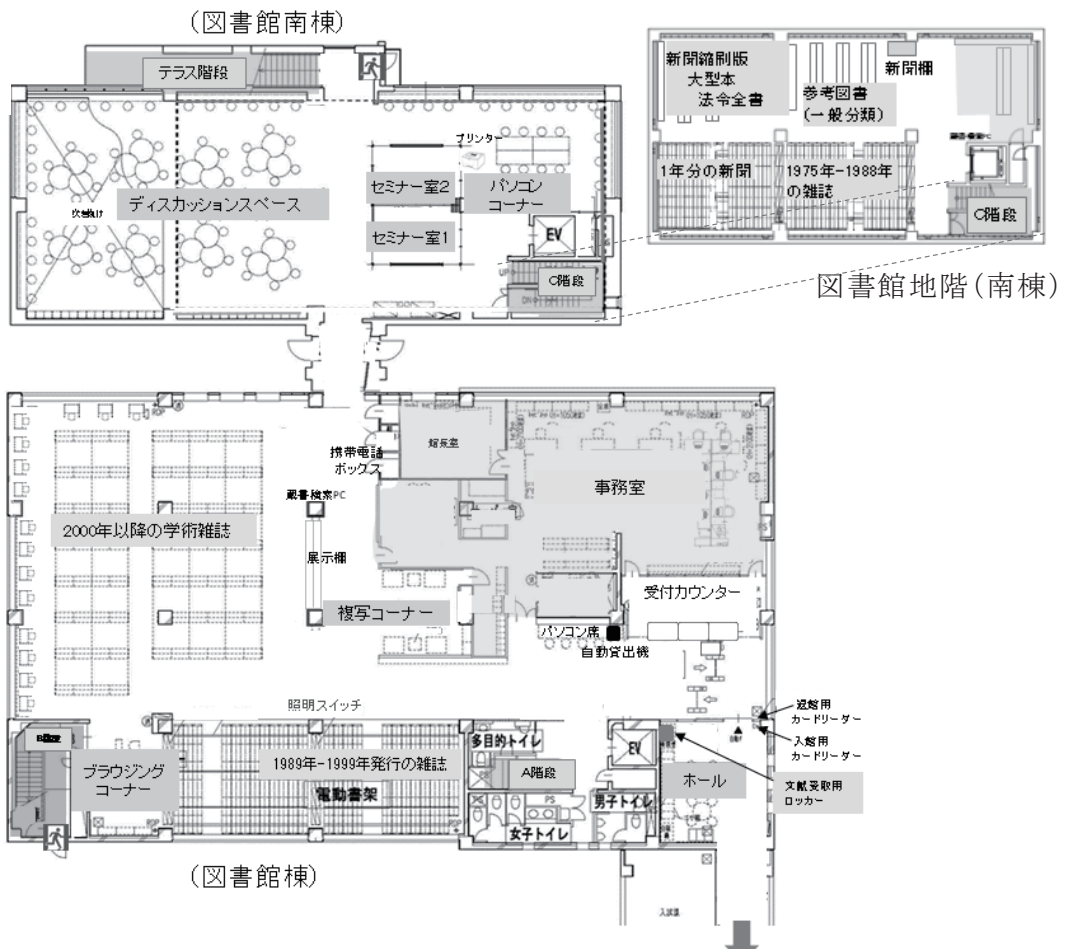
● 5階



● 4階



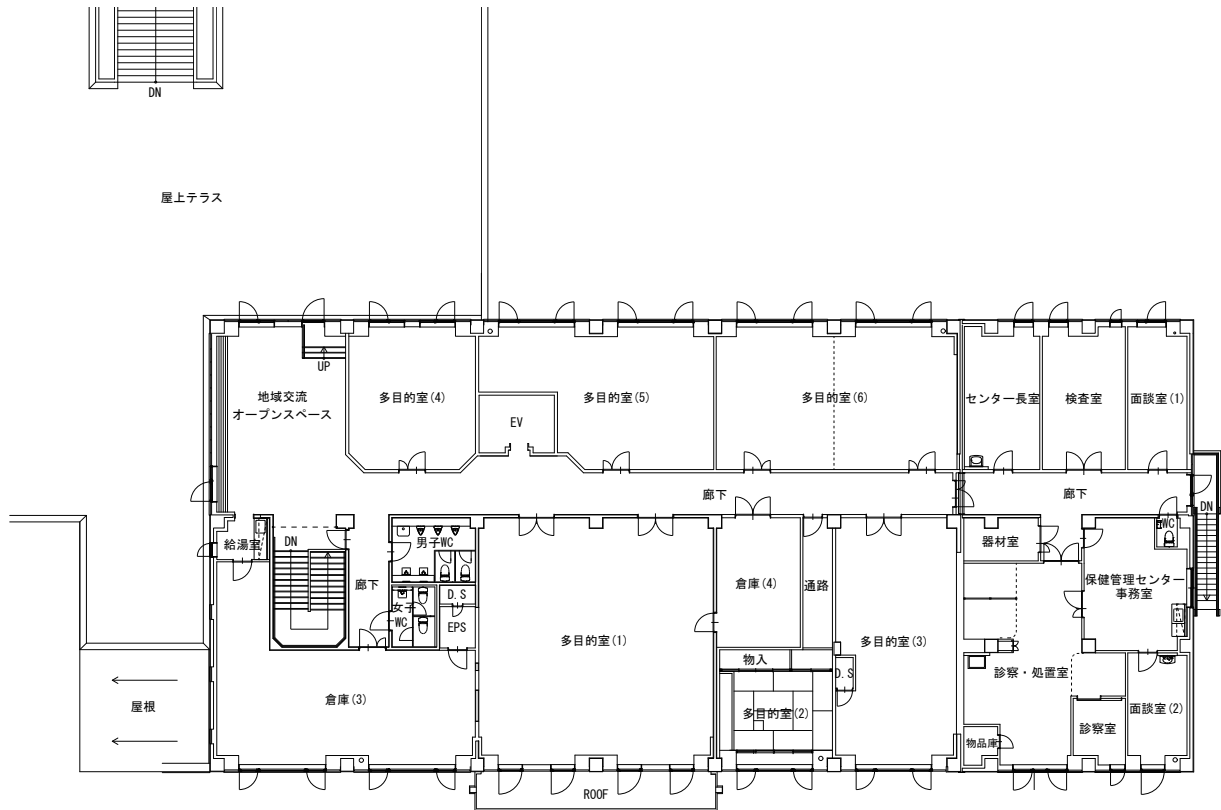
図書館 1階



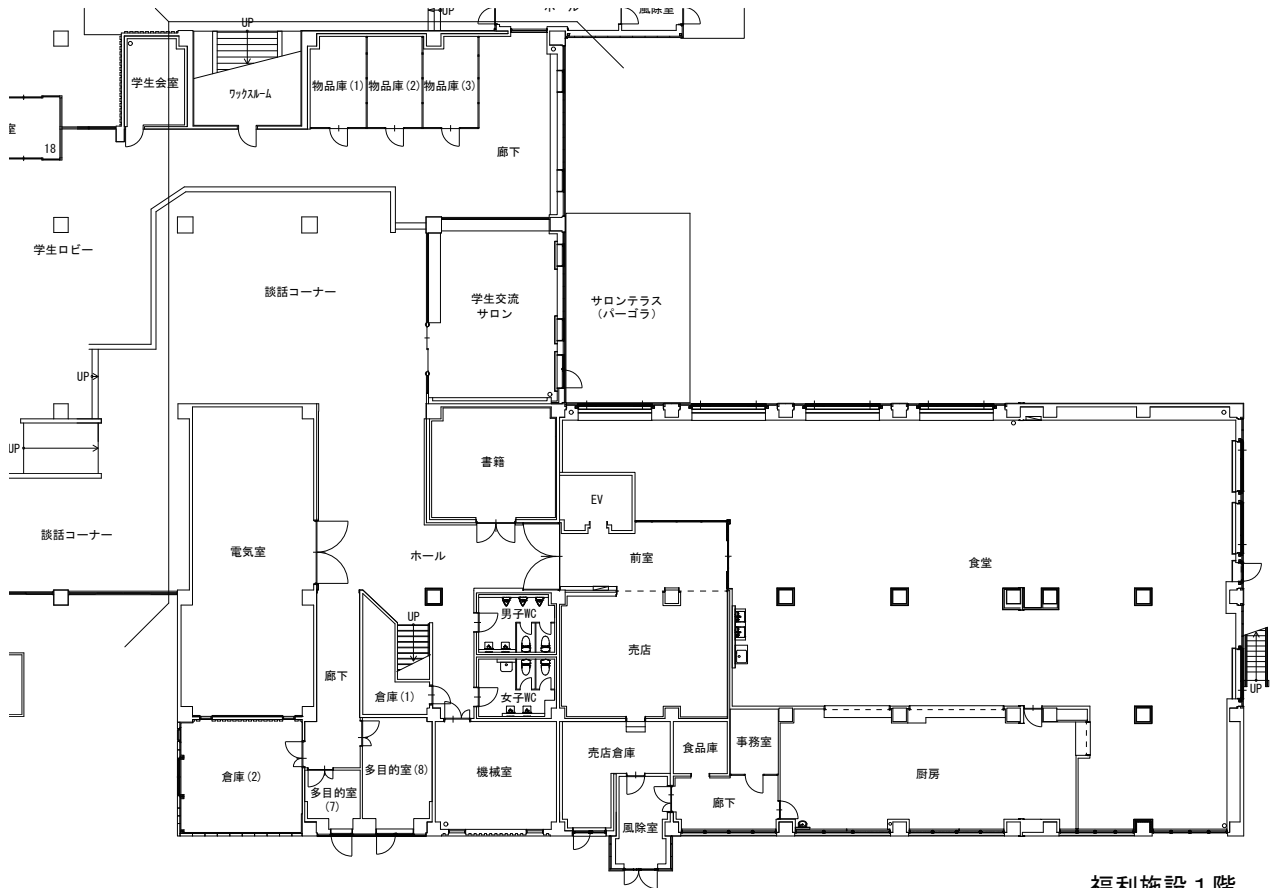
図書館 2階



福利施設



福利施設 2階

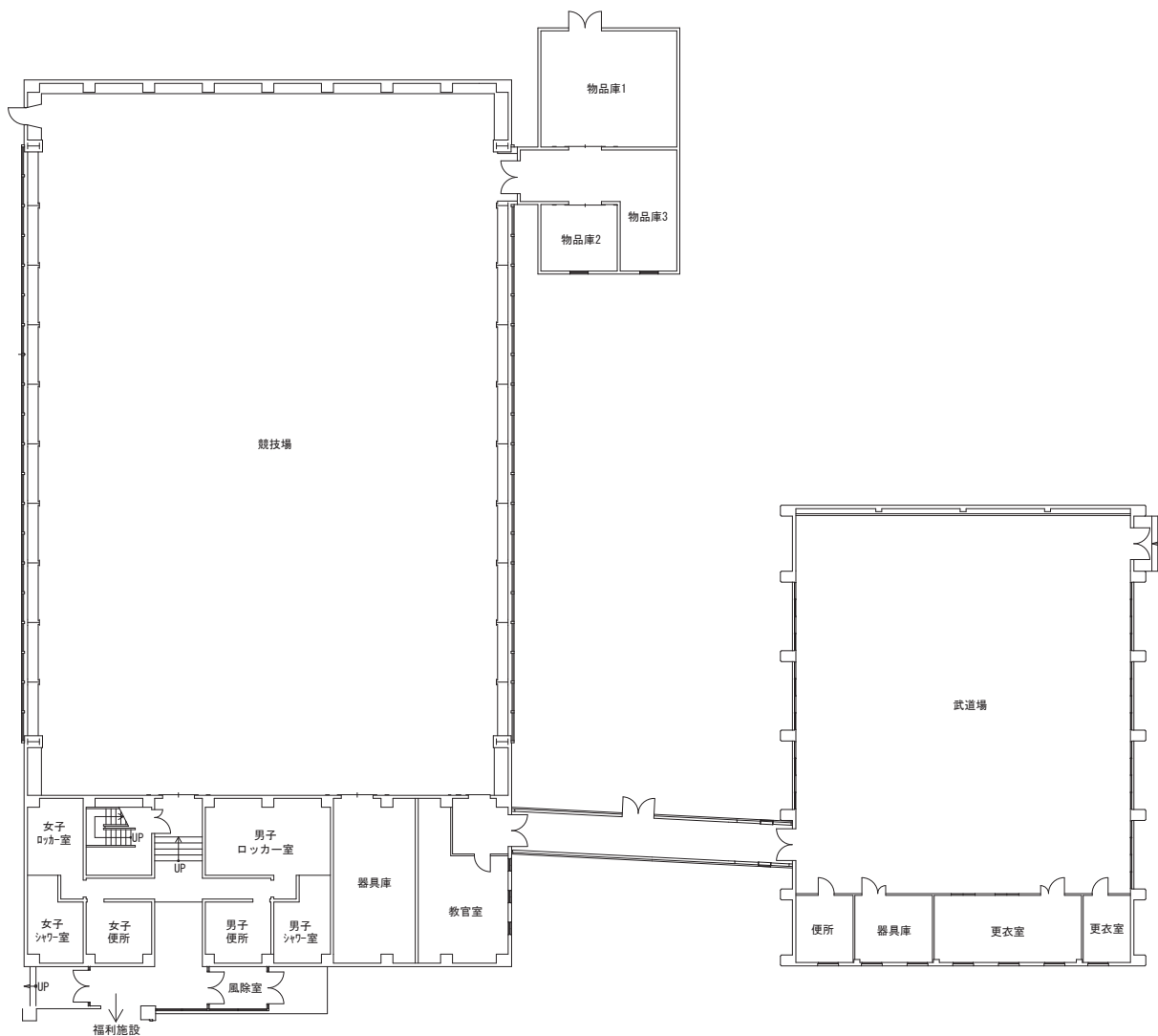


福利施設 1階

体育館・武道場



●体育館 2階



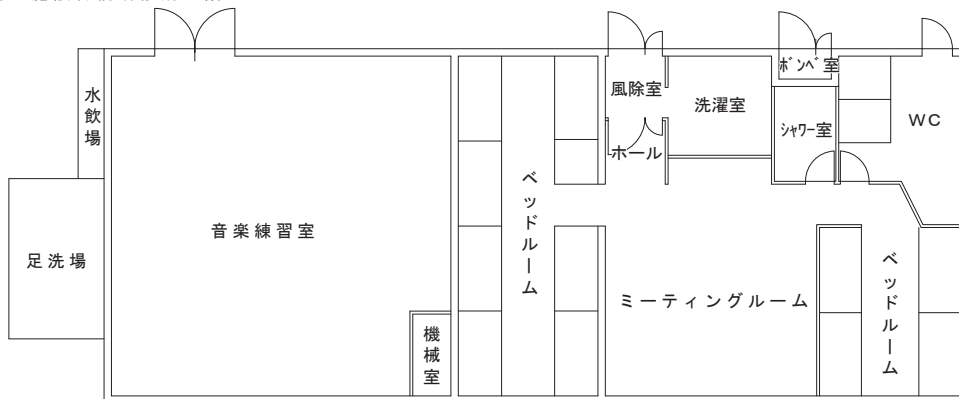
●体育館 1階

●武道場 1階

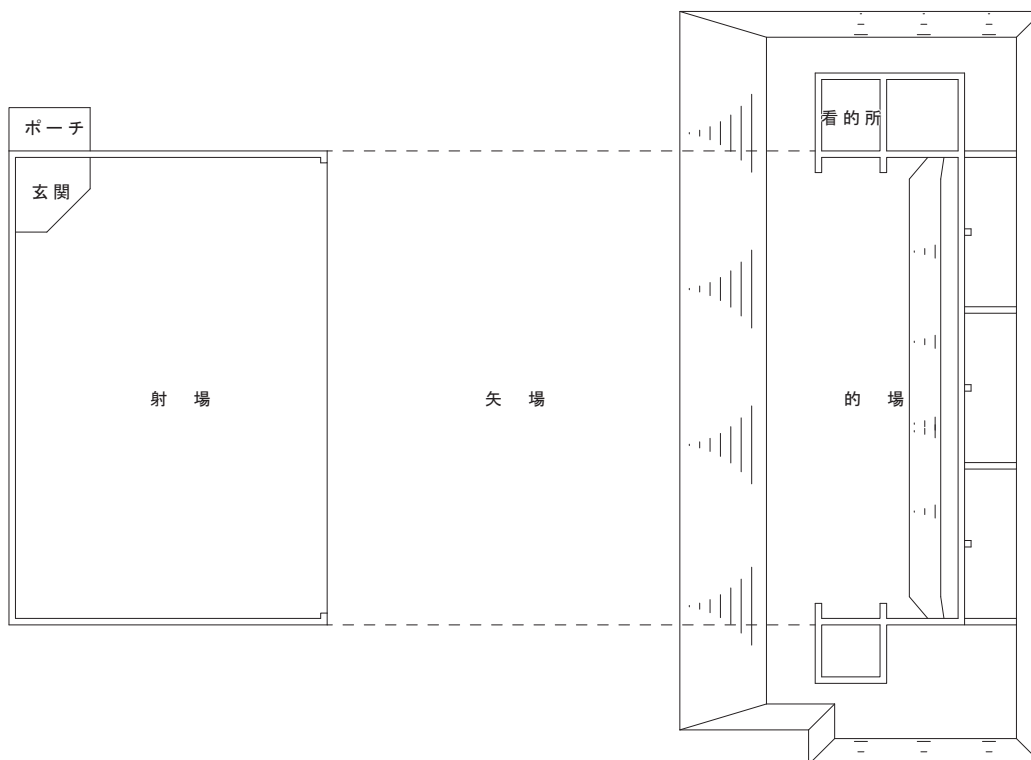
体育管理施設合宿研修所・弓道場



● 体育管理施設合宿研修所 1 階



● 弓道場 1 階



## 14. 役職員等

(令和8年3月1日現在)

学 長	西川 祐司	
副学長	奥村 利勝	(入試、教育、人事・組織)
	東 信良	(医療、評価、国際交流)
	川辺 淳一	(研究)
	藤谷 幹浩	(産学連携)
	牧野 雄一	(地域医療医育成)
	吉原 秀昭	(財務)
学長補佐	松本 成史	(IR)
	西條 泰明	(広報)

学 科 長		
医学部医学科長	奥村 利勝	
医学部看護学科長	升田由美子	

専 攻 長		
大学院博士課程医学専攻長	川辺 淳一	
大学院修士課程看護学専攻長	藤井 智子	

※最新の情報は、下記URLの本学ホームページからご確認ください。

<https://www.asahikawa-med.ac.jp/guide/about/officers/>

